

答申第41号

平成19年3月14日

大阪府知事
太田房江様

大阪府環境審議会
会長 南



廃棄物処理計画の改定について（答申）

平成18年3月27日付け資循第1834号で諮問のあった標記について、別添のと
おり答申します。

廃棄物処理計画の改定について(答申)

平成19年3月

大 阪 府 環 境 審 議 会

大阪府廃棄物処理計画(案)



目 次

序章

1	計画改定の背景等	1
(1)	計画改定の趣旨	1
(2)	前計画の進捗状況	1
(3)	廃棄物をめぐる動向	4
2	計画の性格	9
3	計画期間	9
4	計画の基本的方向	10
(1)	基本理念等	10
(2)	廃棄物対策における課題	12
(3)	減量化目標	14
(4)	重点施策	15

第1章 一般廃棄物

1	排出及び処理等の状況	21
(1)	ごみの排出・処理状況	21
(2)	し尿の収集・処理状況	26
(3)	処理施設の現況	28
2	減量化の目標量	32
3	減量化目標達成のための施策	34
(1)	府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進	34
(2)	市町村の分別収集の促進	34
(3)	一般廃棄物処理の有料化の推進	36
(4)	家電リサイクルの推進	36
(5)	事業系一般廃棄物のリサイクルの促進	36
(6)	集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取り組みの促進	37
(7)	府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進	37
(8)	グリーン購入の促進	38
(9)	調査・研究の推進	39
4	適正なごみ処理の推進	40
(1)	市町村等による施設の整備促進	40
	資源化施設の整備促進	40
	ごみ処理におけるエネルギーの有効利用	40
	施設整備に向けた情報公開	40
(2)	ダイオキシン類対策	41
	施設の集約化	41
	維持管理等におけるダイオキシン類対策の推進	41
(3)	石綿（アスベスト）対策	42
(4)	広域化の推進	43

(5)最終処分場の確保	4 3
最終処分場の整備	4 3
最終処分場の延命化	4 4
(6)再生資源業者等の活用及び育成	4 4
(7)ごみ処理施設の更新や補修時における協力体制	4 5
(8)災害時における協力体制	4 5
(9)一般廃棄物処理事業の効率化の促進	4 6
5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進	4 7
(1)し尿及び浄化槽汚泥の適正処理	4 7
(2)汚泥の資源化の促進	5 0
(3)災害時等におけるし尿等収集・運搬体制の整備	5 0
6 市町村に対する技術的援助	5 1
(1)ごみ処理技術の向上のための情報発信	5 1
(2)市町村間の調整	5 1
(3)施設整備における負担の軽減	5 1

第2章 産業廃棄物

1 排出及び処理の状況	5 2
(1)概要	5 2
(2)排出の状況	5 2
(3)処理の状況	5 4
(4)特別管理産業廃棄物	5 8
2 減量化目標	6 2
(1)将来推計	6 2
(2)減量化の目標量	6 5
3 減量化目標達成のための施策	6 7
(1)事業者の自主的取組みの促進	6 7
(2)建設廃棄物の発生抑制・リサイクル	6 8
発生抑制の推進	6 8
リサイクルの推進	6 8
(3)再生品の使用促進	6 9
4 適正処理の推進	7 0
(1)排出事業者に対する指導の徹底	7 0
(2)有害産業廃棄物の適正処理	7 1
ダイオキシン類対策	7 1
P C B 廃棄物対策	7 2
石綿（アスベスト）廃棄物対策	7 3
感染性産業廃棄物対策	7 4
5 産業廃棄物処理施設の整備	7 4
(1)中間処理施設の整備促進	7 4
(2)最終処分場の確保	7 5

(3)生活環境の保全への配慮	7 5
6 健全な処理業者の育成	7 6
(1)産業廃棄物処理業・施設設置許可に係る厳正な審査	7 6
(2)悪質な処理業者への行政処分等	7 6
(3)優良処理業者の育成と情報公開	7 6
処理業者の自主的取組みの促進	7 6
処理業者への情報の提供	7 7
優良性評価制度の促進等	7 7
7 不適正処理対策	7 7
(1)不適正処理の未然防止等	7 7
監視体制の一層の強化	7 7
警察・市町村等関係機関との連携強化	7 8
不適正処理に対する厳正な行政処分と公表	7 8
府民との連携	7 8
循環型社会形成推進条例に基づく規制指導の徹底	7 8
(2)不適正処理の原状回復	7 9
行為者・排出事業者・土地所有者に対する厳正な対応	7 9
原状回復の促進等	7 9

第3章 循環型社会の形成に向けた施設整備

1 民間リサイクル施設の立地促進	8 0
(1)大阪府エコタウンプランの策定	8 0
(2)大阪エコタウンプランの推進	8 1
2 循環型社会を目指した市町村の施設整備	8 1
3 最終処分場の再生	8 1

第4章 各主体の役割と連携等

1 府民・事業者・行政の役割	8 3
(1)府民の役割	8 3
(2)事業者の役割	8 3
(3)市町村の役割	8 4
(4)府の役割	8 5
2 府民・事業者・行政の連携	8 6
(1)大阪府リサイクル社会推進会議による連携	8 6
(2)環境教育・啓発の推進	8 6
(3)産業廃棄物の不適正処理対策における関係機関等との連携	8 7
3 国際協力	8 7
4 計画の進行管理	8 8

序 章

1 計画改定の背景等

(1) 計画改定の趣旨

- ・大阪府では、昭和 49 年から 3 次にわたり産業廃棄物処理計画を策定し、産業廃棄物の適正処理を推進してきました。
- ・さらに、平成 13 年度には一般廃棄物と産業廃棄物に関する廃棄物処理計画を策定し、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成 9 年度の概ね半分にするという平成 22 年度目標と、その達成をみすえて設定した平成 17 年度の最終処分量を数値目標として掲げ、廃棄物の減量化・リサイクル、適正処理を推進してきました。
- ・一方、前計画期間中には各種リサイクル法の施行など循環型社会の形成に向けた社会の取組みが大きく進展するとともに、国においては「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針」を昨年度改正し、主に市町村における一般廃棄物処理の在り方についての方針が示されたところです。
- ・このため、この国の基本方針との整合を図るとともに、前計画の減量化目標等の進捗状況の評価を行い、平成 22 年度の減量化目標と施策の見直しを行うものです。

(2) 前計画の進捗状況

減量化目標の達成状況

一般廃棄物

単位：万トン

	H12 年度実績	H17 年度実績	H17 年度目標	H22 年度目標 (参考)
排出量	457	428	450	442
再生利用量	38	45	68	111
中間処理による減量	331	313	298	275
最終処分量	88	70	84	56

- ・排出量は、前計画の目標年度である平成 17 年度実績では 428 万トンと目標を達成し、平成 22 年度目標の 442 万トンも既に下回っています。

- ・また、再生利用量については、平成 17 年度実績で 45 万トンと平成 17 年度目標の 68 万トンに対し、約 66%の達成率です。
- ・最終処分量については、平成 17 年度実績で 70 万トンと平成 17 年度目標の 84 万トンを下回っています。

産業廃棄物

単位：万トン

	H12 年度実績	H17 年度実績	H17 年度目標	H22 年度目標 (参考)
排出量	1,768	1,728	1,872	1,977
再生利用量	464	545	506	543
中間処理による減量	1,157	1,115	1,255	1,334
最終処分量	147	67	111	100

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

- ・排出量については、前計画の目標年度である平成 17 年度実績では 1,728 万トンであり、17 年度目標を達成しています。
- ・また、再生利用量については、平成 17 年度実績で 545 万トンであり、平成 17 年度目標及び平成 22 年度目標を達成しています。
- ・さらに、最終処分量についても、平成 17 年度実績で 67 万トンと平成 17 年度目標及び平成 22 年度目標を達成しています。

前計画の重点施策の進捗状況

「大阪環境都市条例(仮称)」の制定

- ・平成 15 年 3 月に「大阪府循環型社会形成推進条例」を制定し、再生品の認定・普及・調達など循環型社会の形成に向けた基本的な施策と産業廃棄物管理責任者制度や自家産業廃棄物の保管の届出など産業廃棄物の適正な処理のために必要な規制などについて規定しました。

発生抑制・リサイクルの推進

- ・府民、事業者、行政が一体となったりリサイクルやごみ減量化にむけた実践行動を推進するとともに、公共事業における再生品の率先利用や公共施設の長期活用のための基本指針の策定、各種リサイクル法の施行などに取り組みました。特に、最終処分量の多い建設廃棄物については、建設リサイクル法などにに基づき、分別排出や再資源化の促進を図りました。

リサイクルや適正処理のための施設の整備

- ・臨海部における廃棄物最終処分場跡地や民間所有地等を活用し、民間リサイクル施設の整備を図ることなどを内容とする「大阪エコエリア構想」を平成 15 年 3 月にとりまとめました。さらに同構想の具体化を図るために策定した「大阪府エコタウンプラン」が、平成 17 年 7 月に環境省及び経済産業省の承認を受け、同プランに位置づけた民間リサイクル事業のうち 6 事業については既に稼動しています。

<大阪府エコタウンプランに位置づけた事業の概要>

事業名	立地場所
亜臨界水反応による廃棄物再資源化事業	堺市
混合廃棄物リサイクリングアソートセンター事業	堺市
食品系・木質系廃棄物総合リサイクル事業	堺市
食品残渣の飼肥料化・廃プラ等原燃料化事業	堺市
廃木材等によるバイオマスエタノール製造事業	堺市
都市型製鉄所における廃棄物適正処理リサイクル事業	大阪市
容器包装プラスチック 100%再利用率高品質パレット製造事業	寝屋川市

- ・また、大阪府循環型社会形成推進条例において廃棄物処理施設設置の際の周辺住民への情報提供等の手続きの明確化を行いました。

ダイオキシン類・PCB 廃棄物等の有害化学物質対策の推進

- ・府内の廃棄物焼却炉については、改善工事等が進められ、全ての施設がダイオキシン類に係る構造基準に適合し、排ガス中のダイオキシン類の約 98% が削減されています。
- ・PCB 廃棄物については、日本環境安全事業株式会社により大阪市内に処理施設が整備され、高圧機器等の処理が実施されています。

不適正処理の撲滅

- ・産業廃棄物の不適正処理対策として、警察や市町村等関係機関と連携するとともに、専任のグループの設置、不法投棄等監視連絡員の府民への委嘱など、監視・指導体制を強化してきました。
- ・また、自家産業廃棄物の保管の届出や土地所有者の責任を規定した大阪府循環型社会形成推進条例を施行しました。
- ・こうしたことにより、新たな大規模事案の発生はみられない状況となっています。

府民・事業者・市町村等との連携の強化

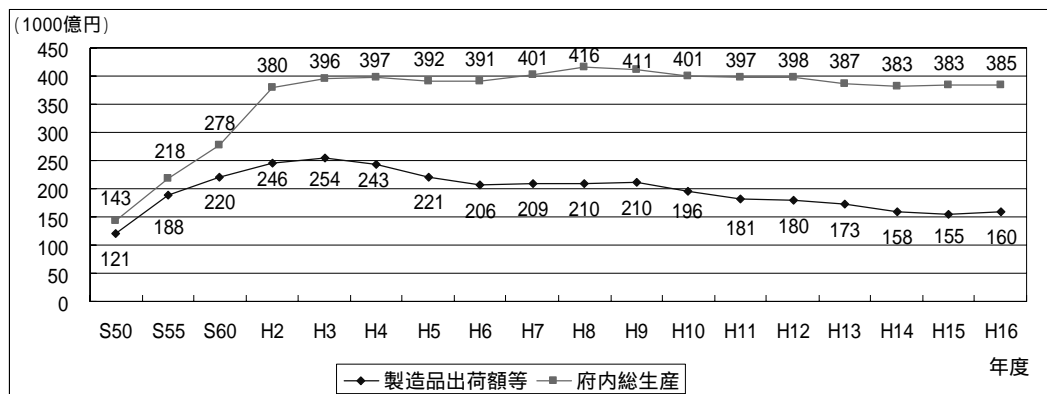
- ・府民団体や事業者団体、行政等で構成する「大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議（平成 18 年 4 月から「大阪府リサイクル社会推進会議」に名称変更）」において、リサイクルやごみ減量化のための各主体の実践活動を推進してきました。
- ・また、「さんばいフォーラム」の開催など府民等の廃棄物処理についての理解を深めるための啓発事業を実施しました。

(3) 廃棄物をめぐる動向

経済・社会動向

府内総生産及び製造品出荷額等の推移

- ・府内総生産や製造品出荷額等の経済動向を長期的にみると、昭和の後期には右肩上がりには上昇を続けていましたが、平成に入ってから横ばいから減少傾向に転じています。
- ・近年、大阪においても長く続いた景気低迷から脱却し、経済が活性化しつつあることから、今後廃棄物の発生量が増加する要因にもなりうると考えられます。

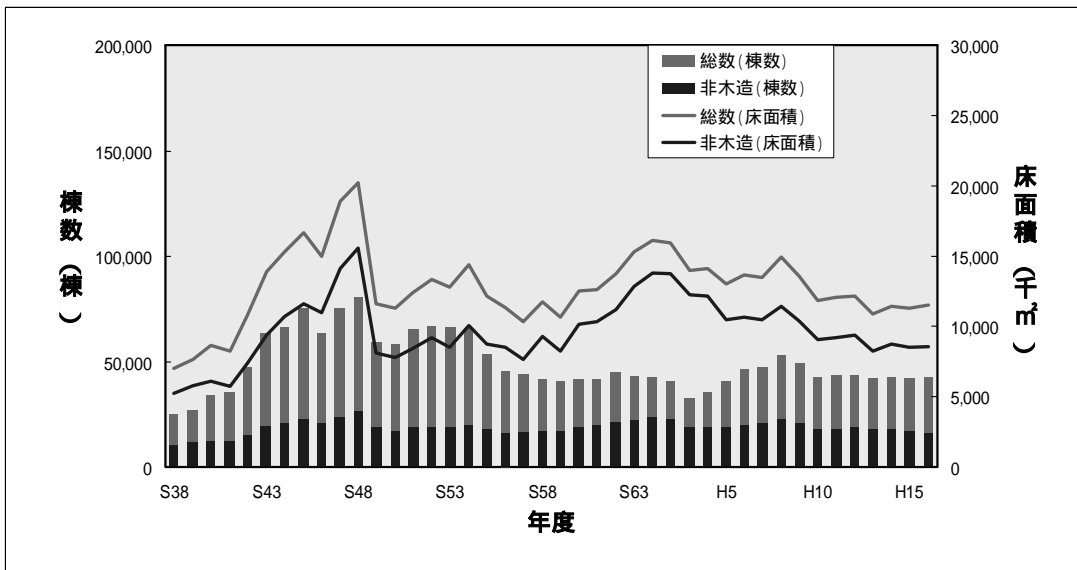


出典：大阪府統計年鑑から作成

図 序-1 府内総生産、製造品出荷額等の推移

建築着工床面積等の推移

- ・府内の建築物の着工床面積の推移をみると、昭和 45 年度から 48 年度にかけて大きなピークがみられます。今後これらの建築物の建替え需要による建設廃棄物の発生量の増加が見込まれます。

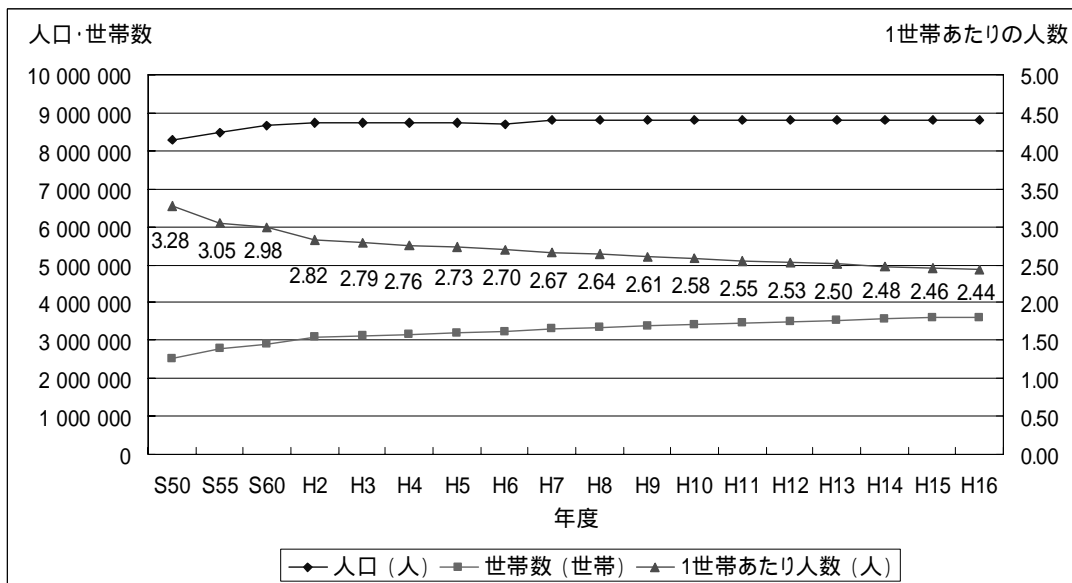


出典：国土交通省「建築統計年報」

図 序-2 大阪府内の建築着工床面積等の推移

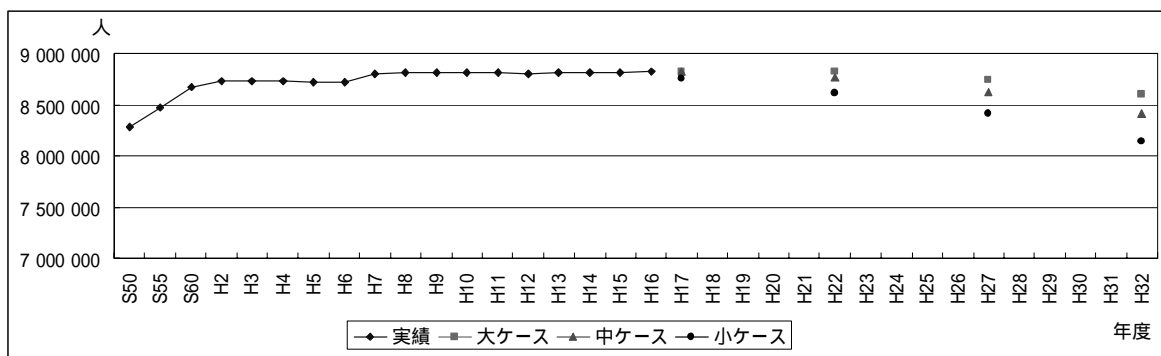
人口、世帯数等の推移

- ・府域における人口の推移はこれまで増加を続けてきましたが、今後は減少傾向になると推計されています。一方で世帯数は増加を続け、1世帯当たりの人数は減少を続けています。
- ・人口の減少は、廃棄物の排出量の減少に繋がりますが、1世帯当たりの人数の減少は一般廃棄物に関しては逆に発生原単位の増加に繋がるとの指摘があります。



出典：大阪府統計年鑑から作成

図 序-3 大阪府内の人口、世帯数等の推移

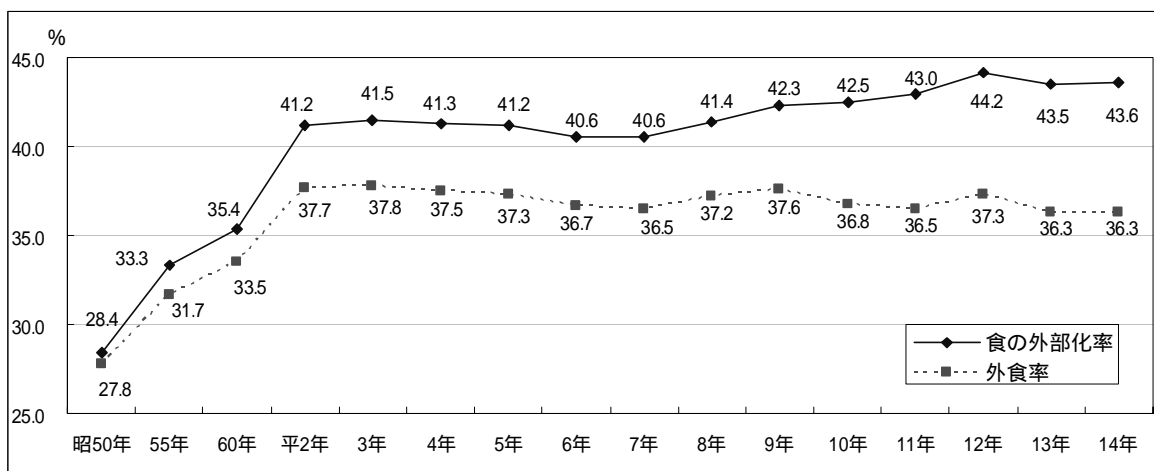


出典：大阪府企画調整部企画室「大阪府の将来統計人口」平成16年7月

図 序-4 大阪府内の将来人口の推計

生活様式の変化

- ・生活様式については、外食や中食（なかしょく：調理済みの食品で家に持ち帰り利用するもの）に代表される家事の外部化の進展が見られます。
- ・外食については、家庭ごみの排出量の削減に繋がる一方、事業系一般廃棄物の増加要因になります。また、中食についてはその容器包装が家庭ごみの排出量の大きな増加要因になると考えられます。



出典：財団法人外食産業総合調査研究センター推計

外食率：家計の食費に占める外食費の割合

食の外部化率：家計の食費に占める外食費と中食費の合計の割合

図 序-5 我が国における外食率等の推移

- ・また、近年、集合住宅を中心にディスプレイを設置する動きがみられます。ディスプレイは生ごみの回収量の減少やごみ焼却時の投入エネルギーの低減などの効果が考えられる一方、その水処理後の汚泥の増加という課題もあります。今後、ディスプレイの設置が総合的にみて循環型社会の形成にどのような影響があるか検討していく必要があります。

廃棄物の排出量、リサイクル率の推移

- ・府域における廃棄物排出量の長期的な推移をみると、一般廃棄物、産業廃棄物ともかつての上昇傾向から、近年は横ばいから減少傾向に転じています。また、リサイクル率は上昇を続けています。

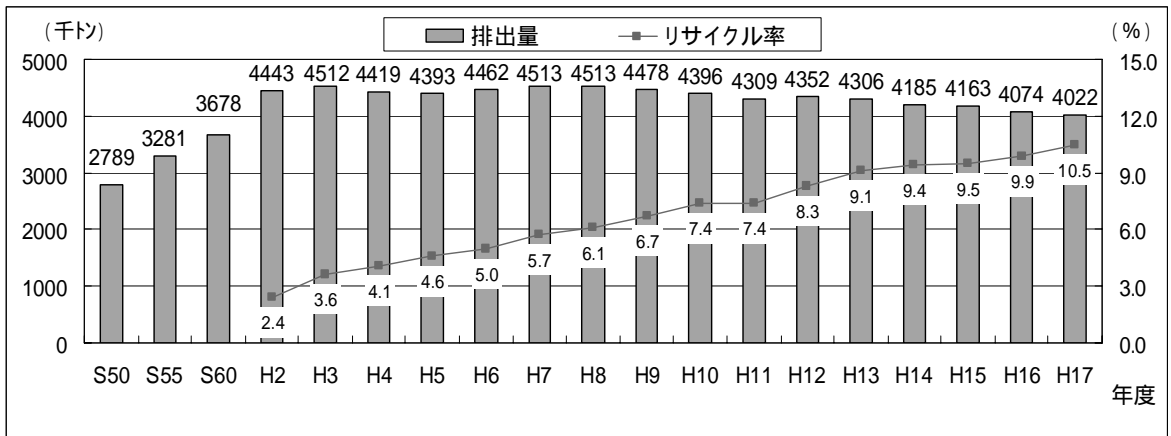


図 序-6 一般廃棄物の排出量及びリサイクル率の推移

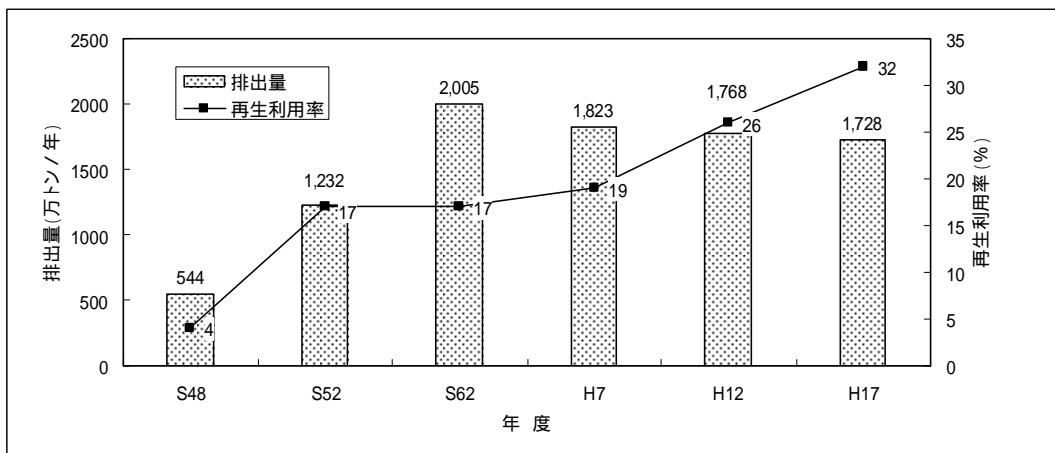


図 序-7 産業廃棄物の排出量及び再生利用率の推移

資源循環の動向

- ・古紙、アルミ缶やスチール缶などの金属類、空き瓶、ペットボトルなどは有用な再生資源として回収され、市場で流通しています。
- ・近年、これらの再生資源は需要の増加に支えられ回収率が上昇し、その市場価格も上昇傾向にあります。
- ・しかしながら一方で、これら再生資源は中国を始めとする東アジアへの輸

出が急増しています。このことは、将来的には国内の再生資源の需給にも影響を及ぼしかねず、国内、さらに府内のリサイクル産業の停滞・空洞化に繋がることも懸念される状況です。

- ・産業廃棄物については、建設工事等に伴って排出されるがれき類は再生砕石や再生アスファルトとしてほぼ全量が再資源化されるようになりました。また、建設汚泥についても、処理土などとしての再生利用が進みましたが、用途が建設発生土と競合するため利用先の確保が課題となっています。

事業者の自主的な取組みの動向

- ・廃棄物の発生抑制やリサイクルを効果的に進めるためには、社会経済活動の主要な担い手である事業者の自主的な取組みを促進することが重要です。
- ・経済産業省では事業者が廃棄物処理・リサイクルとして取り組むべき事項を提示することにより、事業者の自主的な取組みを促進することを目的としたガイドラインの作成や、廃棄物処理・リサイクルの視点を企業経営に反映させる「廃棄物・リサイクルガバナンス」の概念を提案しています。
- ・環境省においても、事業者が自ら発生させている廃棄物などの環境への負荷やそれに係る対策の成果を的確に把握し、評価するための評価指標を提案し、事業者の自主的・積極的な取組みを促しています。
- ・さらに事業者においては ISO14001 をはじめとする環境マネジメントシステムの導入により、自主的なリサイクルや廃棄物の減量化の取組みが進みつつあります。

リサイクル関連法制度の動向

- ・前計画の策定と前後して、拡大生産者責任の考え方に基づく5つの個別リサイクル法が施行され、リサイクルの取組みが社会システムの中に浸透してきました。
- ・容器包装リサイクル法の施行により、平成9年度から7品目、平成12年度からは3品目追加され、10品目の容器包装廃棄物の収集が行われています。
- ・家電リサイクル法では、平成13年度以降、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の家電4品目を廃棄する場合、そのリサイクルを義務付けています。
- ・食品リサイクル法は、平成13年度に施行され、食品関連事業者が平成18年度までに食品廃棄物の20%以上を再生利用等することを義務付けています。

- ・建設リサイクル法は、平成 14 年度に施行され、建築物の解体工事等を実施する際には、分別解体等と特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材）の再資源化等の実施を義務付けています。
- ・自動車リサイクル法は、平成 16 年度に全面施行され、廃車の引取り、引渡し状況を電子マニフェスト制度で一元的に管理するとともに、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の 3 品目については、自動車メーカー等に引取り、リサイクルを義務付けています。

法律名(略称)	施行年月
容器包装リサイクル法	平成 9 年 4 月施行（平成 12 年 4 月品目追加）
家電リサイクル法	平成 13 年 4 月施行
食品リサイクル法	平成 13 年 5 月施行
建設リサイクル法	平成 14 年 5 月施行
自動車リサイクル法	平成 17 年 1 月施行

2 計画の性格

- ・この計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）第 5 条の 5 に基づき都道府県が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画」で、同法に基づき国が定める「廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定しています。さらに同法に基づき市町村が策定する一般廃棄物処理基本計画は本計画と整合が図られ策定されるものです。
- ・また、大阪府環境総合計画に基づく廃棄物分野の個別計画でもあり、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、循環型社会の形成に関する施策展開や個別計画の策定に当たっての指針として策定した「大阪府循環型社会形成に関する基本方針」も踏まえ策定しています。

3 計画期間

- ・前計画は、最終処分量を平成 22 年度に平成 9 年度比概ね半減することをみすえつつ、平成 17 年度を目標年度としたものであり、今回の改正では、その平成 17 年度の減量化目標の達成状況の評価を行い、引き続き平成 22 年度を目標年度とする計画として取りまとめたものです。

4 計画の基本的方向

(1)基本理念等

- ・循環型社会形成推進基本法や各種リサイクル法の施行が相次ぎ、また、大阪府においても循環型社会形成推進条例を施行するなど、行政のみならず、府民、事業者を含めた社会の中に循環型社会の形成に向けた取組みが進みつつあります。
- ・このため、本計画の基本理念及び基本方針は次のとおり循環型社会の形成を目指すものとし、その形成に向けた将来ビジョンを明確にした上で、本計画期間中には、「循環型社会の基盤の確立」に向けた取組みを進めていくこととします。
- ・将来ビジョンには、行政による廃棄物の適正処理に係る取組みだけでなく、生活様式や事業活動のあり方、さらに循環型ビジネスの役割なども含み、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」に至る循環資源の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会を目指しています。
- ・その実現のため、地域におけるリサイクルの取組みを促進する独自のリサイクルシステムの構築に向けた視点なども踏まえ、循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを検討していきます。

<基本理念>

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成する。

<基本方針>

廃棄物の発生を抑制する。

リユースやリサイクルなど資源の循環的な利用を進め、処分しなければならぬ廃棄物を可能な限り削減する。

どうしても利用できない廃棄物は安全かつ適正に処分する。

府民、事業者、市町村等と連携して取り組む。

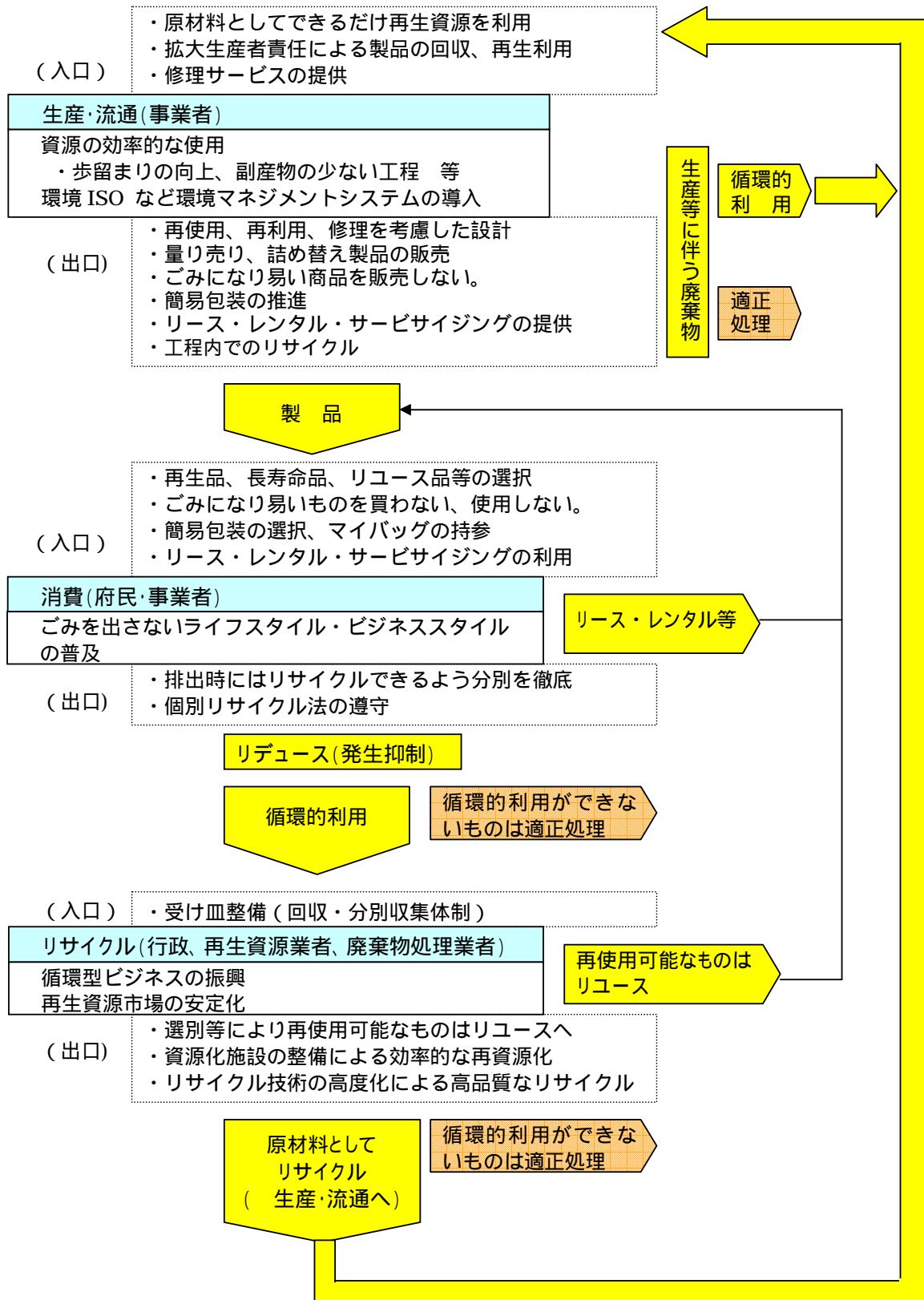
<循環型社会の形成に向けた将来ビジョン>

「環境への負荷が低減された生活様式の定着」、「循環資源を活用した事業活動の定着」、「適正処理の徹底」が進み、「もの」との関わりにおいて、その使用後のことまでも考慮にいたった活動様式が定着しています。

その結果、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」に至る循環資源の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会を目指します。

このため、「生産・流通」、「消費」、「リサイクル」の各段階での循環資源の受け渡しが円滑に行われるよう課題を明確にし、その解決に取り組んでいきます。

< 循環資源の流れの有機的な連携のイメージ >



(2) 廃棄物対策における課題

大量に発生する廃棄物とリサイクルの推進

平成 17 年度に府域から排出された一般廃棄物は 428 万トンで、ここ数年は減少傾向にあるものの依然として高い水準で推移しています。国の調査結果（平成 16 年度実績）によると、都道府県別の総排出量で大阪府は東京都に次いで全国 2 番目、一人あたりの排出量は 1,257g/日と最も多くなっています（新潟県、兵庫県の災害分は除く）。生活系ごみは平成 12 年度に比べて総排出量で約 11%の削減が進んでいますが、事業系ごみについては約 3%の削減にとどまっています。生活系ごみの排出削減に今後とも一層取り組むとともに、事業系ごみの削減が大きな課題となっています。

また、リサイクル率は平成 17 年度には 10.5%と年々向上していますが、同じく国の調査結果によると、京都府に次いで全国で 2 番目に低い状況となっています。

平成 17 年度に府域から排出された産業廃棄物は 1,728 万トンで、平成 12 年度の調査結果に比べると 40 万トン減少しています。これは、全国の産業廃棄物排出量（「産業廃棄物排出・処理状況調査 平成 16 年度実績」環境省調べ）と比較すると、単位面積あたりの排出量は全国の約 8.3 倍、単位人口あたりでは全国の約 0.6 倍となっていますが、全国総排出量 4 億 1,700 万トン（都道府県平均約 888 万トン）の約 4.1%を占め依然大量に排出されています。

また、排出された産業廃棄物のうち、建設工事に伴い発生する廃棄物は 28%を占めており、昭和 40 年代以降の高度成長期に急増した建築物が更新時期を迎えることから、今後、建設廃棄物の排出量の増加が懸念されます。

こうした廃棄物はリサイクルや脱水・焼却などの中間処理により減量され、最終処分されていますが、埋立地の残容量もひっ迫してきています。近年の循環型社会形成に向けた法制度等の整備により、一般廃棄物、産業廃棄物ともにリサイクルや減量化は進みつつありますが、今後、更なるリサイクル率の向上と排出削減が求められています。

困難な廃棄物処理施設の整備

リサイクルや減量化を進め、廃棄物の最終処分量を削減していくためには、廃棄物の中間処理施設の整備が必要となります。また、廃棄物の適正処理を進めるためには最終処分場の確保も重要な課題です。

こうした施設の設置について、周辺住民の理解を得ることが重要ですが、

廃棄物の不法投棄などの不適正処理、廃棄物処理施設設置による環境悪化などに対する不安から廃棄物処理施設に対する不信感が高まっていること、また、人の健康や生態系への影響を回避するために水源や森林地域の保全が求められていることなど、廃棄物処理施設の設置はますます困難な状況となっています。

有害廃棄物の適正処理

毒性や感染性を有する有害廃棄物については、廃棄物の種類に応じて特別な処理基準が定められており、この基準に基づいた処理が確実に実施されることが必要です。飛散性アスベスト廃棄物については、吹付けアスベスト等が施工された建築物の更新時期を迎えることから、今後の排出量の増加が見込まれます。PCB廃棄物については、大阪市内に整備された高圧機器等の広域処理施設において処理が開始され、低圧機器等PCB汚染物の処理施設の整備等が今後の課題となっています。

悪質化する不適正処理

産業廃棄物の不法投棄や野外焼却などの不適正処理事案は、前計画の期間内に進めた監視指導体制の強化などに伴って減少しています。特に、過去には大規模事案の発生があった野積みについては、近年には大規模事案の新たな発生はみられなくなっています。その一方で、自らの産業廃棄物の保管に偽装した無許可営業や、産業廃棄物の有価物への偽装、不正軽油の密造に伴って生成される硫酸ピッチの放置など、不適正処理の悪質化・巧妙化が進んでおり、これらの悪質・巧妙な事案の未然防止と早期是正が課題となっています。

(3)減量化目標

廃棄物ごとの減量化目標は下表のとおりであり、国の基本方針に基づき、平成9年度に対し、平成22年度において、最終処分量をおおむね半分に削減するため、目標年度の平成22年度における最終処分量を一般廃棄物については56万トンに、産業廃棄物については53万トンに削減します。

なお、リサイクルや廃棄物の処理等の技術の進歩、府民や事業者の意識の変革などの実態を踏まえ、必要に応じ目標を見直し、最終処分量の更なる削減に努めます。

一般廃棄物

単位：万トン

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (目標)
排出量	428	420
再生利用量	45	88
中間処理による減量	313	276
最終処分量	70	56

産業廃棄物

単位：万トン

	平成17年度 (実績)	平成22年度 (目標)
排出量	1,728	1,766
再生利用量	545	568
中間処理による減量	1,115	1,144
最終処分量	67	53

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

(4)重点施策

リサイクル・排出抑制の推進

ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの推進

- ・マイバッグの持参によるレジ袋の削減など簡易包装の推進やごみになりにくい製品の販売、また、リターナブル容器の普及や不用品の交換制度などのリユースの取組み、さらに再生資源の利用を進めるリサイクルなど、ごみを出さないライフスタイルやビジネススタイルを浸透させていく必要があります。
- ・このため、府民・事業者・行政が一体となってリサイクルやごみの減量化の実践活動に取り組むために大阪府リサイクル社会推進会議が策定した「ごみ減量化・リサイクルアクションプログラム」を推進し、ごみゼロに向けた府民運動を広げます。

家庭ごみの排出削減の推進

- ・ペットボトルなどの使い捨ての商品の普及や中食の増加などによる容器包装廃棄物の増加に加え、核家族化の進展による家庭ごみ排出原単位の増加など、家庭ごみの排出量は今後増加する要因が考えられます。
- ・このため、家庭から出るプラスチックごみの約 15%を占めるといわれるレジ袋の削減に向けた取組みをはじめ、経済的インセンティブを活用した排出抑制策の一つとして市町村による家庭ごみ処理の有料化の導入の促進、また有料化の導入による排出削減の受け皿として資源ごみの分別収集の拡充、さらに府民へのごみの削減に向けた啓発など家庭ごみの削減に向けた取組みを市町村と連携し、総合的に進めます。

事業者の自主的な取組みの支援

- ・産業廃棄物や事業系一般廃棄物など事業者が排出する廃棄物は家庭から排出される廃棄物に比べて、府域では約 8 倍に達しています。
- ・循環型社会を形成するためには、排出事業者による発生抑制やリサイクルの取組みを進めることが重要です。
- ・事業者における産業廃棄物の発生抑制やリサイクルの自主的な取組みを促進するため、多量排出事業者制度の効果的な運用や、実績の公表などの施策を検討し、実施します。特に、発生抑制やリサイクルに関する情報の入手や人材の確保が困難となり易い中小事業者については、情報提

供や技術的支援などの施策を検討し、実施します。

- ・また、事業者が環境に配慮した経営に取り組む際の非常に有効な手段の一つである ISO14001 等の「環境マネジメントシステム」は、広い範囲の環境改善活動を対象とすることができ、廃棄物の排出量の削減やリサイクルの推進にも効果があります。しかしながら、環境マネジメントシステムの認証取得には様々な負担を伴うことから、特に中小企業ではその導入が困難な場合もあります。
- ・このため、ISO14001 に加え、エコアクション 2.1 などの中小企業向けの環境マネジメントシステムの種類や仕組み、構築の手順、認証取得にあたって必要となる手続き等を分かりやすく情報提供し、府内の中小企業等における環境マネジメントシステムの導入を支援します。

建築物の長期的活用の促進

- ・大阪府が所管する土木施設や府営住宅等の施設について、適切な維持管理を行うことにより機能の保持や向上を図り、良質なストックとしての長期的活用に努めます。また、府有建築物の建替え等においては、既存施設の活用を含めた検討を行うことにより、効率的な施設整備を推進します。

製品等の長寿命化等の促進

- ・製品の長寿命化、修理体制の整備、部品等の再使用などについて生産者へ働きかけるとともに、消費者に対して、ものを大切にし、長期間使用するなどリユースの取組みを促します。

容器包装リサイクルの推進

- ・家庭から出るごみの中の容積比で約 5 ～ 6 割を占めるびんや缶、包装紙などの容器包装廃棄物のリサイクルを進めるため、大阪府分別収集促進計画に基づき、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民啓発や市町村への情報提供に努めます。

家電リサイクルの推進

- ・廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域

の再生資源業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

建設リサイクルの推進

- ・建設廃棄物については、建設汚泥や建設発生木材の有効利用の一層の拡大などが課題となっています。
- ・このため、建設汚泥については、これまでの処理業者を通じた再生利用に加え、適正な管理の下での現場内利用などを促進します。また、建設発生木材については、建設リサイクル法の対象工事における指導などにより工事業者・発注者の再生利用の取組みを促進するとともに、再生品の需給動向や新たな利用用途の可能性について調査し、今後の再生利用の促進策について検討します。

自動車リサイクルの推進

- ・使用済自動車のリサイクルに関わる関連事業者（引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者）に対して、登録・許可時の審査、立入検査及び電子マニフェスト制度に基づく引取り・引渡し状況の監視を通じて、廃棄物の適正な処理、環境汚染の防止とともに、リサイクルが促進されるよう指導を徹底します。

食品リサイクルの推進

- ・府域における食品関連事業者の食品廃棄物の再生利用等の促進を図るため、法の趣旨、制度の内容等の周知や普及啓発を進めていくとともに、取り組むべき方向の明確化や技術開発の支援等に努めます。

資源循環の推進に向けた基盤整備

分別収集体制の拡充

- ・家庭ごみのリサイクルを進めるためには、その排出段階から処分するものとりサイクルするものをできる限り分別することが重要です。このため、大阪府分別収集促進計画に基づく容器包装の分別に加え、ごみ処理広域化計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村

に働きかけます。

資源化施設等の整備促進

- ・市町村等による一般廃棄物の処理施設の整備に際しては、資源化施設やエネルギー回収施設等の循環型社会の形成に資する施設整備を促進するため、技術的援助や交付金の確保に努めます。
- ・「大阪府エコタウンプラン」に位置づけた新技術、新システムを導入したリサイクル施設を核に、再生利用・資源循環の推進に取り組んでいきます。

循環型ビジネスの振興

- ・資源の循環的な利用を進め循環型社会を形成するためには、循環資源を適正にリサイクル（リユース、リペア、資源回収などを含む）する循環型ビジネスの役割が重要です。
- ・特に、リサイクルなど資源の循環的な利用を進める上で、再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っていることから、その活用や育成が図られるよう努めます。
- ・また、再生品の需要拡大などを通じて、再生品の市場形成の促進に努めます。
- ・さらに、「大阪府エコタウンプラン」をはじめとして、民間の先進的なリサイクル施設の立地を促進するとともに、インターネットによる情報発信、セミナー、シンポジウム等を通じた事業マッチングによるビジネスチャンスの創出などに努めます。

再生品の利用促進

- ・再生品の利用を促進するために、府が率先して物品購入や公共工事において再生品の利用を進めます。
- ・また、消費者の再生品の品質に対する不安を解消し、その需要拡大を図るため、府内で発生した廃棄物等を利用して府内の事業所で製造されるリサイクル製品のうち、一定の基準を満たすものを府が認定し、その普及に努めます。
- ・再利用できない廃棄物を焼却処分した際に発生する焼却灰を有効利用す

るため、焼却灰の溶融物の公共工事等での利用促進について検討します。

適正処理の徹底

排出事業者に対する指導の徹底

- ・立入検査等によって排出事業者における処理や委託の適正な実施を指導するほか、業界団体と連携を図り法令等の周知を徹底します。また、電子マニフェストの普及を図ります。
- ・また、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、法の優良性評価制度を促進し、インターネット等を活用して情報を公開します。

有害廃棄物の適正処理の徹底

- ・排出事業者、処理業者に対して適正処理の徹底を指導します。建築物の更新に伴う排出の増加が見込まれる飛散性アスベスト廃棄物については、大気汚染防止法等の関係法令に基づく規制制度等と連携して排出事業者を指導するほか、処理業者についても立入検査等による指導を徹底します。
- ・また、処理基準が新たに定められた非飛散性アスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）については、排出事業者や処理業者にホームページ等を通じた周知を行うとともに立入検査等による指導を徹底します。

不適正処理の根絶

- ・不適正処理の未然防止と早期発見・是正のため、監視体制の一層の拡充、関係機関との連携強化を図ります。また、悪質な処理業者を排除するため、欠格要件等の審査や処理基準の遵守に関する指導を徹底します。不適正処理を行った排出事業者・処分業者に対しては、厳正に行政処分を行っていきます。

優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・優良な産業廃棄物処理業者の育成を促すため、廃棄物処理法に基づく優良性評価制度を促進するとともに、業界団体による研修制度の支援を図ります。

各主体との連携

府民・事業者・市町村等との連携の強化

- ・循環型社会を形成するためには府民、事業者、行政の果たす役割を明確にし、すべての関係者が連携して取り組むことが必要です。特にリサイクルやごみ減量化の実践活動に先進的に取り組んでいる事業者や府民団体、NPO等と連携することで、より効果的な取組みを進めることができます。
- ・このため、府民団体や事業者団体、行政で構成する「大阪府リサイクル社会推進会議」を活用し、関係者が相互に連携しながらリサイクルをはじめ、循環型社会の形成に向けた取組みを推進します。
- ・また、行政機関や事業者団体で構成する「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」や不法投棄等監視連絡員制度等により、産業廃棄物の不適正処理の未然防止・早期発見を図ります。
- ・さらに、府民や関係機関等とも連携した河川やため池、道路などの公共空間における清掃・美化活動は、廃棄物の適正処理に対する府民意識を醸成する上でも有効であり、その推進に努めます。

環境教育・啓発の推進

- ・府民や事業者が循環型社会の形成についての理解を深め、リサイクルや廃棄物の減量化などに関する自主的な取組みができるよう、学校、企業及び生涯学習の場などでの環境教育・啓発を推進します。
- ・また、産業廃棄物処理業の業界団体と協働してフォーラムを開催するなど、府民・事業者に対する啓発を推進します。

情報公開の推進

- ・減量化目標の達成状況など本計画の進捗状況について、インターネットなどを通じて広くかつ迅速に情報公開を行い、効果的な計画の推進を図ります。
- ・また、市町村における一般廃棄物処理事業については、社会経済的に効率的な事業とするため、その事業に係る費用のコスト分析・情報公開の促進に努めます。

第1章 一般廃棄物

1 排出及び処理等の状況

(1)ごみの排出・処理状況

排出量

府域から排出され市町村や一部事務組合で処理しているごみの総量は、平成17年度が402万トンであり、平成12年度の435万トンに比べて、約8%にあたる33万トン減少しています。

府民1人1日あたりに換算すると、平成17年度は1,241gであり、平成12年度の1,346gと比べて105g減少しています。これを全国と比較すると、平成16年度では府民1人1日あたり1,257gであり、全国の1人1日あたり1,086gよりも171g多くなっています。

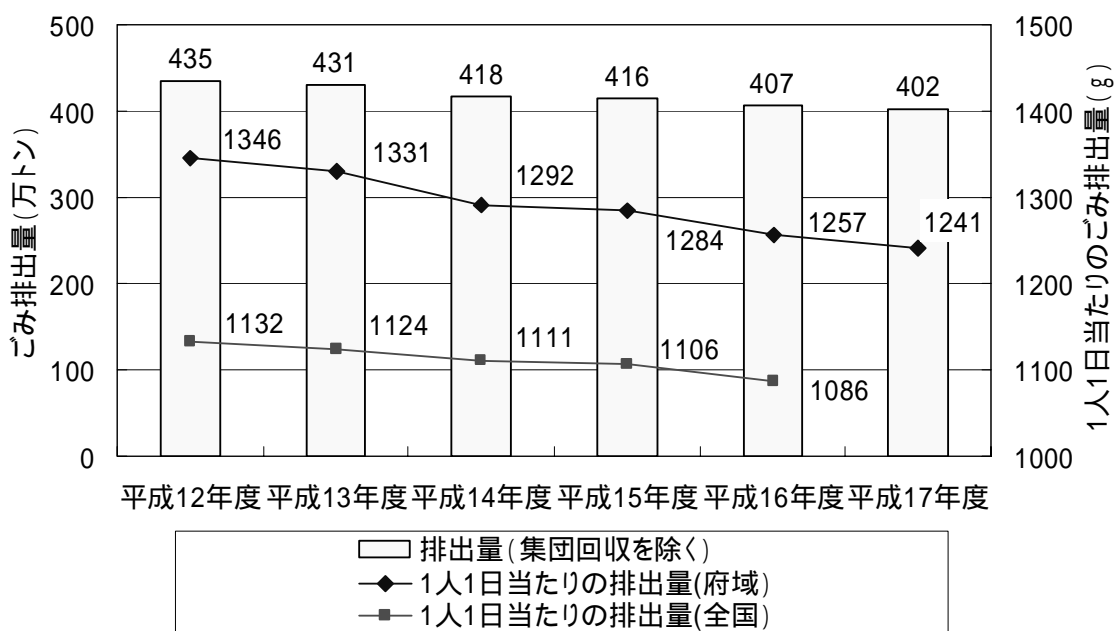


図 1-1 ごみの排出量の推移

ごみ排出量を一般家庭などから排出される生活系ごみと、事業所から排出される事業系ごみに分けると、生活系ごみは平成17年度が213万トンであり、平成12年度の240万トンから約11%にあたる27万トン減少しています。事業系ごみについても平成17年度が190万トンであり、平成12年度の195万トンから約3%にあたる5万トンが減少しています。

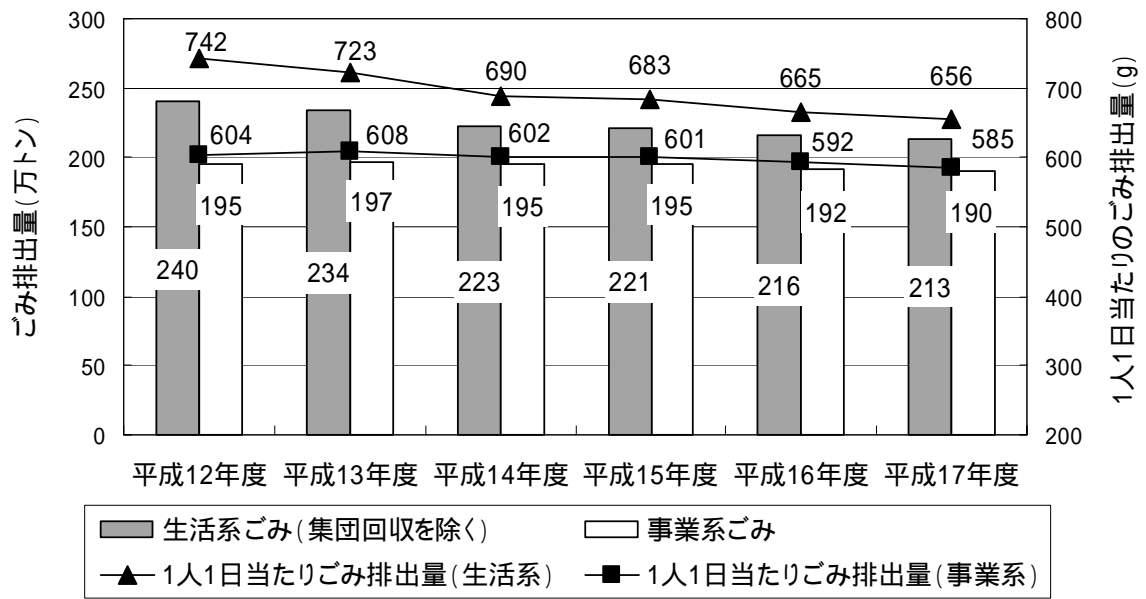


図 1-2 生活系及び事業系ごみの推移

また、自治会、子ども会などが新聞、雑誌などを集団で回収している集団回収量は、平成17年度が26.0万トンであり、平成12年度の21.6万トンに比べて、約20%にあたる4.4万トン増加しています。

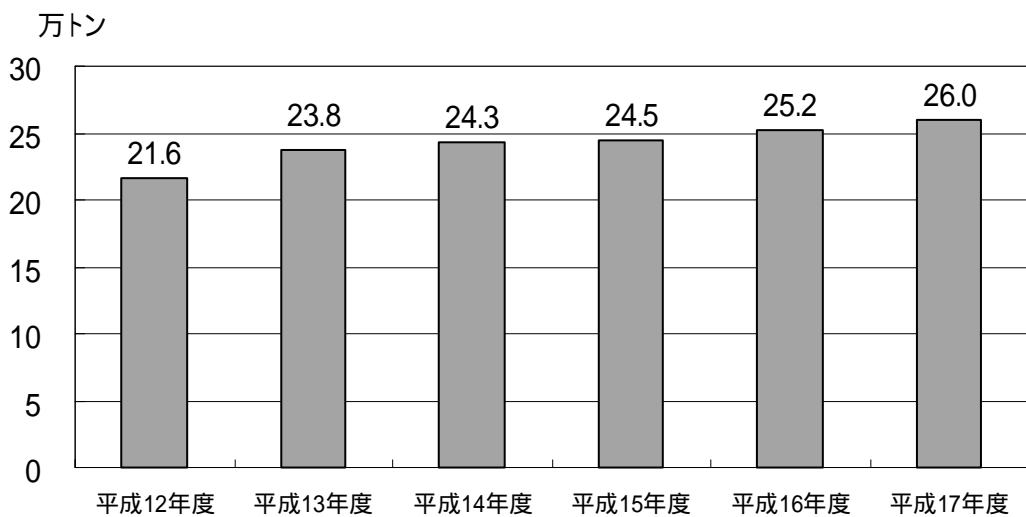


図 1-3 集団回収量の推移

なお、一般廃棄物（ごみ）には、市町村等で収集・処理されるもの以外に、小売店の店頭での回収、回収業者への引き渡し、市町村等が回収する前に持ち去るいわゆる資源ごみの抜き取りなど、直接リサイクルルートに回るものがあります。

これらの市町村等が関与せず直接リサイクルされるものの内訳（年間）は、店頭回収によるものが約 4 千トン、資源ごみの抜き取りによるものが約 6 千トン、家庭からの回収業者への引渡しが約 14 万 6 千トン、事業系の一般廃棄物でリサイクルされるものが約 67 万 4 千トンと推計されました。

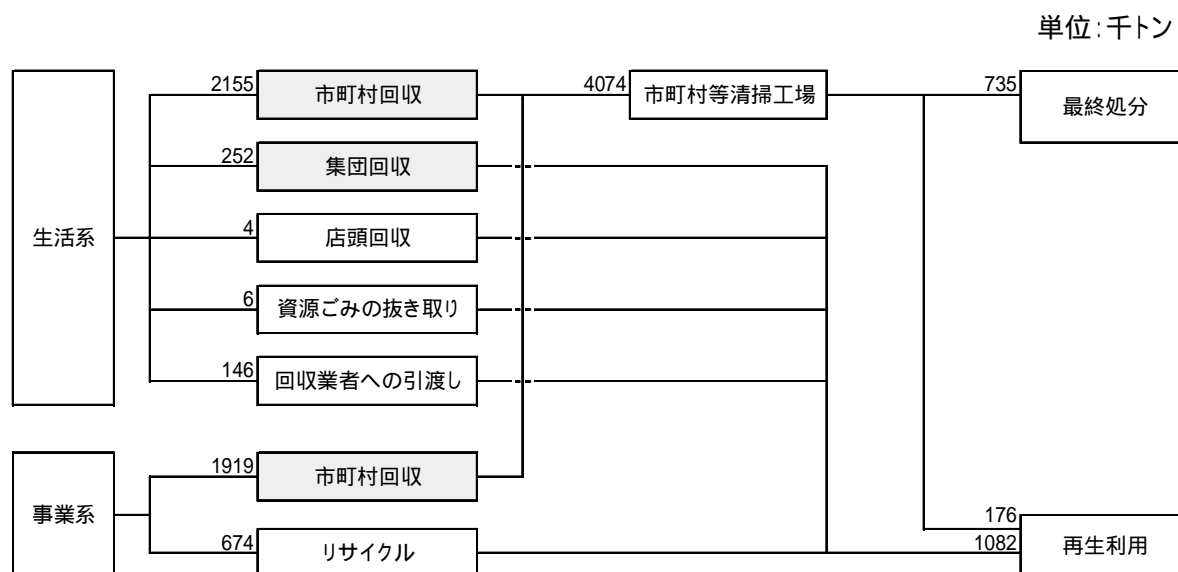


図 1-4 市町村等が関与しないものも含めた一般廃棄物の発生・処理状況
(平成 16 年度：大阪府推計)

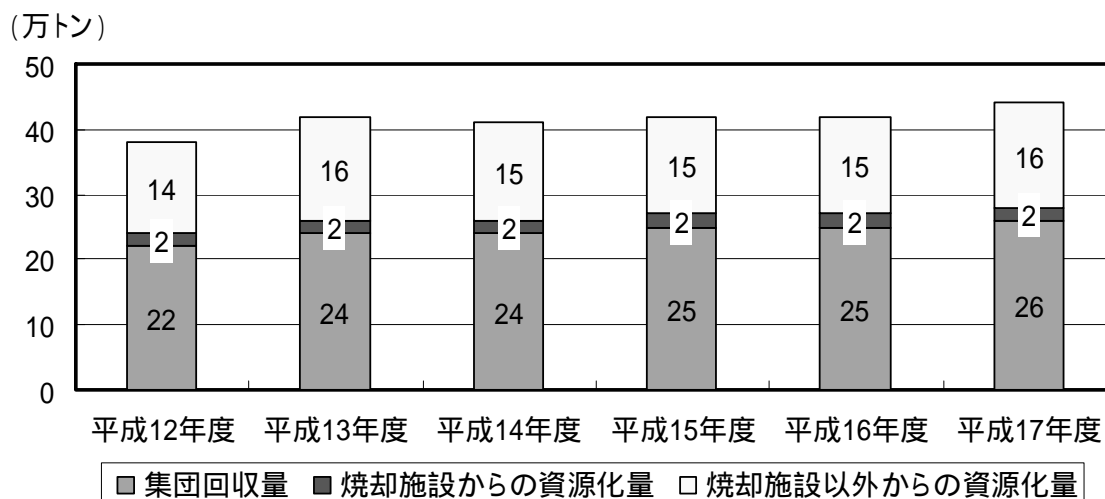
再生利用量

排出されたごみから金属類(鉄やアルミニウムなど)やガラス、紙類などを資源として回収した量は、平成 17 年度が 45 万トンであり、平成 12 年度の 38 万トンに比べて、約 18%にあたる 7 万トン増加しています。

平成 17 年度の処理方法別の資源化量は、焼却施設の焼却残渣からの資源回収が 2 万トン、粗大ごみ処理施設や資源化施設から 15 万トンとなっています。

また、集団回収量を含めたリサイクル率(資源化した量÷(ごみの総量+集団回収量)×100)は平成 17 年度が 10.5%であり、平成 12 年度の 8.3%よりも 2.2 ポイント増加しています。全国と比較すると、平成 16 年度における府域のリサイクル率は 9.9%であり、全国の 17.6%よりも 7.7 ポイント

低くなっています。



注) 万トン単位で集計したものであるため合計が合わない場合があります。

図 1-5 ごみ再生利用量の推移

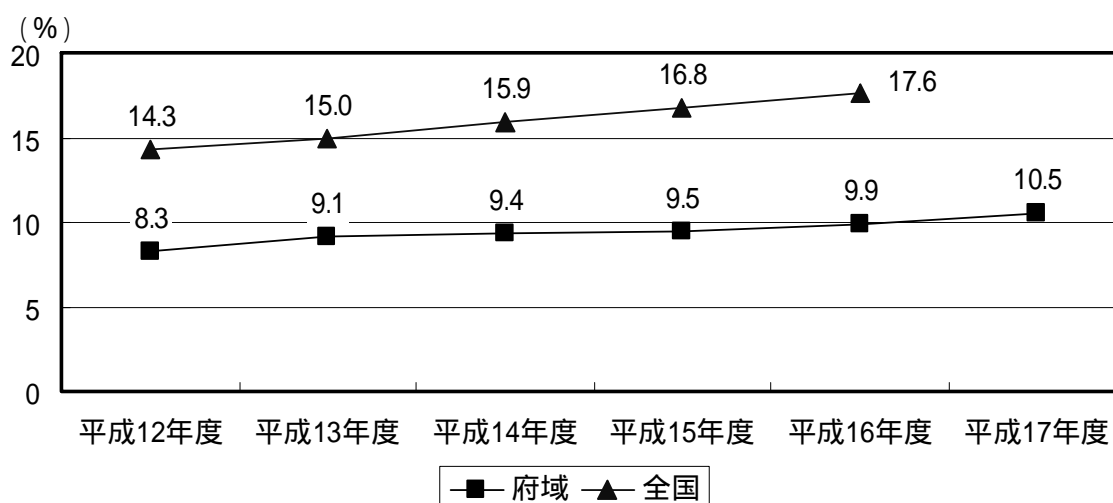


図 1-6 リサイクル率の推移

中間処理量

平成17年度のごみ処理施設における処理形態別の処理量は、焼却処理が384万トン、粗大ごみ処理が18万トン、資源化等施設による処理量が14万トンとなっており、ごみ排出総量に占める焼却の割合は約96%となっています。

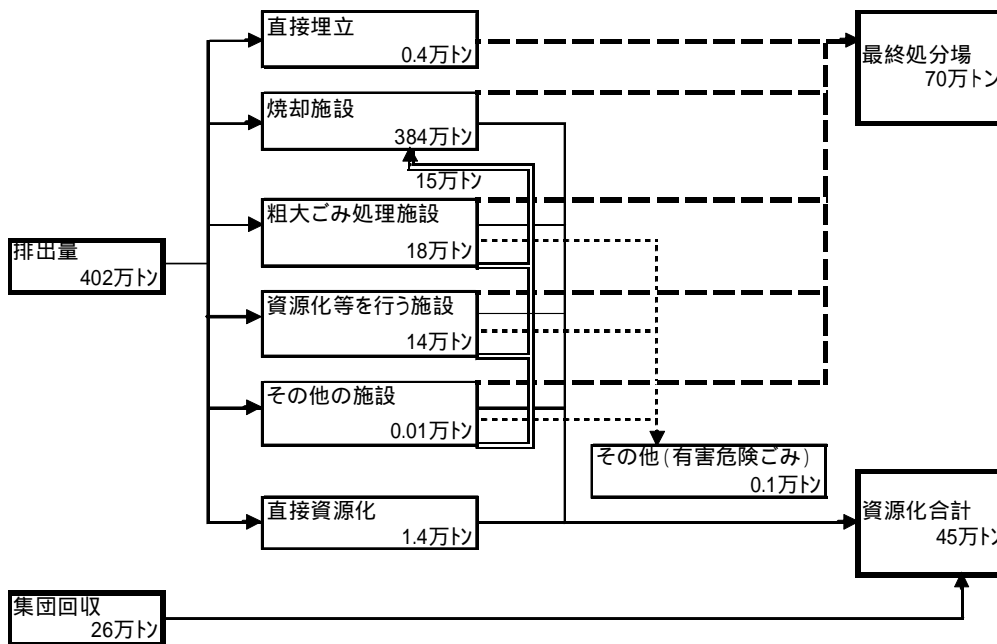
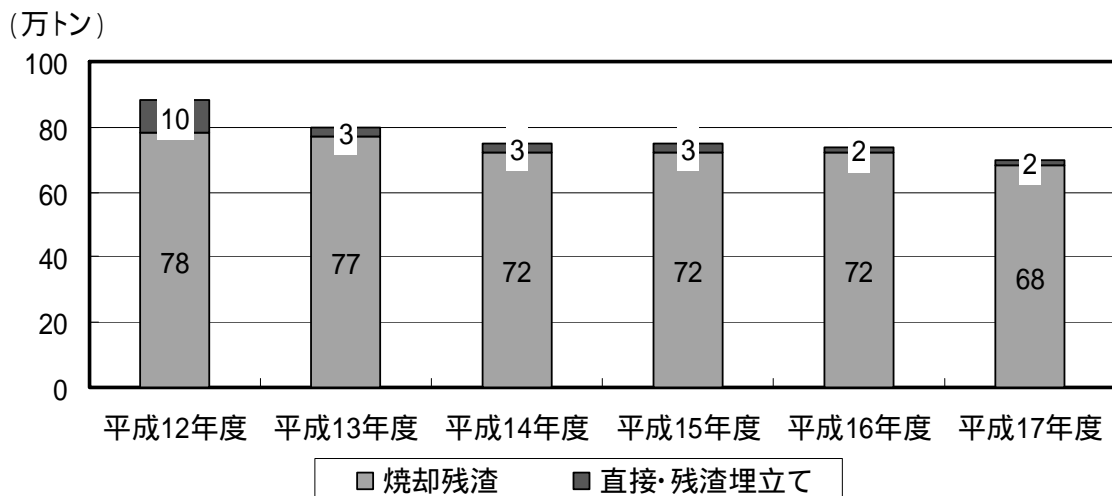


図 1-7 市町村等におけるごみ処理状況図

最終処分量

ごみ処理における最終処分量は平成 17 年度が 70 万トンであり、平成 12 年度の 88 万トンと比べて、約 20%にあたる 18 万トンが減少しています。

平成 17 年度最終処分量の内訳は、ごみ焼却施設から排出される焼却残渣（燃え殻、ばいじん）が 68 万トンであり、全体の 97%となっています。



注) 万トン単位で集計したものであるため合計が合わない場合があります。

図 1-8 最終処分量の推移

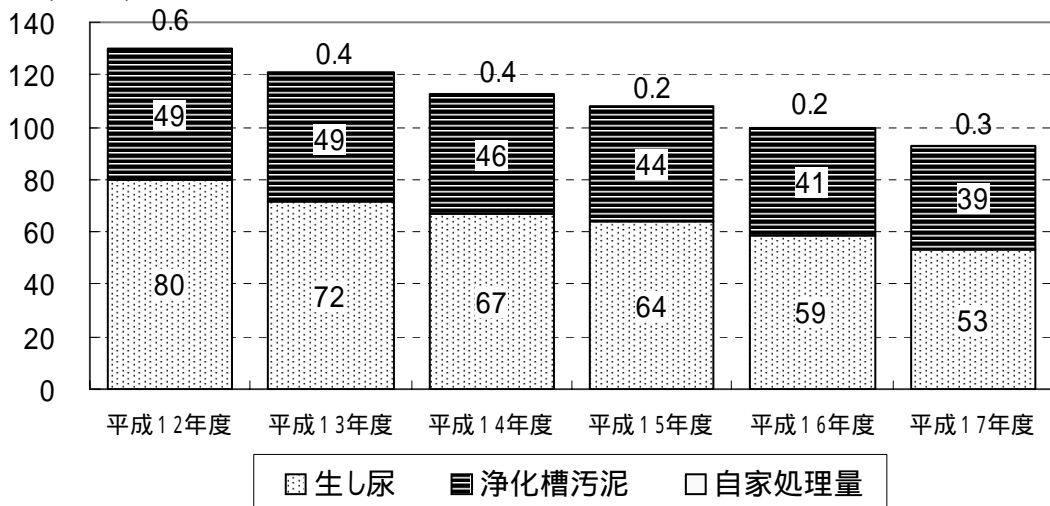
(2) し尿の収集・処理状況

収集量

府域から排出されるし尿（生し尿：くみ取り、浄化槽汚泥：浄化槽で処理した後の汚泥）の総量は平成 17 年度が 93 万キロリットルであり、平成 12 年度の 130 万キロリットルに比べて、公共下水道の普及に伴い約 28%にあたる 37 万キロリットル減少しています。

このうち、市町村が収集している計画収集量は平成 17 年度が 92 万キロリットル（生し尿 53 万キロリットル、浄化槽汚泥 39 万キロリットル）であり、自家処理量が 0.3 万キロリットルとなっています。

単位(万kL)



注) 万キロリットル単位で集計したものであるため、合計があわない場合があります。

図 1-9 し尿排出量の推移

し尿処理汚泥の再生利用量

し尿を処理施設で処理した後、処理残渣として排出される汚泥量は 2.6 万トンで、そのうち、処理場内で堆肥化する量、もしくは、業者へ肥料化を委託した量は、平成 17 年度で 0.9 万トンとなっており、再生率は 35.0% となっています。

処理量

平成 17 年度のし尿の処理状況は、市町村による計画収集量 92 万キロリットルの約 77%にあたる 71 万キロリットルがし尿処理施設で処理されており、希釈等により処理した後、下水道に投入している量が約 21%の 19

万キロリットルとなっています。また、海洋投棄による処分は約3%の2.6万キロリットルとなっています。

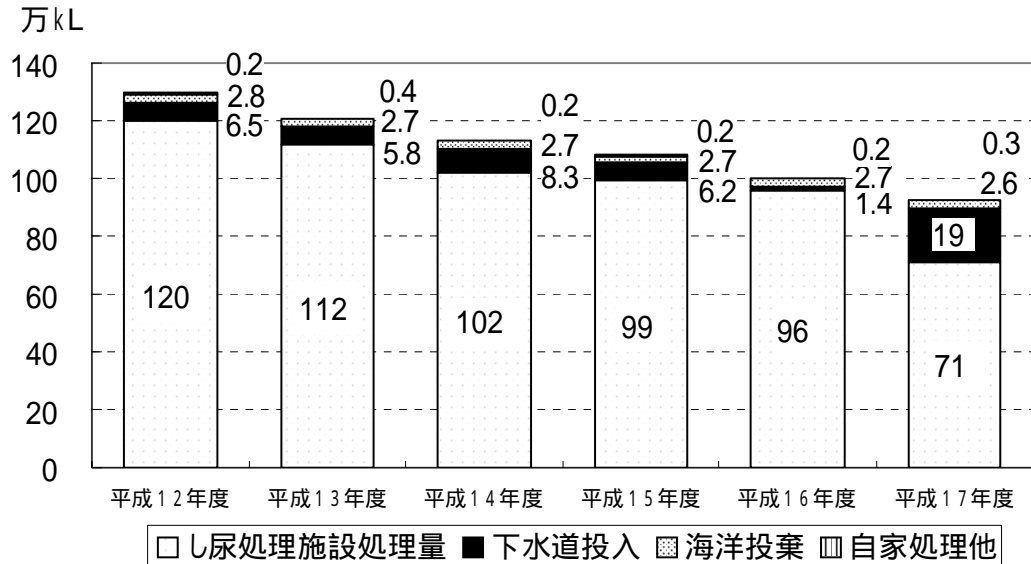
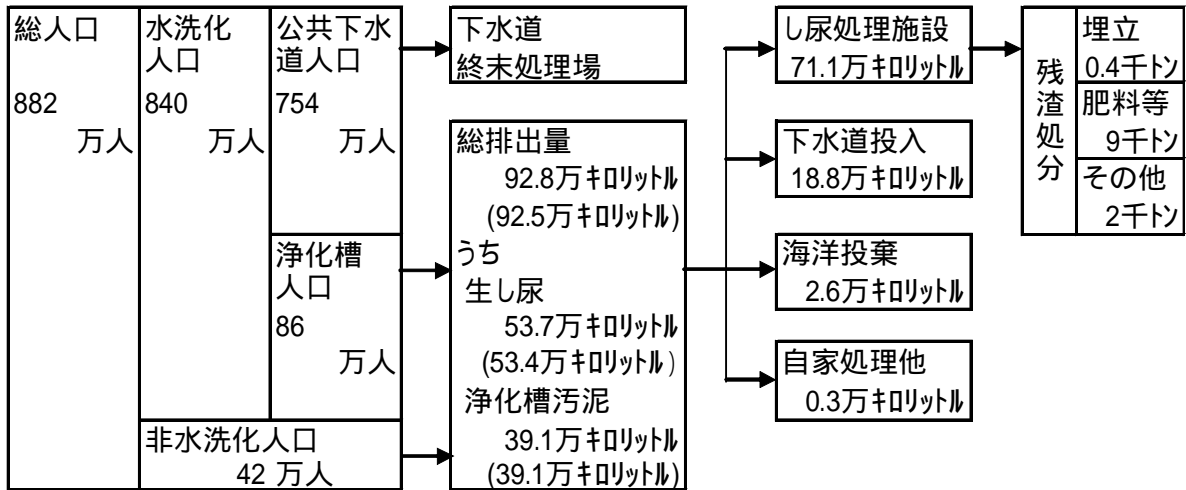


図 1-10 し尿処理状況の推移



(注1) 人口は10月1日現在です

(注2) 総排出量欄の()内は、市町村の計画収集量を示します

図 1-11 し尿処理状況 (平成17年度)

最終処分量

し尿処理施設から排出される汚泥等の処理残渣の最終処分量は、平成 17 年度が 0.4 千トンとなっており、平成 12 年度の 3.8 千トンと比べて、約 90% にあたる 3.4 千トンが減少しています。

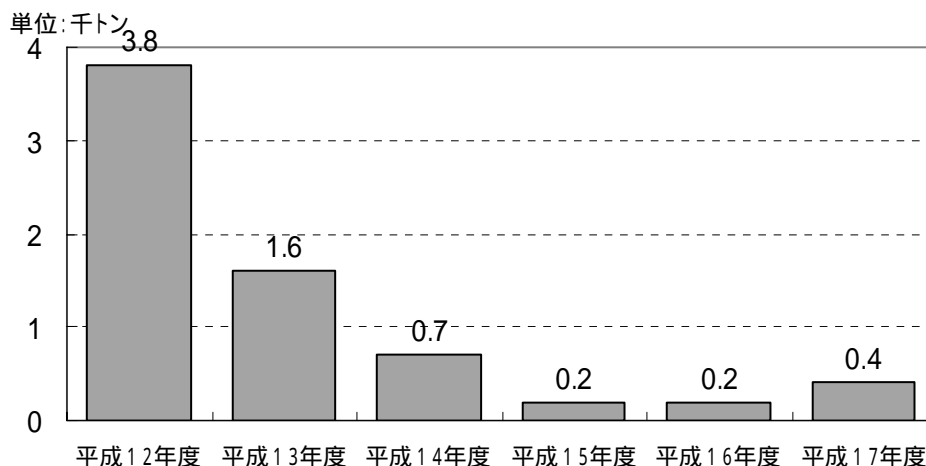


図 1-12 し尿処理残渣の最終処分量の推移

(3)処理施設の現況

ごみ焼却施設

市町村・一部事務組合が設置しているごみ焼却施設は、平成 17 年度末現在において 12 市 4 町 9 一部事務組合に 50 施設 91 炉あり、1 日あたりの処理能力は 16,381 トンとなっています。

表 1-1 ごみ焼却施設の設置状況(平成 17 年度)

施設数	50 (36 工場)
炉数	91
1 日あたりの処理能力	16,381 トン

注) 施設数とは、施設整備をした単位であり、工場数とは、同一敷地内に整備している施設は 1 工場としています。例えば、1 工場に 3 炉の焼却炉がある焼却工場で、1 炉ずつ焼却炉を整備した場合には、3 施設と数えます。

ごみを焼却したときに得られる余熱を利用して発電を行っている施設は府域のごみ焼却施設 36 工場のうち 21 工場あります。この 21 工場の発電機の総出力は 181,210KW となっており、平成 17 年度の年間の発電量は 933,617

MWh となっています。この発電による電力の利用状況は、施設内の自家消費が 481,832MWh、電力会社への売電が 432,386MWh、その他隣接公共施設への供給が 19,399MWh となっています。標準世帯の年間電力使用量を 4,000KWh とすると、約 23 万世帯分（参考：東大阪市と概ね同程度の世帯数）に相当する発電が行なわれています。

また、余熱を利用して周辺の温水プールや住宅等に温水・蒸気を供給している施設は、13 工場あり、このうち、ごみ焼却施設に隣接した温水プールには 8 カ所供給され、施設周辺地域のコミュニティ作りに役立っています。

表 1-2 ごみ焼却施設の余熱利用状況(平成 17 年度)

余熱発電施設(36 工場中)

工場数	21
発電出力 (KW)	181,210
自家消費 (MWh)	481,832
売電 (MWh)	432,386
その他 (MWh)	19,399
合計 (MWh)	933,617

温水・蒸気供給工場数(36 工場中)

温水プール	8
住宅等	2
福祉施設	1
売却	1
スラッジセンター	1
合計	13

粗大ごみ処理施設

市町村・一部事務組合が設置している粗大ごみ処理施設（家具などの大型ごみを破砕し、金属などの資源、可燃ごみや不燃ごみを選別処理する施設）は、平成 17 年度末現在において 12 市 4 町 9 一部事務組合に 29 施設あり、1 日あたりの処理能力は 1,793 トンとなっています。

表 1-3 粗大ごみ処理施設の設置状況(平成 17 年度)

施設数	29
1日あたりの処理能力	1,793 トン

資源化施設

市町村・一部事務組合が設置している不燃物処理・資源化施設（ビン・缶・紙類などの資源となるごみを選別し、圧縮・梱包等の処理をする施設）は、平成 17 年度末現在において 6 市 1 町 5 一部事務組合に 13 施設あり、1 日あたりの処理能力は 173 トンとなっています。

表 1-4 資源化施設の設置状況(平成 17 年度)

施設数	13
1日あたりの処理能力	173 トン

リサイクルプラザ

市町村が設置しているリサイクルプラザ（粗大ごみ処理施設や資源化施設に、不用品の補修、再生品の展示等の施設を併設している施設）は、平成 17 年度末現在において 5 市に 5 施設あり、1 日あたりの処理能力は 95 トンとなっています。

表 1-5 リサイクルプラザの設置状況(平成 17 年度)

施設数	5
1日あたりの処理能力	95 トン

最終処分場

市町村・一部事務組合が設置している最終処分場（不燃ごみや焼却残渣などを埋立処分する施設）で平成 17 年度末現在で受入可能な施設は、5 市 2 一部事務組合に 7 施設あり、全体の埋立容量は 1,349 万 m³ で、平成 17 年度末現在の残余容量は 162 万 m³ となっています。平成 17 年度の埋立量実績 22 万 m³ で推移すると約 7.2 年分の残余年数となっています。

表 1-6 最終処分場の設置状況(平成 17 年度)

区 分	施設数	全体容量(万m ³)	残容量(万m ³)
市町村・一部事務組合	7	1,349	162

し尿処理施設

市町村・一部事務組合が設置しているし尿処理施設(下水道に投入するため、希釈処理などを行う施設を含む)は、平成 17 年度末現在において 17 市 6 町 5 一部事務組合に 36 施設あり、1 日あたりの処理能力は 5,000 キロリットルとなっています。

表 1-7 し尿処理施設の設置状況(平成 17 年度)

区 分	施設	1 日あたりの処理能力
し尿処理施設	26	3,652 キロリットル
下水道投入施設	10	1,348 キロリットル
合 計	36	5,000 キロリットル

注) 施設数とは、施設整備した単位であり、例えば、同一敷地内に 2 系列の処理施設がある場合に、別々に施設整備した場合には 2 施設と数えます。休止施設を含みます。

2 減量化の目標量

一般廃棄物の減量化の目標量は、前計画の平成 17 年度目標の達成状況を踏まえ、平成 22 年度目標を次のとおり定めます。

表 1-8 減量化の目標量 (単位: 万トン)

	平成 17 年度 (実績)	平成 22 年度 (目標)
発生量 ¹ (集団回収量含む)	4 2 8	4 3 4
発生抑制量 ²		1 4
生活系		8
事業系		6
発生抑制後の排出量 ³	4 2 8	4 2 0
生活系	2 3 9	2 3 6
事業系	1 9 0	1 8 4
再生利用量	4 5	8 8
生活系	4 3	5 5
事業系		2 6
焼却残渣からの資源化量	2	7
[再生利用率]	[1 1 %]	[2 1 %]
中間処理による減量	3 1 3	2 7 6
最終処分量	7 0	5 6

注 1) 万トン単位で集計したものであるため合計が合わない場合があります。

《参考》排出量等の将来推計方法

- 1 発生量：生活系については、1 人当たりの排出量を 1 世帯当たりの人数の変化を考慮して設定し、将来推計人口を乗じて求めています。事業系については、平成 17 年度実績値のまま推移するとしました。
- 2 発生抑制量：生活系については、家庭ごみの有料制の導入が予定されている市町村では 10%、その他の市町村では 3%抑制することとしました。また、事業系については全ての市町村で 3%の削減を行うこととしました。
- 3 排出量：発生量から発生抑制量を減じて求めています。
- 4 再生利用量：生活系は第 4 期分別収集促進計画等に基づき設定し、事業系については、組成分析から再生利用可能な品目毎に目標再生利用率を設定しました。

1 発生量：この表で発生量とは現状のまま推移した場合に発生すると予測されるごみの量です。(ただし、平成 17 年度は実際に排出されたごみの量です。)

2 発生抑制量：ごみとして発生しないよう抑制する目標量です。

3 発生抑制後の排出量：実際に排出されるごみの量です。

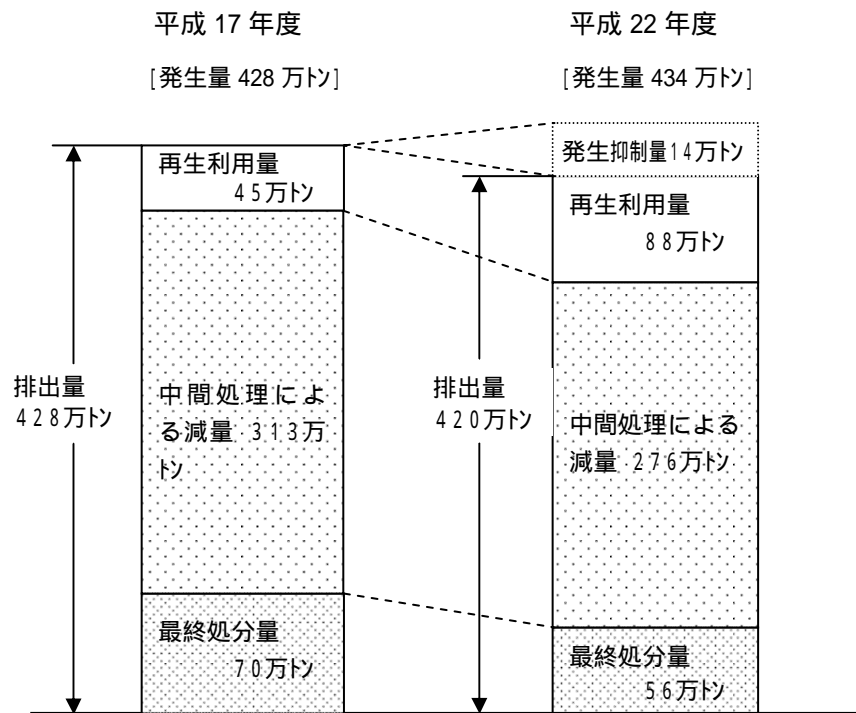


図 1-13 一般廃棄物の減量化目標

3 減量化目標達成のための施策

(1) 府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進

大阪府が府民団体や事業者団体、市町村等と設置している大阪府リサイクル社会推進会議では、府民や事業者にリサイクルやごみの減量化の実践行動を促し、リサイクル社会の形成に向けたライフスタイルや事業活動の普及・定着を図るための取組みを進めています。

簡易包装や買い物袋の持参を進めるためのノー包装キャンペーン（マイバッグ持参運動）や、子どもたちに環境美化やリサイクル社会に関心と理解を深めてもらうための環境美化・リサイクル社会推進ポスターコンクール事業等の実施、ペットボトルや食品トレー等の店頭回収や再生品の販売など小売店のごみ減量化・リサイクルの取組みを促すためのエコショップ制度の普及など、府民団体や事業者団体、市町村等と協力しながら、リサイクル社会の形成に向けた府民運動を広げます。

(2) 市町村の分別収集の促進

ごみの資源化や適正処理を進めるためには、ごみを適切に分別することが必要です。

大阪府では、市町村が行う分別収集を促進するため、容器包装リサイクル法に基づいて大阪府分別収集促進計画を策定しています。この計画に基づいて、市町村の分別収集が円滑に実施できるよう、府民に対して資源化のための分別収集の必要性等について啓発を行います。

また、分別収集の方法や選別施設の整備等について、先進市町村における分別収集の実施状況や再商品化技術等についての情報を収集し市町村に提供するとともに、市町村間の情報交換や連携の促進に努めます。

さらに、府民が分別収集に協力する際に混乱を招かないよう、市町村ごとに取り扱いが異なる分別収集区分ごとのごみの定義やごみを出す際の排出ルールの一統化を図るため、ごみ処理広域化ブロック計画で定めた標準分別収集区分に基づく分別収集の拡充を市町村に働きかけます。

大阪府分別収集促進計画(第4期)の概要

容器包装リサイクル法に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、府民・事業者・行政の適切な役割分担に基づく分別収集と再商品化の実施を促進するために策定(平成17年7月)。平成19年度に第5期計画を策定する。

表 1-9 分別収集の実施計画市町村数

区分 \ 年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
ガラス製容器	43	43	43	43	43
PETボトル	43	43	43	43	43
紙製容器包装	19	23	25	28	29
プラスチック製容器包装 (白色トレイ)	26 (15)	29 (16)	32 (17)	33 (17)	37 (18)
スチール缶	43	43	43	43	43
アルミ缶	43	43	43	43	43
紙パック	43	43	43	43	43
段ボール	42	42	42	42	43

表 1-10 標準分別収集区分(北大阪ブロックの例)

分別収集品目		分別収集	集団回収	店頭回収
資源 ごみ	容器包装ごみ	ビン(無色・茶色・その他)		
		カン(スチール缶・アルミ缶)		
		ペットボトル		
		プラスチック製容器包装		
		紙パック		
		段ボール		
		紙製容器包装		
		古紙(新聞・雑誌)		
	古布			
可燃ごみ				
不燃ごみ				
粗大ごみ				
その他(有害・危険ごみ等)				

(備考) 標準分別収集区分はブロック毎に設定されており、各ブロックでその内容は若干異なります。

(3)一般廃棄物処理の有料化の推進

一般廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するためには、ごみ処理費用の有料化やデポジット制、製品課徴金などの経済的手法の導入が効果的であると言われてしています。

一般廃棄物については、既に多くの市町村で事業系ごみの処理費用の有料化が進んでいますが、家庭系ごみについてはその導入は一部の市町村にとどまっています。

今後は、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、市町村における家庭系ごみの処理費用の有料化の導入を促進することとし、導入のための手法や先進事例の情報提供などに努めます。

(4)家電リサイクルの推進

廃家電品の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として平成 13 年 4 月に家電リサイクル法が施行されましたが、「リサイクル料金が一律で高い」「地域の再生資源業者の活用がほとんど図られていない」などの課題に対応するため、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る府独自のシステムである「家電リサイクル大阪方式」を推進し、消費者や関係者の理解を得るための周知・啓発に努めます。

また、地域の実状に応じたリサイクルの推進を図るため、家電リサイクル法の改正に際しては、競争の原理を導入し、消費者の負担軽減を図るため、法の枠組みの中で再生資源業者の活用が図られるよう国に要望します。

表 1-11 家電リサイクル大阪方式によるリサイクル台数の推移 (単位:台)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
リサイクル台数	8,383	16,771	32,935	43,957
内訳				
排出者委託	891	6,572	17,770	28,499
不法投棄	7,492	10,199	15,165	15,458

(参考:指定引取場所での引取台数)

(単位:千台)

	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度
大阪府	760	876	844	869	826
全国	8,549	10,150	10,462	11,216	11,620

(5)事業系一般廃棄物のリサイクルの促進

産業集積に伴い事業所から排出されるごみの量が多い大阪では、事業者

の処理責任を徹底し、事業系ごみのリサイクルや減量化の取組みを促進することが特に重要です。

このため、市町村が実施する多量排出事業者への減量指導等を促進するとともに、府域で統一的に事業者への指導や要請を行うべき事項については、「容器包装等の使用の適正化に関する指針」等のガイドラインにより、事業者団体等を通じた事業者への働きかけを市町村と連携して行います。

また、事業者による自主的なリサイクルの取組みが進められるよう、廃棄物再生事業者登録制度などを活用し、インターネットなどによる再生資源業者等の情報の提供に努めます。

さらに、環境マネジメントシステムの導入が事業者による取組みを促進する上で効果的であることから、大規模事業者のみならず、中小規模の事業者に対しても環境マネジメントシステムの導入を促進します。

(6) 集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの推進

古紙や容器包装などのリサイクルは市町村の分別収集によるものの他に、地域の自治会や子ども会などによる集団回収の取組みや小売店の店頭での回収などの取組みが進んでいます。

古紙等の集団回収による回収量は、市町村による資源化量を上回っていると同時に、府民のリサイクルに対する意識の向上にもつながるものです。

これまでも集団回収を促進するために、市町村においては回収量に応じた回収奨励金を交付するなどの支援が行われてきました。今後は市町村とも協力し、より効果的な集団回収の推進に努めます。

また、一部事業者による店頭での回収は、使用済み製品、容器等の自主回収や市町村の拠点回収への協力として実施されていますが、今後は拡大生産者責任も踏まえて、エコショップ制度（ ）の活用などによりこうした自主回収等の拡大を市町村とともに事業者に求めていきます。

()エコショップ制度：簡易包装や分別回収などごみ減量化やリサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店を登録し、統一した称号「エコショップ(ごみ減量化・リサイクル推進宣言店)」の使用を認める制度。府民団体、事業者団体、行政等で構成する大阪府リサイクル社会推進会議が運用。

(7) 府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進

大阪府では、あらゆる事務事業において「環境配慮」を徹底するため、

環境マネジメントシステムの構築に取り組んでおり、平成 11 年 2 月に本庁舎で取得した、環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001（環境 ISO）」の認証範囲を出先機関にも順次拡大し、職場単位での省エネ、省資源、リサイクル、グリーン調達等の取組みを強化しています。

また、大阪府の事務事業に伴い排出される廃棄物については、定期的に庁内の分別状況の点検・パトロールなどを行い、分別の徹底等によるリサイクルや減量化を推進します。

(8) グリーン購入の促進

製品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない物品等を優先して購入するグリーン購入は、リサイクルやごみの減量化の推進に効果があるだけでなく、ライフスタイルやビジネススタイルを環境配慮型に転換する原動力となる重要な取組みです。

大阪府では、「大阪府グリーン調達方針」に基づき、自らが物品や役務を調達する場合のグリーン購入を推進するとともに、グリーン購入の意義を府民や事業者理解してもらうよう啓発に努め、詰め替え製品や長期使用ができる製品、リサイクルが容易な製品や再生品等の環境配慮型製品を紹介するなどにより、グリーン購入推進運動を広げます。

大阪府グリーン調達指針の概要(平成 18 年度)

物品等の調達にあたっては、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲において、環境負荷の低減に資する物品等の調達に努める。

表 1-12 数値目標

分野	数値目標
1 紙類	100% (A4判換算枚数)
2 納入印刷物	100% (契約件数)
3 事務用品・封筒・雑貨	100% (金額)
4 機器類	100% (台数)
5 O A 機器	100% (台数)
6 家電製品	100% (台数)
7 エアコンディショナー等	100% (台数)
8 温水器等	100% (台数)
9 照明	100% (金額)
10 自動車等	100% (台数)
11 消火器	100% (台数)
12 制服・作業服	100% (金額)
13 インテリア・寝装寝具	100% (金額)
14 作業手袋	100% (金額)
15 その他繊維製品	100% (金額)
16 設備、17 公共工事、18 役務	

詳細は <http://www.epcc.pref.osaka.jp/green/gaiyou.html> で確認できます。

特に再生品の使用促進については、平成 16 年に創設した「大阪府リサイクル製品認定制度」に基づき、府内で発生した廃棄物（循環資源）を使用し、府内の事業場で製造されたもののうち、品質等一定の基準を満たしたものを府が認定し、その普及に努めます。

(9)調査・研究の推進

一般廃棄物には、分別収集・資源化されずに焼却処分されているものの中にも有効利用が可能なものが含まれています。資源の有効利用を進め、廃棄物の最終処分量を削減するためには、これらの再生利用を進めることが重要です。このため、府の試験研究機関において、大学や民間企業等と連携しながら、食品廃棄物（産業廃棄物を含む）の再生利用等に関する調査研究を行います。また、事業者の環境に配慮した製品の開発への技術的な支援を行います。

【参考：減量化目標と施策の関係】

本項に掲げた施策と前項の減量化目標との関係を次表に整理した。

表 1-13 一般廃棄物の減量化目標と施策の関係

減量化目標の項目	関連する主要施策項目
発生抑制	(3)一般廃棄物処理の有料化の推進 (7)府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進 (8)グリーン購入の促進
再生利用	(1)府民、事業者等によるリサイクル等の実践活動の推進 (2)市町村の分別収集の促進 (4)家電リサイクルの推進 (5)事業系一般廃棄物のリサイクルの促進 (6)集団回収、店頭回収など自主的なリサイクルの取組みの推進 (7)府庁のリサイクル・ごみ減量化の推進 (8)グリーン購入の促進 (9)調査・研究の推進

4 適正なごみ処理の推進

(1)市町村等による施設の整備促進

ごみ処理施設の整備にあたっては、市町村・一部事務組合の一般廃棄物処理計画に基づき、適正な整備が図られてきました。今後は、循環型社会形成推進交付金制度（以下、「交付金制度」という。）などを活用して、循環型社会の形成に向けて、3Rを推進しつつ、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備が図られるよう支援に努めます。

資源化施設の整備促進

循環型社会の形成を進めるためには、市町村等による一般廃棄物処理事業においても、資源の循環的な利用を基本としたシステムへの移行を図る必要があります。

なかでも、ペットボトル及びプラスチック製容器包装廃棄物などの容器包装ごみについては、分別収集促進計画に基づき市町村における分別収集を促進することにより、今後、さらに量的に増加することが見込まれます。この容器包装ごみのリサイクルを進めるため、選別や圧縮梱包などの処理を行なう資源化施設の整備が求められています。

このため、ごみを資源として有効利用できるシステムの構築に向け、マテリアルリサイクル施設などの資源化施設の整備を促進します。

ごみ処理におけるエネルギーの有効利用

ごみ焼却施設における余熱の利用をさらに進め、エネルギーの有効利用による地球環境の保全やごみ処理施設の維持管理費の軽減を図るとともに、施設周辺地域とのコミュニティ作りにも役立つよう、ごみ焼却施設の新設・更新時においては、余熱利用設備（発電、温水・蒸気）の設置を促進します。

施設整備に向けた情報公開

ごみ処理施設は、都市の環境保全及び都市活動を維持するために、必要不可欠な基幹施設ですが、施設に対するイメージや環境保全面から、地域住民による反対運動が起こるなど処理施設の立地は非常に困難となっています。

ごみ処理施設の設置・更新にあたっては、早い段階で情報を公開し、広く住民から意見・情報の募集をするなど、社会的な合意を得ることが求められます。

このことから、交付金制度に基づく循環型社会形成推進地域計画書（以下「地域計画書」という。この地域計画書は、概ね5年の施設整備が盛り込まれている。）を積極的に情報公開するよう市町村・一部事務組合に働きかけます。

(2)ダイオキシン類対策

平成14年12月1日までに、府内の市町村・一部事務組合が所有する全体的なごみ焼却施設で改善対策が完了し、ダイオキシン類の恒久対策基準に適合しました。

これにより、ごみ焼却施設の排ガス中に含まれるダイオキシン類の排出量は、平成9年度に比べ、平成15年度には95%以上減少しており、環境省の目標であるダイオキシン類の排出量の9割削減を達成しました。

今後とも、市町村・一部事務組合に対し、引き続きダイオキシン類の排出を抑制するよう働きかけます。

施設の集約化

ごみ焼却施設の集約化にあたっては、今後整備する施設は処理能力が100トン/日以上規模とし、複数の焼却炉を有する場合には処理能力が300トン/日以上規模の施設規模が望ましいとされています。

府域には、現在、100トン/日未満の焼却施設が4施設ありますが、これらについては将来の更新時期を踏まえた集約化を進めるため、交付金制度を活用する際に必須となる地域計画書（この計画には、広域化および3Rの推進についての目標が盛り込まれている。）の策定時に広域化を働きかけます。

維持管理等におけるダイオキシン類対策の推進

市町村等のごみ焼却施設や最終処分場に対して、毎年、廃棄物処理法に基づく立入検査を実施して、排出ガス、ばいじん、燃え殻及び排出水中のダイオキシン類濃度の抑制について指導などを行ったことにより、平成15

年度より全ての施設においてダイオキシン類対策特別措置法で定める基準値を下回りました。

引き続き立入検査を実施し、ダイオキシン類濃度の測定および施設の適正な維持管理を指導していきます。

また、作業者の健康管理については、平成13年4月に厚生労働省が策定した「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」を踏まえ、全ての市町村・一部事務組合が平成18年度までに「ばく露防止推進計画」を策定しました。

今後は、この計画に基づき適正な運用が実施されるよう働きかけます。

なお、ごみ焼却施設の解体工事についても、同要綱に基づき適切な対策が講じられるよう働きかけます。

(3)石綿（アスベスト）対策

石綿による健康被害が顕在化する中、平成17年度、経済産業省の報告により、一般家庭で使用されている家庭用品にも石綿が含有されていることが明らかとなり、今後も、石綿含有家庭用品が廃棄物として排出されることが想定されることから、その飛散防止対策が喫緊の課題となっています。

環境省においては、平成18年度に石綿含有家庭用品廃棄物処理の安全性、確実性を確保するため、処理する際の留意事項について通知し、適正な処理方法や処理システムのあり方を周知したところです。

この通知により、非飛散性の石綿含有家庭用品廃棄物については、他の一般廃棄物と同様に従来通りの方法により飛散防止に留意しつつ、適正に破碎・焼却処理が行えるとされました。

また、飛散性の石綿含有家庭用品廃棄物については、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理基準を準用して、耐水性の材料で二重こん包する等の飛散防止措置を講じた後、一定の場所に埋立て処分することとされました。

大阪府では、引き続き、石綿の無害化処理方法等に関する情報収集に努めるとともに、市町村等において石綿を含む廃棄物の適正処理が確保されるよう働きかけます。

(4)広域化の推進

ごみ排出量の増大等に伴う最終処分場の確保難、リサイクルの必要性の高まり、ダイオキシン類対策等の高度な環境保全対策の必要性等、適正なごみ処理を推進するにあたっての課題に対応するため、小規模な焼却施設についてはごみ処理の広域化により適切な規模とすることが必要となっています。

このため、大阪府では、平成 11 年 3 月に策定した「大阪府ごみ処理広域化計画」に基づき、府域に 6 つの広域ブロック（北大阪、大阪、東大阪、南河内、堺、泉州）を設定し、各ブロックに設置したブロック会議において、市町村・一部事務組合とともに検討を行い、「減量化・リサイクルの推進」「処理施設整備の取組み」「最終処分量の削減」など、広域的に取り組むべき課題への対応方針等を記述した、それぞれのブロック広域化計画を平成 13 年 8 月までに取りまとめました。今後は、市町村・一部事務組合とともに、各ブロック広域化計画の進捗管理に努めるとともに、連携・協力して広域的に取り組むことが有効である諸課題について、情報交換・取組方策の検討等を行います。

(5)最終処分場の確保

ごみの最終処分については、発生抑制とリサイクルの推進による最終処分量の一層の削減を図っても、どうしても資源として活用できない廃棄物は適正に処分する必要があります。

しかしながら、府域の一般廃棄物最終処分場は、廃棄物処理に対する府民の不安や不信感により、新たな処分場の確保が非常に困難な状況となってきました。このため、既存の最終処分場の延命化を図るとともに、環境保全に留意しつつ、公共関与による安定的・広域的な処分場を確保するよう努めます。

最終処分場の整備

大阪府では近隣府県、市町村等と協力しながら、フェニックス事業として、大阪湾圏域の広域処理対象区域において生じた廃棄物の海面埋立処分場を環境保全に留意しつつ、泉大津沖に確保するなど公共関与による広域的な最終処分場の確保に努めてきました。

今後とも、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理により最終処分量の一層の削減を進めますが、最終的に埋立処分せざるをえない廃棄物の適正な処分を図るため、近隣府県、市町村等関係者の協力・連携のもと、周辺環境の保全にも配慮し、フェニックス計画を進めていきます。

大阪湾フェニックス計画の概要

大阪湾圏域2府4県の広域処理対象区域における生活環境の保全と秩序ある港湾施設の整備などを目的とし、広域処理対象区域から発生する廃棄物の適正処理のため、海面埋立てによる最終処分場の確保を行う。

表 1-14 処分場の概要

	面積(ha)	容量(万 m^3)	残容量(万 m^3)	受入開始	終了年度
泉大津沖	203 (67)	3,100 (1,100)	737	平成4年1月	平成30年度 (H30)
尼崎沖	113 (33)	1,578 (435)	109	平成2年1月	平成30年度 (H23)
神戸沖	88	1,500	-	平成14年1月	平成33年度
大阪沖	95	1,400	-		平成33年度

泉大津沖、尼崎沖の()内は管理型で内数
神戸沖、大阪沖は全て管理型
残容量は平成18年3月末時点

最終処分場の延命化

ごみ焼却施設から排出される燃え殻については、金属回収などにより一部、資源化されていますが、平成17年度のばいじん、燃え殻の最終処分量は68万トンであり、最終処分量全体の約97%を占めています。

最終処分場の延命化を図るためには、この燃え殻のセメント材料としての活用や、灰溶融処理などの資源化、減容化を行うことが有効的な手段となります。

このことから、燃え殻の活用事業など新たな分野の調査や溶融されたスラグの活用方策について積極的に国等関係機関に働きかけます。

(6)再生資源業者等の活用及び育成

再生資源業者は、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っ

ていることから、その活用や育成が図られるよう市町村に対し働きかけます。また、廃棄物再生事業者登録制度の活用等により優良な再生資源業者の育成に努めるとともに、リサイクルを円滑に推進するために、市町村とともに再生資源業界の振興策やより効率的なリサイクルのための技術開発に対する支援の検討などを行います。

民間の一般廃棄物資源化施設等のごみ処理事業者については、一般廃棄物の適正処理を進める上で重要な役割を担っており、ごみの適正処理を推進し、ごみ処理の信頼性、安全性の確保を図るため、ごみ処理施設への立入等により廃棄物処理法に基づく維持管理基準の遵守など、事業者を指導するとともに、優良な処理事業者の育成に努めます。

(7)ごみ処理施設の更新や補修時における協力体制

市町村・一部事務組合において実施されるごみ処理施設の更新や補修等が完了するまでの間、ごみ処理に支障をきたさないよう市町村・一部事務組合間において相互協力する必要があります。

このため、市町村・一部事務組合間における連携・協力した取組みについて必要な調整を行います。

(8)災害時における協力体制

震災等の災害時など処理区域内での処理に支障をきたす事態が発生したときは、市町村・一部事務組合および民間が相互に協力してごみ処理を行うことが必要です。

平成 18 年 3 月には、大阪府と社団法人産業廃棄物協会において災害廃棄物処理等の協力に関する協定を締結しました。

今後は、引き続き、ごみ処理広域化ブロック内での市町村・一部事務組合間の必要な調整等を図り、また、ブロック内で処理できないような大規模な災害等が発生した事態には、ごみ処理能力が大きな市町村、一部事務組合及び民間を中心とした協力体制を促進していきます。

また、府域のみで処理が困難な事態が発生したときは、必要に応じて近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、他の都道府県に支援を要請します。

(9)一般廃棄物処理事業の効率化の促進

市町村による一般廃棄物処理事業を社会経済的に効率的な事業としていくことが求められています。しかしながら、これまでは統一的な基準により廃棄物行政の費用構造を把握している市町村はほとんどありませんでした。このため、国においては一般廃棄物処理事業に係るコストの把握・分析を行い、その結果を情報公開するための説明性や透明性の高いツールとなる廃棄物会計基準案について検討が進められています。

府としても、市町村による一般廃棄物処理事業の効率化を推進するため、国における廃棄物会計基準案の検討状況等についての情報提供を行うなど、一般廃棄物処理事業のコスト分析や情報提供が促進されるよう努めます。

5 し尿及び浄化槽汚泥の適正処理の推進

(1) し尿及び浄化槽汚泥の適正処理

し尿を含む生活排水の処理については、「大阪 21 世紀の環境総合計画（平成 14 年 3 月策定）」において「平成 22 年度に生活排水を 100%適正処理する」という目標を掲げ、その目標を達成するためのアクションプランとして「大阪府生活排水処理実施計画」を平成 15 年 3 月に策定しました。

本実施計画においては、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の効果や経済性などを検討して、地域の実状に最も適した整備方策を選択し、効率的かつ計画的な整備を進めることとしています。

表 1-15 生活排水処理率(汚水衛生処理率)の内訳 (単位:%)

	下水道	合併処理浄化槽等	合計
平成 22 年度	92	8	100

注) 生活排水処理率(汚水衛生処理率):

下水道・合併処理浄化槽により処理されている人口が総人口に占める割合

また、「生活排水の 100%適正処理」の目標達成に不可欠な浄化槽整備については、市町村が主体となって地域単位で各戸に合併処理浄化槽を設置し、下水道と同様に使用料を徴収して管理運営を行う、いわゆる市町村設置型の『浄化槽市町村整備推進事業』による計画的な面的整備を推進しています。

この浄化槽整備の円滑な推進においては発生する汚泥の適正処理が必要となりますが、現在は、府域 22 カ所のし尿処理施設で処理が行われています。

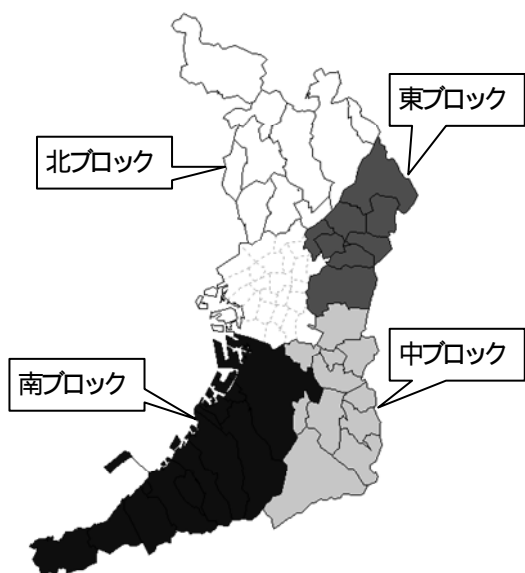
大阪府内の各地域のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の処理状況は表 1-17 に示すように、北部や東部地域では、ほぼ全域が下水道整備済地域となっており、し尿や浄化槽汚泥の発生量が減少していることから、し尿処理施設の管理・運営が困難なケースでは下水道終末処理場において処理されています。

中部地域では、浄化槽やくみ取り人口が多く、浄化槽汚泥等の発生量は多いが、一部事務組合による広域的処理体制や建設後 10 年以内の施設が存在し、比較的安定した処理体制が確保されています。

南部地域においては下水道整備が非効率な市町があり、浄化槽やくみ取り人口が多いにもかかわらず、し尿処理施設の老朽化に対して施設の更新が進んでいない状況です。とりわけ、施設更新にあたっては、下水道や合併処理浄化槽の整備が進むことにより、くみ取りし尿の減少と浄化槽汚泥の投入割合の増加

が予想されることから、これらの整備の進捗を的確に把握した上で、より効率的なし尿処理施設の整備が必要となっています。

表 1-16 ブロックの構成



地 域	該当市町村
北ブロック	大阪市、能勢町、豊能町、池田市、箕面市、豊中市、吹田市、茨木市、摂津市、島本町、高槻市
東ブロック	枚方市、寝屋川市、守口市、門真市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市
中ブロック	八尾市、柏原市、藤井寺市、松原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
南ブロック	堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、和泉市、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、熊取町、田尻町、泉南市、阪南市、岬町

図 1-14 ブロック図

表 1-17 各ブロックの地域特性

地 域	地 域 特 性
北ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の進捗により、浄化槽汚泥等の発生量が少ない。 ・施設公称処理能力に比べて実処理量が極めて少ない。 ・浄化槽やくみ取り人口が多い地域がある。 ・恒久的施設として、合併処理浄化槽が整備される地域がある。
東ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備の進捗により、浄化槽汚泥等の発生量が少ない。 ・施設公称処理能力に比べて実処理量が極めて少ない。 ・恒久的施設として、合併処理浄化槽が整備される地域がある。
中ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽やくみ取り人口が多く、浄化槽汚泥等の発生量も多い。 ・発生する浄化槽汚泥等が比較的安定的に処理されている。 ・下水道整備が進んでいる地域がある。 ・恒久的生活排水処理施設として合併処理浄化槽が重要である。
南ブロック	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽やくみ取り人口が多く、浄化槽汚泥等の発生量も多い。 ・建設後 20 年以上経過しているし尿処理施設の割合が比較的高い。 ・下水道整備が進んでいる地域があるが接続率の低い場合が多い。 ・恒久的生活排水処理施設として合併処理浄化槽が重要である。

合併処理浄化槽による整備を含めた効率的かつ計画的な生活排水対策を進める上で、浄化槽汚泥の受入れ体制、すなわちし尿処理施設の整備が課題であることから、生活排水処理施設の整備の進捗を的確に把握した上で、広域的処

理施設の建設も含め、より効率的で安定した浄化槽汚泥等の処理体制を構築することが必要となっています。

このため、大阪府では、平成 17 年度設置した「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」からの報告に基づき、府域に広域ブロックを設定し、ブロック内の市町村・一部事務組合とともに「適正処理と汚泥再資源化の推進」「処理施設整備の取組み」など、広域的に取り組むことが有効な諸課題について、情報交換・対応方策等の検討を行います。

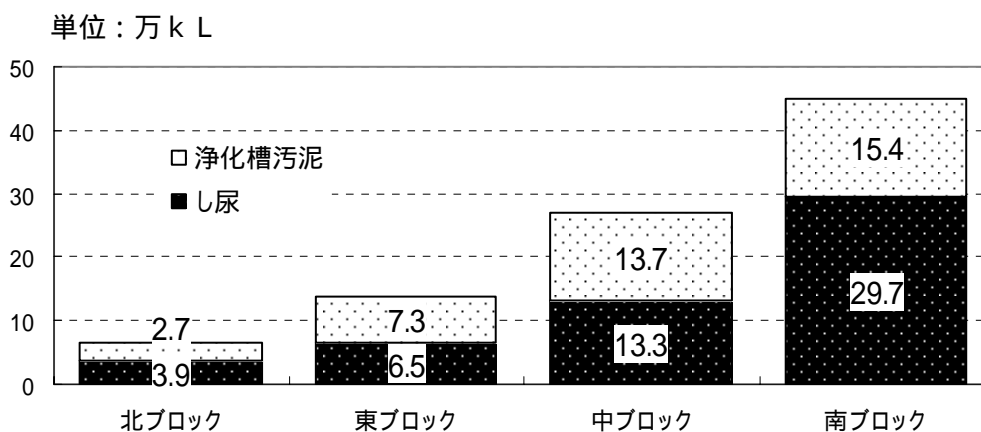


図 1-15 ブロック別浄化槽汚泥等発生量

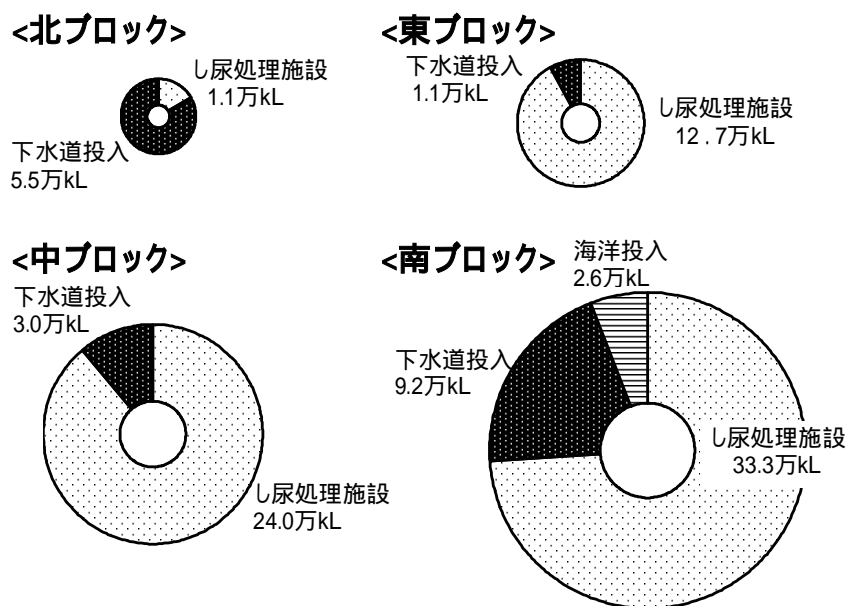


図 1-16 浄化槽汚泥等の方法別処理量

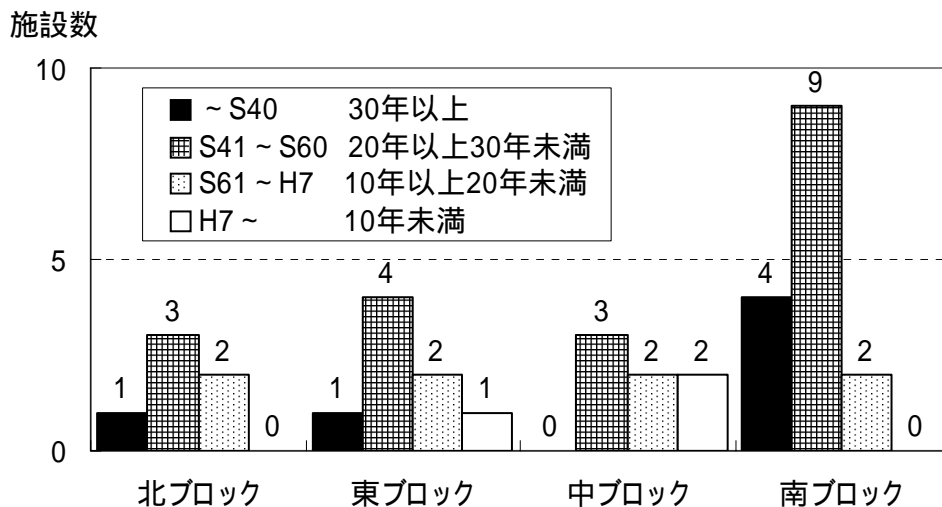


図 1-17 し尿処理施設（下水道前処理施設を含む）の建設からの経過年数の分布（ブロック別）

(2)汚泥の資源化の促進

し尿処理施設の新設・更新時においては、し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理に加え、施設から発生する汚泥の有効利用を図ることで、最終処分量を削減していきます。

近年、循環型社会の形成推進が求められており、し尿等の処理については今後の処理量を踏まえた効率的な衛生処理にとどまらず、メタンガス化をはじめとする各種資源化技術による汚泥の有効利用についても検討が必要となっています。

今後、し尿処理由来汚泥の減量化に努めるとともに、資源化施設の整備を促進し、地域特性等を考慮した有効利用を推進します。

(3)災害時等におけるし尿等収集・運搬体制の整備

地震等による大規模災害時などには、速やかにし尿等の収集運搬を行うことが必要となります。

平成16年8月には、大阪府と大阪府衛生管理協同組合において、災害時におけるし尿等の収集・運搬に関する無償救援協定を締結しました。

今後、災害時には府が被災市町村からの協力要請により、同組合の協力を得て、し尿等の収集・運搬体制を確保します。

6 市町村に対する技術的援助

(1) ごみ処理技術の向上のための情報発信

ごみ焼却施設や資源化施設などによるごみ処理については、適正な処理の推進を図るため、ごみ処理技術の向上や施設の維持管理費の削減に努める必要があります。

現在、実用化されている中間処理方式として、熔融処理を含めた焼却処理の他に、ごみ燃料化処理、高速堆肥化処理、ごみ飼料化処理及びメタン発酵処理などがあり、今後も、新しい処理技術の開発が進むものと考えられます。このような新技術の動向やごみ処理施設の整備・維持管理など、ごみ処理技術に関する情報の収集に努めるとともに、技術研修会の開催、処理技術に関する情報交換の促進及びインターネット等を活用した技術情報の提供を行います。また、国に対して必要な技術的援助を要請します。

(2) 市町村間の調整

ごみの減量化・リサイクル、適正処理がより効果的・効率的に行われるよう、それぞれの市町村が実施している取組みについて相互の情報交換を促進するとともに、連携・協力した取組みを促進するために市町村間の調整に努めます。

(3) 施設整備における負担の軽減

ごみ処理施設の整備については、多額の経費が必要となることから、国における交付金制度を活用するなどして、予算を確保することが必要となります。

平成 17 年度から新たに導入された交付金制度の活用には、一定規模以上の人口あるいは面積を有する地域のみを対象としています。

このことから、要件が達せられない地域にあっては、広域化を推進するとともに、交付金制度の弾力的な運用が行われるよう国に働きかけます。

第2章 産業廃棄物

1 排出及び処理の状況

(1)概要

平成17年度における産業廃棄物の排出量は1,728万トンであり、平成12年度の1,768万トンからやや減少しました。再生利用量は545万トンであり、平成12年度の464万トンから81万トン増加しています。また、最終処分量は67万トンであり、平成12年度の147万トンから80万トン減少しています。

平成17年度における再生利用率（再生利用量の排出量に対する比）は32%であり、平成12年度の26%から6ポイント上昇しています。また、最終処分量率は4%であり、平成12年度の8%から4ポイント低下しています。

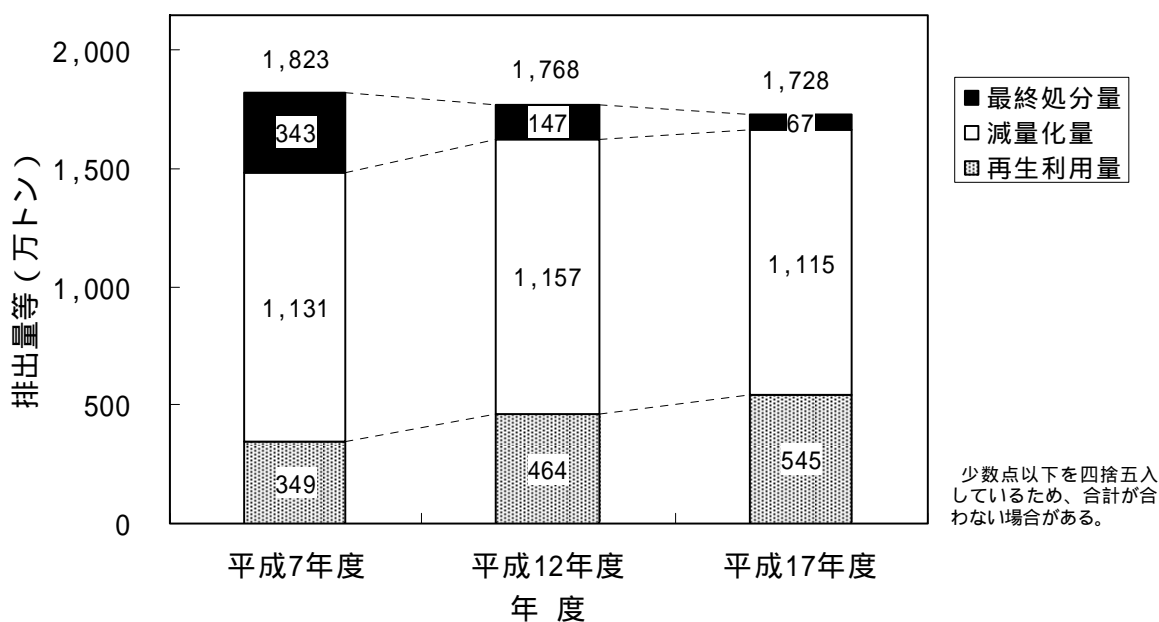


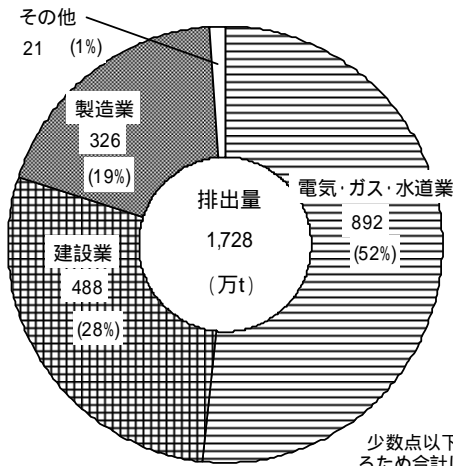
図2-1 排出量及び再生利用量等の推移

(2)排出の状況

平成17年度における産業廃棄物の排出量を業種別にみると、電気・ガス・水道業からの排出量が892万トン（うち下水道業801万トン）で最も多く全体の52%を占め、次いで建設業が488万トン（28%）、製造業が326万トン（19%）の順となっており、この3業種で全体の99%を占めています。平成12年度の排出量と比較すると、電気・ガス・水道業からの排出量は17万トン増加し、建設業

は46万トン、製造業は6万トンそれぞれ減少しています。

産業廃棄物の排出量を種類別にみると、汚泥が1,177万トンで最も多く全体の68%を占め、次いでがれき類が320万トン(19%)と多く、この2種類で全体の87%を占めています。平成12年度と比較すると、汚泥は44万トン減少し、がれき類は25万トン増加しています。



少数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

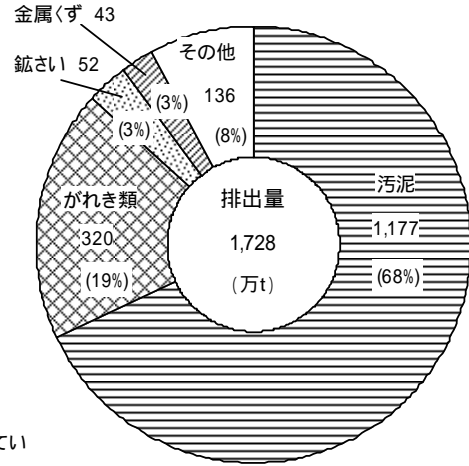


図 2-2 産業廃棄物の排出量（業種別）

図 2-3 産業廃棄物の排出量（種類別）

表 2-1 産業廃棄物の排出量（業種別・種類別）

(単位: 万t/年)

	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	医療、福祉	教育・学習業	サービス業
合計	1,728	9	2	488	326	892	0	1	2	2	1	4
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	1,177	0	2	120	160	892	0	0	0	0	0	2
廃油	11	0	0	0	9	0	0	0	1	0	0	0
廃酸	9	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	7	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	17	0	0	2	13	0	0	0	1	0	0	1
紙くず	7	0	0	2	6	0	0	0	0	0	0	0
木くず	13	0	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	8	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	43	0	0	3	39	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず等	15	0	0	5	9	0	0	0	0	0	0	0
鋳さい	52	0	0	0	52	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	320	0	0	314	6	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物	31	0	0	30	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(3)処理の状況

処理状況の概要

平成 17 年度に排出された産業廃棄物 1,728 万トンのうち 1,669 万トンについて中間処理が実施され、553 万トンに減量されています。最終的には排出量の 32%にあたる 545 万トンが再生利用され、排出量の 4%にあたる 67 万トンが最終処分されています。

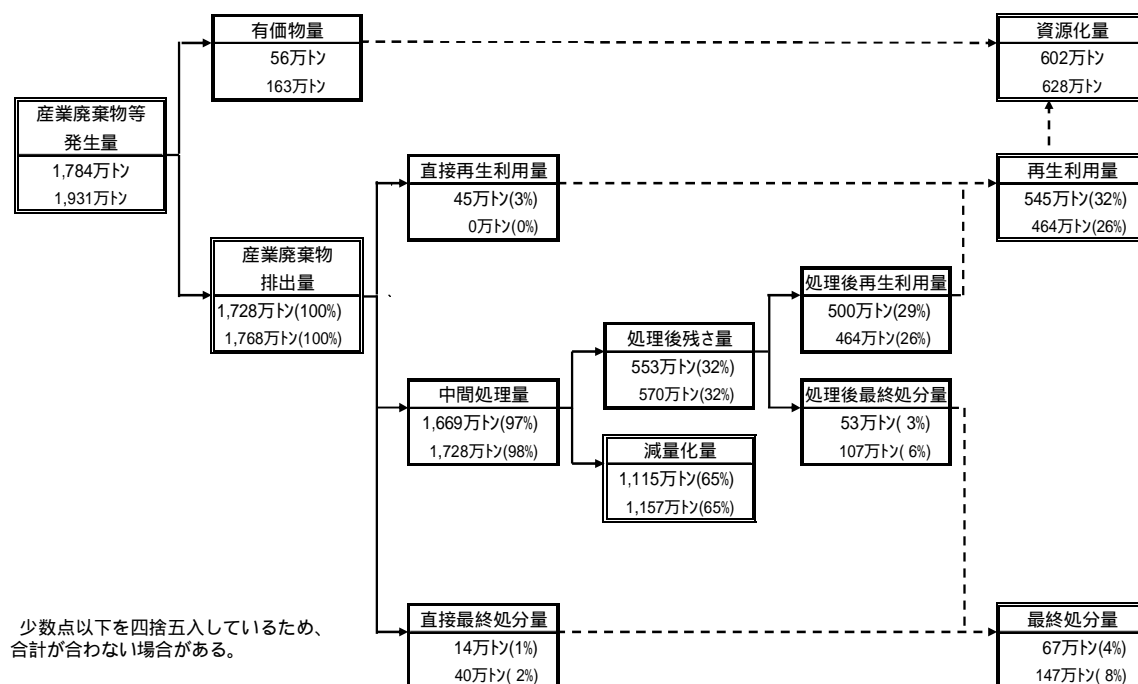


図 2-4 産業廃棄物の処理フロー（上段は平成 17 年度、下段は平成 12 年度の値）

再生利用の状況

平成 17 年度における産業廃棄物の再生利用量を業種別にみると、建設業が 394 万トン（再生利用量全体の 72%）で最も多く、次いで製造業が 137 万トン（25%）となっており、この 2 業種で全体の約 97%を占めています。

再生利用量を産業廃棄物の種類別にみると、がれき類が 314 万トン（再生利用量全体の 58%）を占めて最も多く、次いで、汚泥が 69 万トン（13%）、鋳さいが 50 万トン（9%）、金属くずが 42 万トン（8%）の順となっており、これら 4 種類で全体の 87%を占めています。平成 12 年度の再生利用量と比較すると、がれき類は 50 万トン、汚泥は 10 万トン、金属くずは 22 万トンそれぞれ増加し、鋳さいは排出量の減少に伴って 6 万トン減少しています。

また、再生利用率が高い産業廃棄物は、がれき類（再生利用率 98%）、金属く

ず（98%） 鋳さい（96%） 木くず（79%） ガラス・陶磁器くず（71%）となっています。逆に、再生利用率が低い産業廃棄物は、有機性汚泥（再生利用率1%）、無機性汚泥（31%） 廃油（39%） 混合廃棄物（40%）となっています。なお、汚泥については脱水や焼却等による減量化によって最終処分率は低くなっており、特に減量化の大きな有機性汚泥の最終処分率は1%となっています。

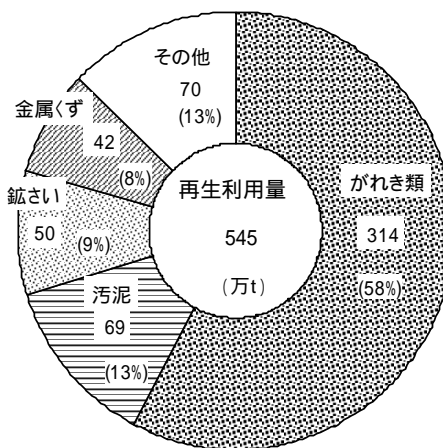
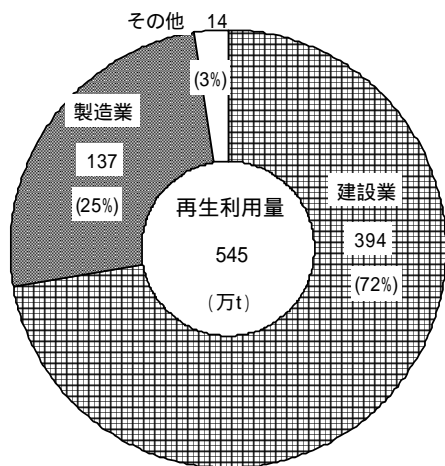


図 2-5 産業廃棄物の再生利用量(業種別)

図 2-6 産業廃棄物の再生利用量(種類別)

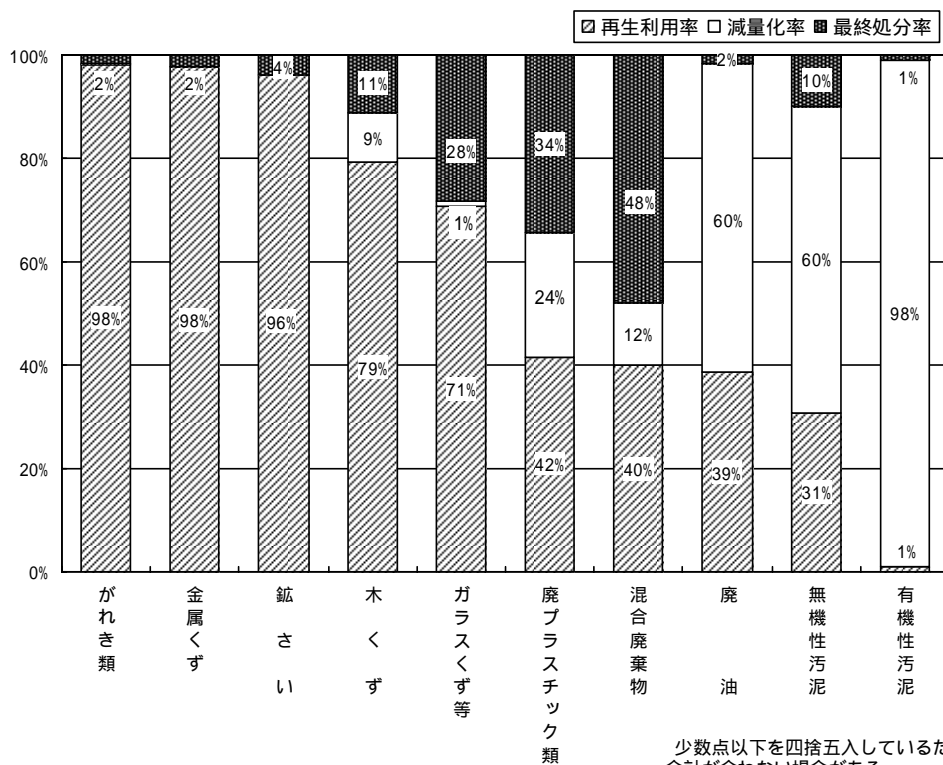


図 2-7 産業廃棄物の種類別の再生利用率等（排出量が10万トン以上のもの）

表 2-2 産業廃棄物の再生利用量（業種別・種類別）

（単位：万t/年）

	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	医療、福祉	教育・学習業	サービス業
合計	545	7	1	394	137	3	0	0	1	0	0	1
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	69	0	1	56	10	3	0	0	0	0	0	0
廃油	4	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	7	0	0	1	5	0	0	0	1	0	0	1
紙くず	6	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	0
木くず	10	0	0	9	1	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	42	0	0	3	38	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず等	11	0	0	3	7	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい	50	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	314	0	0	309	6	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	6	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物	12	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

最終処分状況

平成 17 年度の産業廃棄物の最終処分量を業種別に見ると、建設業が 33 万トン（50%）で最も多く、次いで、製造業が 22 万トン（最終処分量全体の 34%）、電気・ガス・水道業が 8 万トン（13%）の順となっており、この 3 業種で全体の 96%を占めています。

また、産業廃棄物の種類別にみると、汚泥が 29 万トン（最終処分量全体の 43%）を占めて最も多く、次いで、混合廃棄物が 15 万トン（22%）、廃プラスチック類が 6 万トン（9%）、がれき類が 5 万トン（8%）、ガラス・陶磁器くずが 4 万トン（6%）の順となっており、これら 5 種類で全体の 89%を占めています。

平成 12 年度最終処分量と比較すると、業種別では、建設業は 65 万トン、製造業は 8 万トン、電気・ガス・水道業は 6 万トンそれぞれ減少しています。また、産業廃棄物の種類別では、がれき類は 27 万トン、汚泥は 21 万トン、混合廃棄物は 17 万トン、ガラス・陶磁器くずは 5 万トン、廃プラスチックは 3 万トンそれぞれ減少しています。

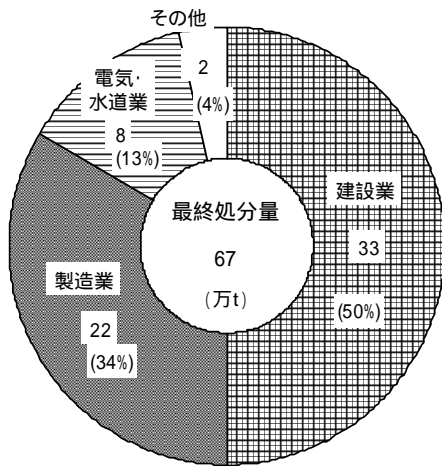


図 2-8 産業廃棄物の最終処分量（業種別）

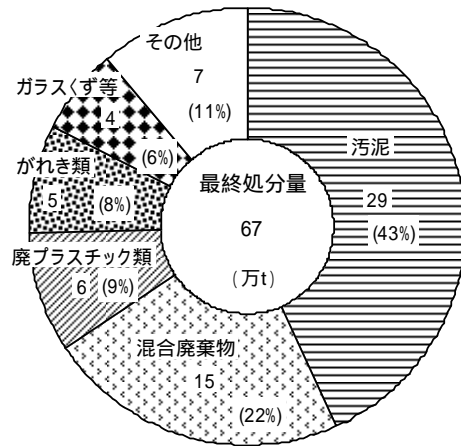


図 2-9 産業廃棄物の最終処分量（種類別）

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

表 2-3 産業廃棄物の最終処分量（業種別・種類別）

（単位：万t/年）

	合計	農業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	医療、福祉	教育・学習業	サービス業
合計	67	0	0	33	22	8	0	0	0	0	1	0
燃え殻	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥	29	0	0	9	12	8	0	0	0	0	0	0
廃油	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃酸	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
廃アルカリ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃プラスチック類	6	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0
紙くず	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
木くず	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動植物性残さ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物系固形不要物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴムくず	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ガラスくず等	4	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
鉱さい	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
がれき類	5	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
ばいじん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物のふん尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
動物の死体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
混合廃棄物	15	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

広域処理の状況

排出事業者における産業廃棄物の中間処理の委託量は 879 万トンであり、このうち府内で 778 万トン(89%)、府外で 101 万トン(11%)が中間処理されています。府外では、近畿地域が 79 万トンで最も多く府外処理量の 78%を占め、次いで中部・東海地域(7 万トン)、四国地域(6 万トン)、中国地域(5 万トン)となっています。

また、排出事業者における最終処分の委託量は 26 万トンであり、このうち府内で 6 万トン(23%)が、府外で 20 万トン(77%)が処分されています。府外では、近畿地域が 19 万トンで最も多く府外処理量の 93%を占め、次いで中部・東海地域(1 万トン)、中国地域(1 万トン)の順となっています。

(4)特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」として指定されている特別管理産業廃棄物の排出及び処理の状況は、次のとおりです。

業種別排出量

平成 17 年度における特別管理産業廃棄物の排出量は 18.1 万トンであり、業種別では製造業からの排出量が 16.4 万トンで全体の 90%を占め、次いで医療・福祉からの排出量が 1.1 万トンとなっています。

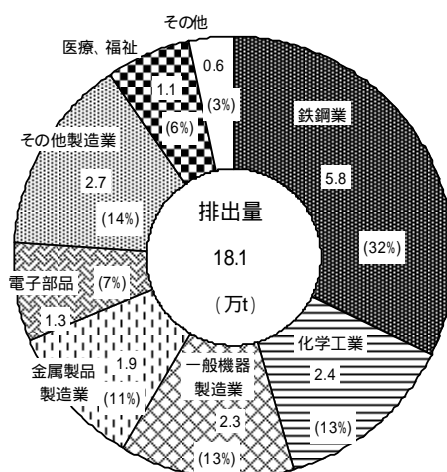


図 2-10 特別管理産業廃棄物の排出量 (業種別)

種類別排出量

排出量を特別管理産業廃棄物の種類別にみると、廃酸（腐食性）が5.2万トンで最も多く全体の30%を占め、次いで、ばいじん（有害）が4.4万トン、廃アルカリ（腐食性）が2.2万トン、廃酸（有害）が2.1万トンの順となっており、これら4種類で全体の77%を占めています。

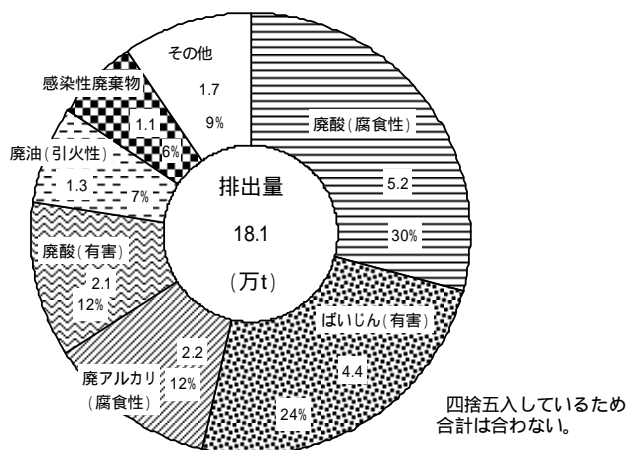


図 2-11 特別管理産業廃棄物の排出量（種類別）

処理の状況

特別管理産業廃棄物の排出量 18.1 万トンに対して、廃アスベストなど直接埋め立てられた 0.5 万トンを除き、17.6 万トンが中間処理されています。このうち 8.8 万トンが再生利用のために処理され、同じく 8.8 万トンについて無害化などの処理が施されています。

再生利用については、ばいじん（有害）が 4.4 万トンで最も多く、次いで、廃アルカリ（腐食性）が 1.5 万トン、廃酸（腐食性）が 1.0 万トンとなっており、この 3 種類で 79% を占めています。

また、無害化などの処理については、廃酸（腐食性）が 4.2 万トンで最も多く、次いで、廃酸（有害）が 2.0 万トン、廃アルカリ（腐食性）及び感染性廃棄物がそれぞれ 0.7 万トンとなっており、この 4 種類で 87% を占めています。

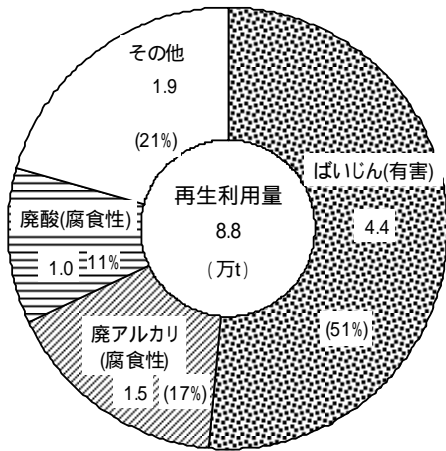


図 2-12 特別管理産業廃棄物の再生利用量 (種類別)

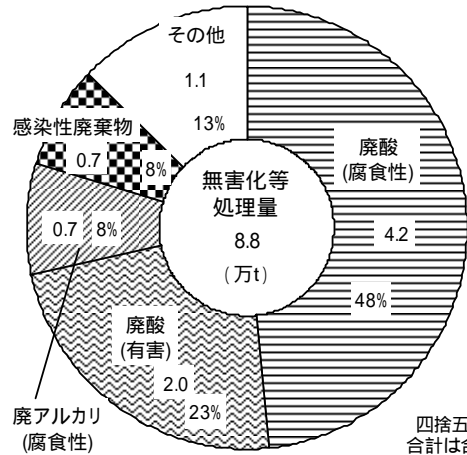


図 2-13 特別管理産業廃棄物の無害化等処理量 (種類別)

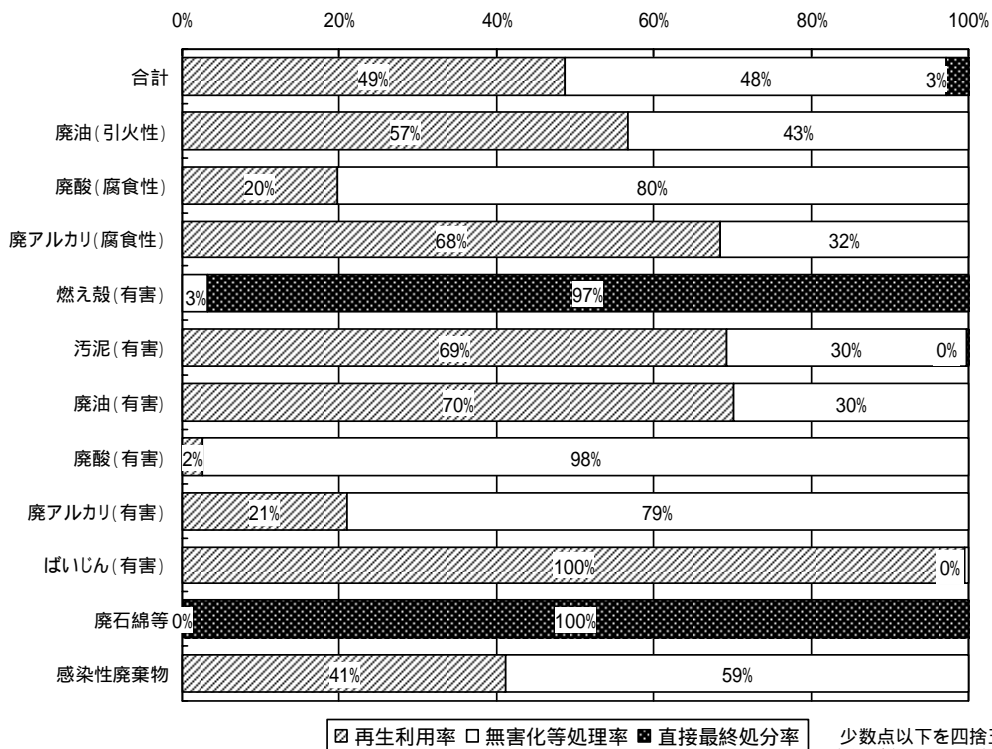


図 2-14 排出量に対する処理量の割合 (種類別)

広域処理の状況

排出事業者における特別管理産業廃棄物の委託処理量は 16.5 万トンであり、委託先の地域別にみると、府内が 5.3 万トン（32%）、府外が 11.2 万トン（68%）となっています。府外では近畿地域が 4.1 万トンで最も多く、次いで四国地域が 4.0 万トンとなっています。

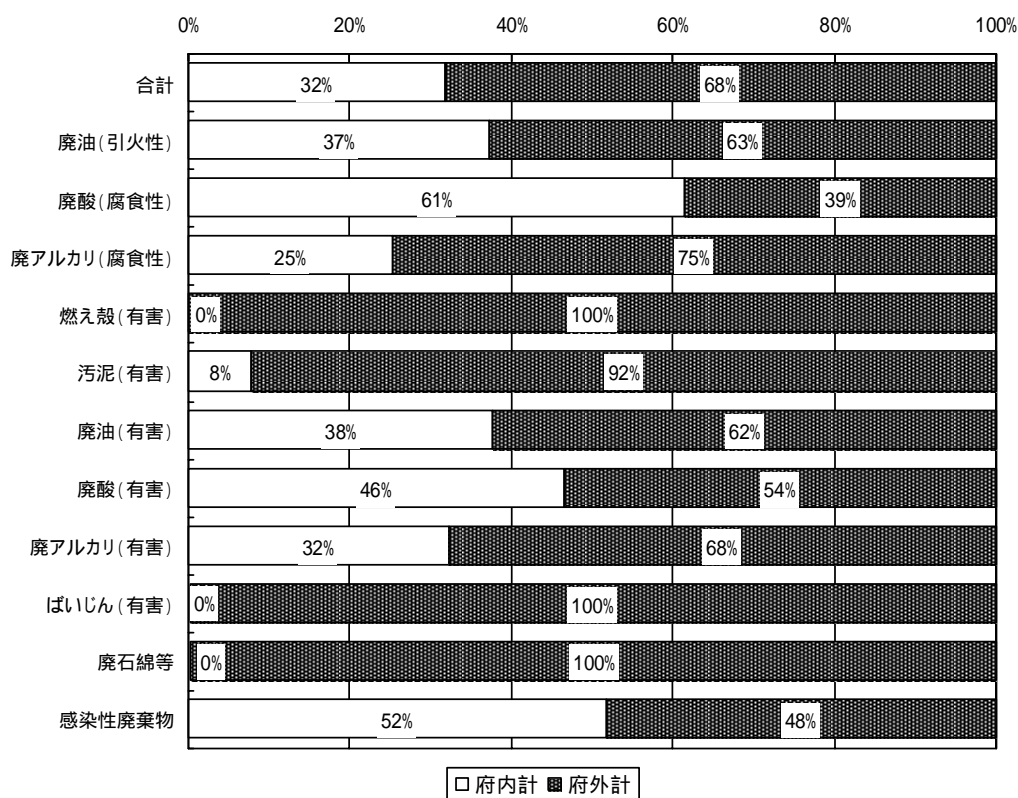


図 2-15 特別管理産業廃棄物の地域別の処理委託量（種類別）

2 減量化目標

(1) 将来推計

将来推計の方法

平成 22 年度の排出量の推計は、平成 17 年度の排出・処理状況に関する実態調査により得られた業種別・種類別の発生原単位に活動量指標の将来推計値を乗ずることによって行っています。

$$\text{将来発生量} = (\text{発生原単位}) \times (\text{活動量指標の将来推計値})$$

なお、農業については府関係部局の資料等に基づき排出量を設定し、電気・ガス・水道業については事業者において想定されている将来排出量を用いています。活動量指標及び処理・処分状況については、次のように設定しています。

ア．活動量指標

建設業の活動量指標値については、近年の元請完成工事高など工事種類別の活動量指標値の推移を踏まえて設定しています。製造業等の活動量指標とした製造品出荷額等及び従業者数については、府内総生産及び府内就業者数とこれらの指標値に占める各産業活動の割合の近年の推移に基づき産業中分類別に推計しています。また、病院については、病床数を活動量指標とし、その近年の推移を踏まえて設定しています。

イ．処理・処分量

産業廃棄物の処理方法や中間処理における残渣率等については、平成 17 年度と同一として最終処分量等を算出しています。

排出量の将来推計値

平成 17 年度の排出量 1,728 万トンに対して、平成 22 年度の排出量は 1,781 万トン（対平成 17 年度比 1.03 倍、増加量 53 万トン）と推計されます。

表 2-4 排出量の将来推計値（業種別）

業 種	平成 17 年度 排出量（万トン）	平成 22 年度	
		排出量(万トン)	平成 17 年度比
電気・ガス・水道業	892	935	1.05
建設業	488	498	1.02
製造業	326	325	0.99
農業	9	9	1.00
サービス業	4	5	1.09
卸売・小売業	2	2	0.98
鉱業	2	3	1.19
医療福祉業	2	2	1.00
教育・学習支援業	1	2	1.09
運輸業	1	1	1.04
情報通信業	0	0	1.04
合 計	1,728	1,781	1.03

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

表 2-5 排出量の将来推計値（種類別）

産業廃棄物の種類	平成 17 年度 排出量（万トン）	平成 22 年度	
		排出量（万トン）	平成 17 年度比
汚泥	1,177	1,213	1.03
がれき類	320	328	1.02
鉱さい	52	54	1.05
金属くず	43	46	1.07
混合廃棄物	31	32	1.03
廃プラスチック類	17	17	0.96
ガラス・陶磁器くず	15	15	1.03
木くず	13	13	1.03
廃油	11	12	1.09
廃酸	9	9	1.02
動物のふん尿	9	9	1.00
動植物性残さ	8	8	1.06
紙くず	7	7	0.90
廃アルカリ	7	9	1.16
ばいじん	6	7	1.07
その他	3	3	0.93
合 計	1,728	1,781	1.03

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

【参考】 将来推計に用いた活動量指標及びその伸び率

業 種	活動量指標	活動量指標値の伸び率*
建設業	土木工事：元請完成工事高 新築工事：着工延床面積 解体工事：解体除却延床面積	・土木工事 1.00（年率0%） ・建築(新築)工事 1.07（年率1.3%） ・解体工事 1.07(年率1.3%)
製造業	製造品出荷額等	・製造業全体として1.03（年率0.7%） 産業中分類別に設定
鉱業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、医療・福祉、教育・学習支援業、サービス業	従業者数 ただし、病院については病床数	・鉱業 1.18（年率3.4%） ・情報通信業、運輸業 1.04（年率0.9%） ・卸売・小売業 0.98（年率-0.4%） ・医療・福祉、教育・学習支援、サービス業 1.09（年率1.7%） 病院については1.00（年率0%）
農業	行政資料等に基づき将来排出量を設定	
電気・ガス・水道業	事業者において想定されている将来排出量を使用	

伸び率：平成 22 年度推計値 / 平成 17 年度値

処理・処分量の将来推計値

再生利用量については、平成 17 年度の 545 万トンに対して、平成 22 年度は 559 万トン（対平成 17 年度比 1.03 倍、増加量 14 万トン）と推計されます。

減量化量については、平成 17 年度の 1,115 万トンに対して、平成 22 年度は 1,153 万トン（対平成 17 年度比 1.03 倍、増加量 38 万トン）と推計されます。

最終処分量については、平成 17 年度の 67 万トンに対して、平成 22 年度は 68 万トン（対平成 17 年度比 1.02 倍、増加量 1 万トン）と推計されます。

表 2-6 処理・処分量の将来推計値

（単位：万トン）

	平成 17 年度	平成 22 年度	
			平成 17 年度比
排出量	1,728 (100%)	1,781 (100%)	1.03
再生利用量	545 (32%)	559 (31%)	1.03
減量化量	1,115 (65%)	1,153 (65%)	1.03
最終処分量	67 (4%)	68 (4%)	1.02

（ ）内は排出量に対する割合を示す。

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

(2)減量化の目標量

平成 22 年度における産業廃棄物の減量化の目標量は、前計画の平成 17 年度目標の達成状況を踏まえ、次表のとおり定めます。

減量化の目標量

(単位：万トン)

	平成17年度(実績)	平成22年度(目標)
排出量	1,728	1,781
排出抑制量	-	15
排出抑制後の排出量	-	1,766
再生利用量	545	568
(再生利用率)	(32%)	(32%)
中間処理による減量	1,115	1,144
最終処分量	67	53

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

なお、減量化の目標量の設定は、産業廃棄物の種類別に検討した結果を基礎としており、最終処分量が多い産業廃棄物については表 2-8 のとおりです。

表 2-7 主要な産業廃棄物に関する減量化目標量

(単位：万トン)

産業廃棄物の種類	処理区分	平成 17 年度 (実績)	平成 22 年度(目標)
汚泥	排出量	1,177	1,208
	再生利用量	69	80
	減量化量	1,078	1,106
	最終処分量	29	22
混合廃棄物	排出量	31	29
	再生利用量	12	16
	減量化量	4	3
	最終処分量	15	10
廃プラスチック類	排出量	17	16
	再生利用量	7	7
	減量化量	4	4
	最終処分量	6	6
がれき類	排出量	320	325
	再生利用量	314	319
	減量化量	0	0
	最終処分量	5	6
ガラス・陶磁器くず	排出量	15	15
	再生利用量	11	11
	減量化量	0	0
	最終処分量	4	4

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

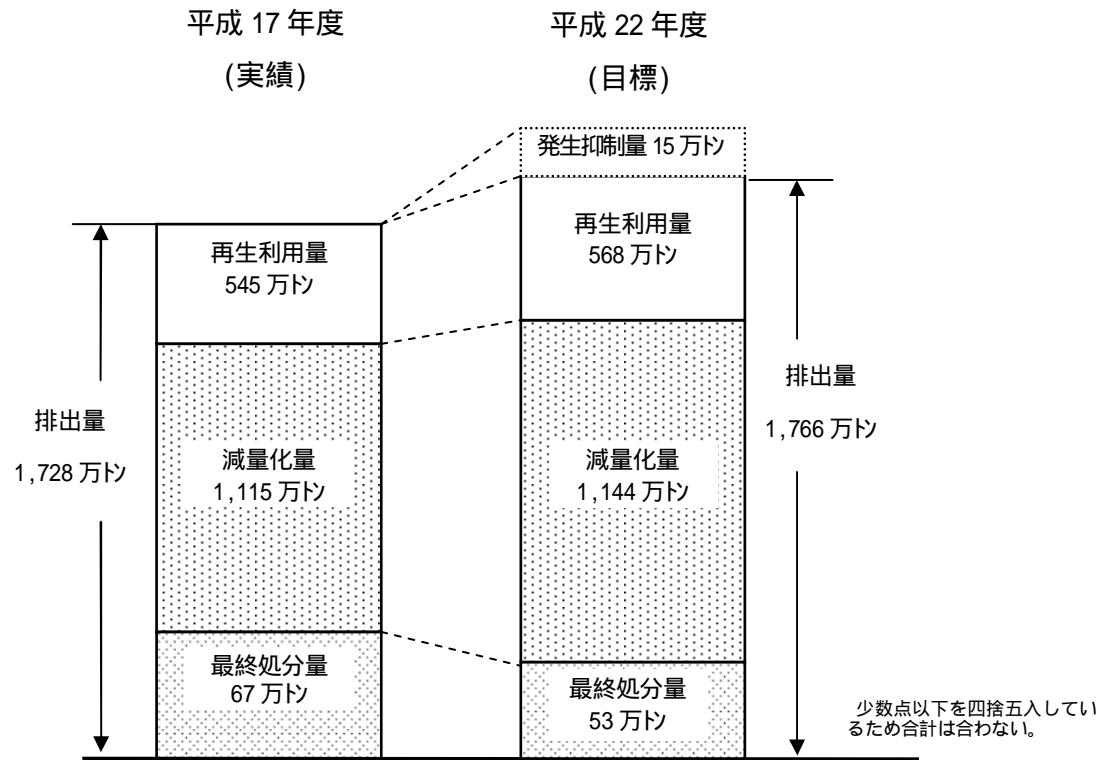


図 2-16 産業廃棄物の減量化目標

3 減量化目標達成のための施策

(1)事業者の自主的取組みの促進

循環型社会の形成のため、事業者は第一に製造工程等の改善による産業廃棄物の発生抑制を検討し、次に再使用の用途及び再生利用の拡大を検討することにより、産業廃棄物の排出量及び最終処分量の抑制を図ることが必要です。

また、近年企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）が求められる中において、拡大生産者責任の考え方にに基づき、製品が廃棄物となった場合にリサイクルや適正な処分が円滑に行われるよう、製品の企画及び設計段階から配慮するとともに、長期間使用できる製品の開発や部品の交換、修繕、更新ができるように努めること、及び循環型社会形成に向け関連企業も含めたトータルな取組みが重要となっています。

大阪府域は面積が狭隘で新たな産業廃棄物最終処分場を確保することが困難であること等から、事業者による発生抑制・リサイクルの取組みをより強力に促進する必要があるため、大阪府は以下の取組みを進めます。

ア．事業者の産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の取組みを促進します。特に排出量の多い、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の多量排出事業者については、多量排出事業者制度に基づく処理計画書の公表、処理実績を踏まえた助言等を通じて、産業廃棄物の発生抑制及びリサイクルを計画的に推進します。

イ．環境マネジメントシステムは、廃棄物をはじめとする環境負荷の把握と自主管理による改善を組織的かつ継続的に実施するための有効な手法であるため、その導入及び認証の取得等を推奨します。また、システム構築に必要なノウハウに関する情報提供や、事業者の取組み実績に対して社会的評価が得られるための方法として、システム構築状況や環境報告書発行状況などの情報の公表等を実施します。

ウ．排出抑制のための技術、再使用の用途や委託可能な再生方法についての情報を、WEBページやメール等インターネット環境を利用し様々な形で提供します。この情報提供は、業界団体や事業者の実情に応じて、情報が行き渡りやすい情報チャンネルと手法を検討し、情報を必要とする事業者に効率よく提供できる方法により実施します。

エ．排出事業者における発生抑制・リサイクルの取組み状況を公表することにより、事業者が取り組む際の参考事例としての情報提供を図ります。この公表については、取組みの実績や、先進的な取組みの公表と評価を通じて、事業者がより改善を進めるインセンティブとなるような手法により実施します。

オ．3 Rの検討のための発生工程改善技術や情報、適正管理のための人材等が不足しやすい中小企業を支援するため、発生工程内の廃棄物発生状況、適正処理のための処理委託情報等の管理システムを開発し提供します。また、現場の状況や事業者の疑問点に対応して的確な技術的助言をきめ細かく行う専門家によるアドバイザー制度を検討します。

(2) 建設廃棄物の発生抑制・リサイクル

発生抑制の推進

昭和40年代以降の高度経済成長期に急増した建築物等が更新時期を迎えることから、今後、建設廃棄物の増加が懸念されるため、これらの建築物については補強又は改修等による延命化を図ることにより、建築物を長期間有効に利用し、建設廃棄物の発生抑制に努めることが重要です。

大阪府においては、「都市整備部維持管理計画」や「府営住宅ストック総合活用計画」等に基づき、府が所管する土木施設や府営住宅等の施設について、適切な維持管理を行うことにより機能の保持や向上を図り、良質なストックとしての長期間活用に努めます。また、府有建築物の建替え等においては、既存施設の活用を含めた検討を行うことにより、効率的な施設整備を推進します。

また、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者制度を活用するなどして、工事業者における建設廃棄物の発生抑制やリサイクルの自主的取組みの促進を図ります。さらに、大阪府の発注工事については、「環境配慮の大阪府庁率先行動計画」に基づいて策定した「都市整備部環境配慮指針(案)」などに基づいて、建設廃棄物の発生抑制やリサイクルの取組みを進めます。

リサイクルの推進

建設廃棄物のリサイクルは、前計画期間内の建設リサイクル法の施行や公共工事発注機関・建設事業者の取組みにより大きく進み、コンクリート塊とアスファルト塊はほぼ全量が再生利用されるようになりました。また、建設発生木

材や建設汚泥についても、前計画期間内に再生利用が大きく拡大しています。この結果、建設廃棄物による最終処分量は、平成 12 年度の約 98 万トンから 33 万トンへと大幅に削減されました。しかしながら、現在でも最終処分量の約 50%が建設廃棄物によるものであることから、再生利用の拡大による最終処分量の削減が現在もなお重要な課題となっています。このため、再生利用の拡大が特に重要な建設廃棄物として、建設汚泥、建設発生木材及び建設混合廃棄物について、以下の取組みを進めます。

建設汚泥については、従来は再資源化施設における再生利用に限定されていましたが、新たに国が示した再生利用に関する指針などを踏まえ、公共工事発注機関等と連携して現場内利用等を促進します。

建設発生木材については、建設リサイクル法の対象建設工事をはじめとする工事業者への指導等により、分別排出・再生利用を促進します。また、「大阪府エコタウンプラン」において新たな技術を用いたリサイクル施設の整備がなされたことなどにより再生利用が拡大されると期待されますが、今後の再生利用の動向に注視し、必要に応じて再生品の需給動向や新たな利用用途の可能性を調査し利用拡大に努めます。

また、建設混合廃棄物については、「大阪府エコタウンプラン」において大規模な分別施設が整備されるなど再生利用の基盤が整えられてきましたが、排出量の削減が重要であることから分別排出の実施を工事業者等に促すとともに、排出後の中間処理施設における分別・有効利用を情報提供するなどして働きかけます。

(3)再生品の使用促進

再生品の需要の拡大は、産業廃棄物の再生利用を促進していく上で重要な課題です。このため、大阪府では、府内で発生した廃棄物(循環資源)を使用し、府内で製造された再生品で一定の基準を満たしたものを認定する「大阪府リサイクル製品認定制度」を平成 16 年度に創設し、平成 17 年度までに 299 製品を認定しました。

大阪府では、グリーン調達方針に基づき、大阪府認定リサイクル製品その他の再生品の調達や発注工事での使用を一層推進するとともに、事業者や府民に対してこれらの再生品の使用拡大を引き続き働きかけます。

【参考：減量化目標と施策の関係】

本項目に掲げた施策と前項の減量化目標との関係を次表に整理した。

表 2-8 産業廃棄物の減量化目標と施策の関係

減量化目標の項目	関連する主要施策項目
発生抑制	(1)事業者の自主的取組みの促進 (2)建設廃棄物の発生抑制・リサイクル 発生抑制の推進
再生利用	(1)事業者の自主的取組みの促進 (2)建設廃棄物の発生抑制・リサイクル リサイクルの推進 (3)再生品の使用促進

4 適正処理の推進

(1)排出事業者に対する指導の徹底

事業者は、「排出事業者責任の原則」に基づき、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物を適正に処理しなければなりません。企業のコンプライアンスが重要視される中、排出事業者は適正処理を確実に行う社会的責任を負っているといえます。大阪府においては、排出事業者責任に基づく適正処理が確保されるよう、以下の取組みを進めます。

ア .産業廃棄物の排出事業者に対して、自ら運搬又は処分を行う場合の適正処理の徹底を計画的な立入検査等により指導します。処理業者への処理委託については、法に基づく文書契約の締結、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付等、基準遵守の徹底を指導し、違反行為に対しては行政処分や公表制度により厳正に対応します。また、委託先の処理施設を現地確認するなど不適正処理の未然防止のための必要な配慮や、廃棄物データシート等による処理業者への廃棄物情報の提供に努めるよう指導します。これらの指導に併せて、排出した産業廃棄物の処理状況を把握し管理する「適正管理システム」の提供など、中小企業等における管理体制の整備を支援します。

イ .大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、自家産業廃棄物の保管に関する届出等に関する制度の運用により適正保管を指導します。また、事業所における

適正処理のための体制整備を目的とした産業廃棄物管理責任者制度については、法令等に関する講習会の開催等を通じてその設置を促進します。

ウ .排出事業者における法令等の不十分な理解が不適正処理につながることをないよう、業界団体とも連携して、講習会やホームページ、メール配信等を通じて、法令の内容及び改正事項、より優良な処理業者の選定方法に関する情報や適正処理に関するガイドライン等について、きめ細かい情報提供に努めます。

エ .マニフェスト制度については、法に基づくマニフェスト交付等状況報告が平成 20 年度に開始されることから、この制度を効果的に活用して排出事業者への適正委託の指導を行います。また、産業廃棄物の処理状況を迅速かつ的確に確認でき、不適正処理の防止にも効果のある電子マニフェストの導入について、多量排出事業者や特別管理産業廃棄物の排出事業者を中心に働きかけます。

オ .建設廃棄物については、重層下請構造のために廃棄物処理の責任の所在があいまいになるおそれがあることから、例外なく工事の元請業者に処理責任を一元化する大阪府独自の指導要綱を定めており、この要綱に基づき適正処理の徹底を指導します。

(2)有害産業廃棄物の適正処理

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法の基準の遵守について指導を進めてきた結果、府域における産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類の排出量は減少傾向にあります。

産業廃棄物焼却施設の排ガスについては、ダイオキシン類対策特別措置法及び廃棄物処理法に定める基準への適合、及び基準に適合しない施設の廃止等について、引き続き指導を行います。また、廃棄物処理法の構造・維持管理基準の適用対象とならない小規模の廃棄物焼却施設についても、法に準じた基準を遵守するよう指導を行います。

産業廃棄物焼却施設から排出されるばいじん、燃え殻等についても、引き続き、ダイオキシン類含有量の測定及び適正処理の指導を行います。なお、排出事業者が設置する小規模な焼却施設については、焼却処理が不要となるよう、

廃棄物の発生抑制や処理委託に関する情報の提供等を行い、焼却施設の設置の抑制を図ります。

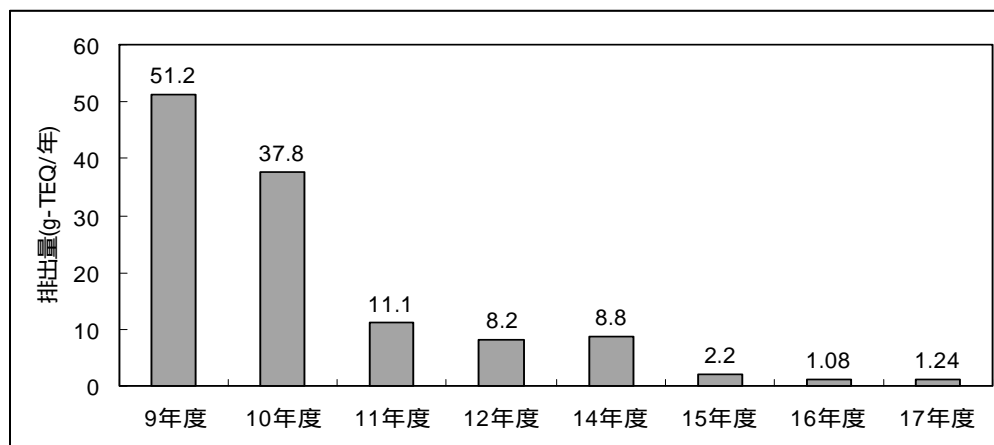


図2-17 産業廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の推移

PCB廃棄物対策

ポリ塩化ビフェニル(PCB)は、昭和43年に発生したカネミ油症事件を契機として、その毒性が問題とされ、昭和49年に製造等が原則として禁止されました。しかし、その後、処理施設の立地が困難な状況が続いたことから、平成13年7月から「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」(PCB特別措置法)が施行され、事業者は保管及び処分状況等の届出並びに同法施行後15年以内の処分が義務づけられるとともに、国の責務として処理体制の整備、都道府県の責務として処理計画の策定などが義務づけられました。

大阪府及び府内政令市(大阪市、堺市、東大阪市及び高槻市)は、「大阪府ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成16年3月策定)及び「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」(平成17年3月策定)に基づき、府域のPCB廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施し、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を図ります。

近畿2府4県の高圧トランス・コンデンサ等については、大阪市此花区において平成18年10月に開業した日本環境安全事業株式会社(政府全額出資)の大阪PCB廃棄物処理事業により、平成27年3月までに処理されることとなっています。大阪府及び府内政令市は、近畿ブロック関係府県市と連携し、同事業に

よる広域処理が円滑に進むよう必要な協力を行います。

府域におけるPCB廃棄物の保管数量（平成16年3月31日現在）は、高圧機器約2万台、低圧機器約36万台、廃油約4.9万トン等となっています。大阪府及び府内政令市は、これらのPCB廃棄物の保管事業者に対し、保管・処分状況等の届出及び適正な保管・処分の徹底を指導します。

中小企業者の保有する高圧機器等の早期処理を促進するため、独立行政法人環境再生保全機構に設置されているPCB廃棄物処理基金に、大阪府は引き続き拠出します。

低圧機器等PCB汚染物や低濃度のPCBが混入したトランス等重電機器（低濃度PCB汚染物）については、現在、国において処理体制の整備等について検討が進められているところです。大阪府及び府内政令市は、これらのPCB廃棄物について処理体制が確立されるまでの間、事業者に対し適正な保管を指導します。

石綿（アスベスト）廃棄物対策

アスベストによる健康被害が顕在化する中、建築物の解体等に伴い発生するアスベスト廃棄物の適正処理の確保を図るため、平成18年にアスベスト廃棄物の処理に関する法の規制が強化されたところです。この規制強化により、特別管理産業廃棄物の廃石綿等（飛散性のもの）に断熱材及び耐火被覆板が追加されるとともに、アスベストを含有するスレート板等の石綿含有産業廃棄物（非飛散性のもの）について新たに処理基準が定められました。大阪府においては、大気汚染防止法等の関係法令の所管行政とも緊密に連携して、アスベスト廃棄物の収集運搬から最終処分に至るまでの一連の処理において法の処理基準が遵守されるよう、立入検査等により排出事業者及び処理業者への指導を引き続き徹底します。

現在、アスベスト廃棄物の処分は、飛散性アスベスト廃棄物については周辺府県の最終処分場で埋立処分されているほか、府域に溶融施設が1施設設置されています。また、非飛散性アスベスト廃棄物については、府域ではフェニックス泉大津沖埋立処分場が受入れており、このほか周辺府県の最終処分場で埋立処分されています。今後、吹付けアスベストが施工され、またはアスベストを含有する建材が使用された建築物の更新時期を迎え、これらの建築物の解体等に伴って排出されるアスベスト廃棄物の増加が予想されることから、アスベスト廃棄物の排出量等を継続的に把握し、府域及び周辺府

県に円滑な処理の体制が確保されているかどうかを点検します。

さらに、アスベスト廃棄物の無害化処理については、平成 18 年の法改正によって創設された無害化処理認定制度について広く周知し、この制度を活用した無害化処理施設の設置の促進に努めます。

感染性産業廃棄物対策

平成 17 年度の感染性産業廃棄物の排出量は約 1.1 万トン（一日あたり約 31 トン）、これに対し府域内の感染性産業廃棄物処理能力は一日あたり約 121 トンであり、感染性産業廃棄物の府域内処理体制は概ね整備されていると考えられます。

しかしながら、今後迎える高齢化社会に伴い、医療機関等や在宅治療において生じる医療廃棄物の発生量が増加することも考えられます。また、医療廃棄物の不適正な処理は生活環境のみならず人の健康に直接影響を及ぼすおそれがあることから、引き続き、関係団体等と連携し平成 16 年に改定された「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づいた適正処理の実施について指導を徹底します。

また、医療機関のうち特に小規模事業所や医療行為を行う福祉施設等に対する情報提供と適正処理の指導強化を図ります。

5 産業廃棄物処理施設の整備

(1) 中間処理施設の整備促進

産業廃棄物の中間処理施設については、中小企業から排出される有害産業廃棄物のリサイクル施設等を「大阪府エコタウンプラン」に位置付け、立地促進を図ってきたところです。

現在、産業廃棄物の種類によっては、再資源化施設において作られる再生品の供給量が需要を上回るケースも見られ、新たな処理・利用技術の開発が円滑な資源循環を確保するための課題となっています。このため、最新の技術情報を収集し業界団体等に提供するなど、新たな処理・利用技術の普及促進に努めます。

(2)最終処分場の確保

府域における産業廃棄物の最終処分場は平成 17 年度末で表 2-9 のとおり 9 施設あります。その最終処分量の大半は公共の処分場であるフェニックス泉大津沖埋立処分場が占めていますが、その残余量が少なくなっていることから、今後、新たに大阪沖埋立処分場が開設される予定となっています。

民間の最終処分場については、石綿含有産業廃棄物の適正処理に向けた動向も見据えつつ、周辺環境の保全に留意した適正処理可能な処分場については、その確保を促進します。

表 2-9 府域における産業廃棄物の最終処分場

	施設数	計画容量(万 m ³)	残容量(万 m ³)
民間	7	118	35
公共(北港処分地南地区)	1	1,169	8
フェニックス(泉大津沖)	1	2,000	628
フェニックス(大阪沖)	1	1,400	(平成 20 年度末完成予定)

残容量は平成 18 年 3 月末時点。

北港処分地南地区は一般廃棄物との共用の施設。計画容量は一般廃棄物を含む値。

フェニックス(泉大津沖)については、すべて安定型の容量。

フェニックス(大阪沖)の容量については、管理型の容量で一般廃棄物を含む。

(3)生活環境の保全への配慮

廃棄物処理法では、一定規模以上の産業廃棄物処理施設の設置にあたっては、事前に環境影響を調査することや、そのうち焼却施設等についてはその調査結果を申請書とともに縦覧に供することが義務付けられていることから、今後とも、生活環境の保全への適正な配慮がなされているか等について、学識経験者の意見を踏まえた厳正な審査を行います。

また、平成 16 年 1 月に施行された大阪府循環型社会形成推進条例では、産業廃棄物処理業の許可を受けようとする者が中間処理施設、最終処分場又は積替え保管施設を設置しようとする場合、事業計画書の提出とともに、説明会の開催等により計画の周知を図ったうえ生活環境保全に係る住民意見を聴取し、必要に応じて計画に反映する等の手続きを規定していることから、その円滑な運用に努めます。

6 健全な処理業者の育成

(1) 産業廃棄物処理業・施設設置許可に係る厳正な審査

廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業や産業廃棄物処理施設設置の許可については、申請者等が一定の要件に該当する場合は許可できないこととされており（欠格要件）これまでの法改正により虚偽の申請による許可を取消し処分の対象とすることや、法人と同様に暴力団員等が事業活動を支配する個人についても欠格要件とする等の強化も図られてきたことから、今後とも欠格要件に係る厳正な審査を実施します。また、申請者の経理的能力や技術的能力についても引き続き厳正に審査します。

(2) 悪質な処理業者への行政処分等

積み替え保管施設、中間処理施設、最終処分場を有する許可業者に対しては、立入検査等による処理基準の遵守を引き続き指導します。

また、既に許可を受けた処理業者であっても、欠格要件に抵触するに至った場合は法に基づき許可の取消しを行うほか、処理基準違反等の不適正な処理に対しては改善命令や事業停止命令、許可取消し等の行政処分を速やかに行うため、その手続きに係る指針を策定します。

許可取消しや事業停止処分等を受けた処理業者の情報は、排出事業者等に周知する必要があるため、大阪府循環型社会形成推進条例に基づく公表を行います。

(3) 優良処理業者の育成と情報公開

処理業者の自主的取組みの促進

産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理を行う専門業者として、廃棄物の適正処理やリサイクルを通じて循環型社会を形成し環境への影響を低減・保全する重要な責務を負っていることから、高いモラルと技術力を有する優良な産業廃棄物処理業者を業界団体と協力して育成・支援していく必要があります。また、排出事業者が円滑な事業運営を続けていく上で、信頼できる優良な処理業者を選定することはきわめて重要です。

このため、優良業者を育成するため平成15年3月に策定した「優良産業廃棄物処理業者を目指すための指針」の活用・促進を図ります。

また、処理業者が専門業者として技術力の向上や人材育成を図ることが重要で

あり、技術の向上等を目的として業界団体において実施される研修等について支援を行います。

処理業者への情報の提供

処理業者が適正な産業廃棄物の処理を持続的に行う上で、廃棄物処理法とその規則等の改正情報の理解が不可欠です。このため、改正法令等の最新の情報を速やかにホームページに登載して公表するとともに、希望者に対して電子メール等で提供する体制も検討します。

また、処理業者の経営適正化や処理技術の向上に資する情報の収集及び提供に努めます。

優良性評価制度の促進等

優良性評価制度については、府域においても平成 18 年 3 月から廃棄物処理法施行規則に基づく運用を始めていることから、今後ともその円滑な運用を進めるとともに、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるという趣旨に沿った手法・制度についても検討します。

また、排出事業者が廃棄物の処理を委託する際の参考となるよう、優良性評価適合者をインターネット等で公表します。

7 不適正処理対策

(1) 不適正処理の未然防止等

数度にわたり改正された廃棄物処理法や平成 15 年 3 月制定の大阪府循環型社会形成推進条例などによる規制強化により、野焼き、野積み、不法投棄といった産業廃棄物の不適正処理は、平成 15 年度以降件数が減少しつつあるものの、依然としてその発生は後を絶ちません。

このため、以下の取組みをとおして、産業廃棄物の不適正処理の根絶を目指します。

監視体制の一層の強化

近年の不適正処理は、行政の監視が手薄になる夜間、早朝、休日にきわめて短

時間に行われるなど、悪質化・巧妙化しています。こうした状況にも対応できるよう機動力の増強、監視装備の充実、対応策の強化を図ります。

不適正処理の早期対応に効果的であると考えられるGPS(全地球測位システム)などIT技術を用いた監視システムの導入や定点監視のための自動監視カメラの設置の促進等を検討します。また、偽造が困難で産業廃棄物の適正処理の確認が容易なため監視能力向上に資すると考えられる電子マネーの普及を図ります。

警察・市町村等関係機関との連携強化

平成13年に設置した「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」などを通じて、警察、市町村等の関係機関と緊密な連携を図り、不適正処理の未然防止と早期発見に取り組みます。

特に、不適正処理事案に迅速で効果的な対応ができるよう、市町村との連携強化及び情報の更なる共有化を図り、地域に一層密着した監視・指導体制を構築していきます。また、府県を越えて広域的に行われるものや府県境付近で行われる不適正処理事案については、近隣府県や警察と連携して速やかに対応します。

不適正処理に対する厳正な行政処分と公表

不適正処理の横行は、廃棄物処理に対する府民の不信を招く原因となっています。不適正処理の原因者(投棄者、排出事業者等)に対して速やかに厳正な行政処分を行うとともに、大阪府循環型社会形成推進条例に基づきその処分の内容を公表します。

府民との連携

平成12年度から市町村から推薦のあった府民を「不法投棄等監視連絡員」に委嘱して不法投棄等の早期発見を図っており、今後も引き続き府民と連携した不適正処理の監視に取り組みます。

循環型社会推進条例に基づく規制指導の徹底

事業者自らが排出した産業廃棄物の不適正な保管の未然防止を目的として条例に定められた自家産業廃棄物の保管に関する事前届出制度に基づき、不適正な保管による生活環境保全上の支障の発生を防止します。また、賃貸された土地に

において産業廃棄物の不適正処理が多く発生していることから、条例に定められた土地所有者等の管理責任に関する規定について周知するとともに制度の厳正な運用を図ります。

(2)不適正処理の原状回復

行為者・排出事業者・土地所有者に対する厳正な対応

不適正処理に起因する生活環境保全上の支障が生じた場合には、廃棄物処理法に基づき、投棄者、排出事業者をはじめとする原因者に対し原状回復を行うよう厳正に措置命令を発出します。また、一定の要件を満たした場合には、大阪府循環型社会形成推進条例に基づき、土地所有者に対しても措置命令を発出します。

原状回復の促進等

不適正処理事案には、所在不明又は資金不足等の理由から原因者に原状回復を行わせることが困難であり、また土地所有者も資金不足等の事情から原状回復を行うことができないため、放置されるものもあります。このような理由から解決が極めて困難な事案について、原状回復が実施されるようその促進策を検討するとともに、生活環境保全上の支障が生じ又は生ずるおそれのある事案に係る国の原状回復費用助成制度について助成対象のさらなる拡大や一層の弾力的な運用が図られるよう国に要望します。

第3章 循環型社会の形成に向けた施設整備

1 民間リサイクル施設の立地促進

(1)大阪府エコタウンプランの策定

大阪府は、豊かな環境都市大阪の創造を目指し、大阪産業の再生に向けた環境関連産業の育成の観点にも配慮しながら、府域における廃棄物処理・リサイクル施設の整備をはじめとした各種事業を推進するため、平成17年7月に「大阪府エコタウンプラン」を策定しました。

大阪府エコタウンプランの特徴

臨海部の遊休地を活用した新技術・新システムを導入したリサイクル施設の立地

中小企業から排出される有害産業廃棄物のリサイクル施設の立地

地球温暖化対策にも貢献するリサイクル施設の立地

自然再生の取組みとの連携により、廃棄物最終処分場跡地を循環型社会形成のモデル地区として再生

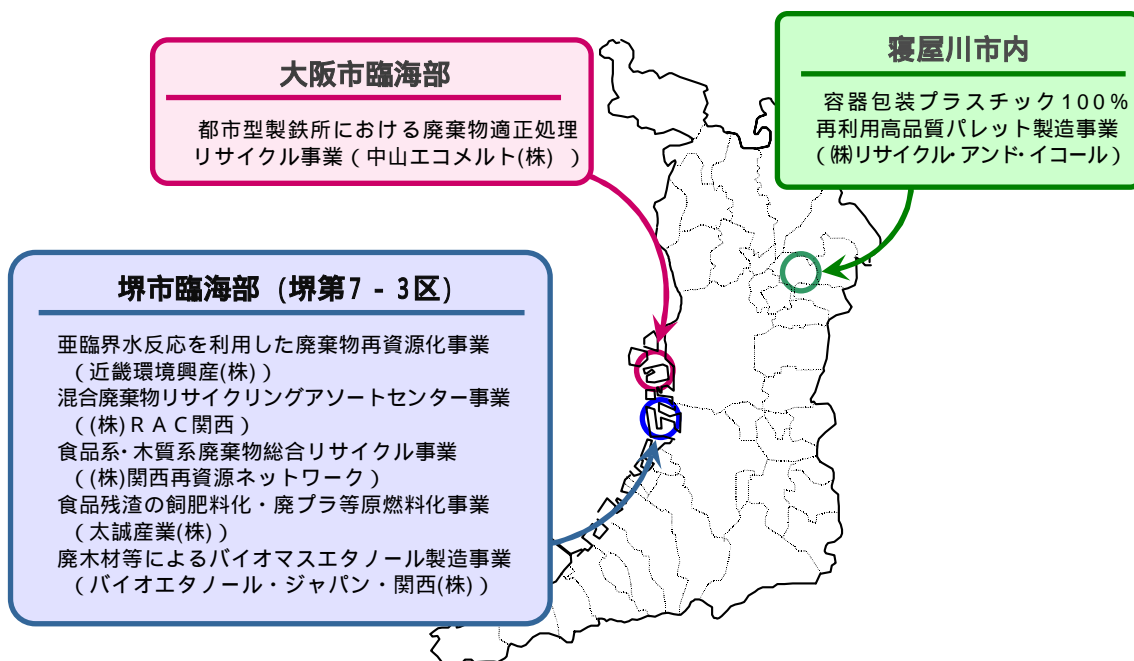


図 4-1 大阪府エコタウンプランに位置付けた7事業

(2)大阪府エコタウンプランの推進

「大阪府エコタウンプラン」を推進するために、関係自治体（大阪府・大阪市・堺市・寝屋川市）とエコタウンに位置付けた 7 事業者で協議会を設置し、リサイクルの一層の推進、周辺環境への配慮等の基本的考え方のもと、エコタウンに関する情報発信や資源循環を担う各主体との交流・連携の促進などの諸課題に、協働で取り組んでいきます。

2 循環型社会を目指した市町村の施設整備

廃棄物処理施設の整備は、従来の公害問題を解決するための施設整備から、循環型社会の形成に重点をおいた施設整備へと変遷し、平成 17 年度より循環型社会形成推進交付金制度が設けられました。

この交付金制度を活用するためには循環型社会形成推進地域計画書の作成が必要条件となっており、計画対象地域の市町村等において、可能な限り広域化を推進し、また、3Rを推進するために明確な目標設定を行うこととなっています。さらに、この目標を実現するため、具体的な施策を掲げ、市町村間の連携強化を図り、事業の共同化等により合理的かつ総合的な施設の整備についても記載する必要があります。

今後、この交付金制度を活用する市町村が増えつつあることから、府は、地域計画策定の当初から助言等を行い、地域計画の策定にあたり開催される協議会に参画するなど国と共に循環型社会の形成を推進します。




3 最終処分場の再生

堺第 7-3 区（廃棄物最終処分場跡地）においては、同区内に計画している「共生の森」構想をコアとして、次に例示するような取組みを進めることにより、循環型社会形成のモデル地区形成を図ります。

また、これらの資源を活用し、環境啓発・環境教育にも取り組んでいきます。

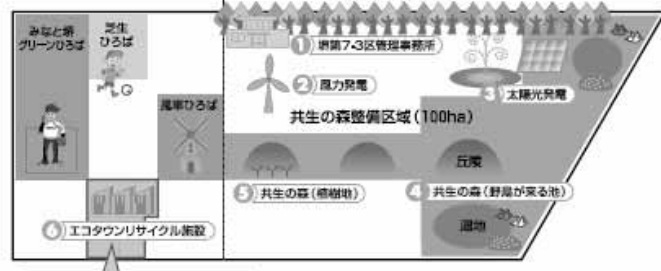
堺市臨海部(堺第7-3区)の整備

(一次処分地)
H16.4～ 処分場閉鎖

風車広場

(二次処分地)
H16.3
H16～17年度 畜糞物受入終了
覆土






① 堺第7-3区管理事務所
② 風力発電
③ 太陽光発電
共生の森整備区域(100ha)
④ 共生の森(野鳥が来る池)
⑤ 共生の森(感謝池)
⑥ エコタウンリサイクル施設

みなの森 グリーンひろば
共生 ひろば
風車ひろば

リサイクル施設整備区域
府民に開かれたリサイクル実感ゾーン

共生の森
NPO・ボランティア等の
協働による植樹活動ゾーン

※「共生の森」のWebページ
<http://www.pref.osaka.jp/midori/kyousei/>

第4章 各主体の役割と連携等

1 府民・事業者・行政の役割

本計画に基づき、リサイクルや廃棄物の発生抑制等を推進していくためには、府民、事業者、行政が各々の果たすべき役割を認識したうえで連携を図りながら取り組んでいく必要があります。

(1) 府民の役割

容器包装廃棄物の排出の少ない商品や耐久性に優れた商品を選択して購入するとともに、使い捨て商品の使用の自粛や修理による商品の長期間使用、生ごみの堆肥化等により、廃棄物の発生を抑制する。

市町村が設定する分別収集区分による分別排出を遵守するとともに、集団回収や事業者の自主回収の利用によるリサイクルを推進する。また、廃家電品のリサイクルや建築物の分別解体・リサイクル等、適正なりサイクルや処理に要する費用を負担する。

再生品を優先的に購入する。

産業廃棄物は府民生活を支える事業活動からも大量に排出されていることから、利便を享受する者として、その適正処理に協力する。

産業廃棄物の不法投棄等を発見した場合は、関係機関への情報提供に努める。

土地の所有者は、所有する土地を清潔に保つとともに適正な管理に努める。

(2) 事業者の役割

製造事業者・排出事業者

製造事業者は、自らが生産する製品について、原材料の選択や製造工程の工夫等により、生産段階だけでなく、その使用・廃棄後においても適正にリサイクルや処分されることに配慮しなければならない。

原材料の選択や製造工程の工夫等により、加工、販売等の各過程において発生抑制に努めるとともに発生する廃棄物については、再生利用や適正処理が容易となるよう配慮する。

使用後に廃棄物となる製品や容器等の減量化を推進し、容器等の簡素化、繰り返し使える容器の使用、商品の耐久性の向上、適正な処理が困難とならず、使用後に再使用・再生利用が容易な商品等の製造・販売を行う。

修理の容易な製品を製造するとともに、修理体制を整備する。
商品の長期的使用の促進、適正なりサイクルや処理に要する情報の提供を行う。

商品や容器等を自主的に回収し、再生利用等を推進する。

再生原料や再生品の使用・販売を行う。

排出事業者は、事業活動に伴って排出される廃棄物について自らの責任で適正に処理しなければならない。

処理を他人に委託する場合は、適正な処理費を負担するとともに産業廃棄物については、契約書の締結、マニフェストの交付等を厳格に運用する。

廃棄物に関する責任者を選任し適正処理を推進するとともに、社内研修等を実施する。

再生資源業者・廃棄物処理業者

再生資源業者は、資源循環の各段階において、不要物を再び資源に戻すリサイクルの推進に欠くことのできない存在であり、循環型社会の構築を進める上で重要な役割を担っている。

より効率的・高品質なりサイクルを進めるため、リサイクル技術の高度化等に努める。

廃棄物処理業者は、資源循環の各段階において、廃棄物の減量化や適正処理を進める上で重要な役割を担っており、廃棄物処理や減量化に関する情報を収集し、新しい技術の導入に努めるとともに処理施設の維持管理を適正に実施し最終処分される廃棄物の減量等に努める。

産業廃棄物処理業者が産業廃棄物の処理を受託する場合は、適正処理を実施し、契約書の締結、マニフェスト等について廃棄物処理法に基づき厳格に運用する。

廃棄物処理業者は廃棄物処理を行う専門業者として適正処理に努めることはもとより、環境への影響を可能な限り低減するよう努める。

(3) 市町村の役割

地域と密着した施策等を講じるとともに地域の環境を保全する立場から、廃棄物の発生抑制や適正処理を推進する。

分別収集の推進により一般廃棄物の資源化を推進し、その上で処分しなければならない一般廃棄物は適正に中間処理、最終処分を行う。

リサイクルを進める上で重要な役割を担っている再生資源業者の活用や育成に努め、リサイクルをより一層推進する。

ごみ処理広域化計画に基づくごみ処理の広域化等により、効果的・効率的なリサイクル・減量化の取組みを推進する。

住民・事業者のリサイクル・減量化・適正処理を促進するための啓発・指導、環境教育・学習、情報提供を行う。

公共事業等については、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り再生利用し、どうしても処理しなければならない廃棄物については適正に処理する。また、再生品についても積極的に利用する。

廃棄物処理法の政令市は産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処分を促進するため、事業者への指導・監督を行う。また、産業廃棄物の発生抑制、再生利用の推進を図るため、関係業界団体等を通じた事業者への働きかけを行うとともに、技術的支援や情報提供を行う。

(4) 府の役割

大阪府は市町村と連携し廃棄物の発生や処理の状況等を把握するとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用を図り最終処分量を削減するため本計画の各種施策を着実に推進していかなければならない。

産業廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用、適正処理を促進するため、事業者への指導・監督を行う。

産業廃棄物の発生抑制、再生利用の促進を図るため、関係業界団体等を通じた事業者への働きかけを行うとともに、技術的支援や情報提供を行う
廃棄物のリサイクル、適正処理が円滑に進むよう関係者間の調整を行う。
市町村への情報提供、技術的援助を行う。

市町村の広域的なごみ処理施設の整備やリサイクル・減量化の推進が、適正かつ効率的に行われるよう広域ブロック構成市町村間の調整を行う。

府民・事業者のリサイクル・減量化・適正処理を促進するための啓発、環境教育・学習、情報提供を行う。

リサイクル施設や処理施設の整備を促進する。

国に対しリサイクルの円滑な推進や廃棄物の適正処理に関する制度改善や財政措置等を働きかける。

公共工事等については、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、可能な限り

再生利用し、どうしても処理しなければならない廃棄物については適正に処理する。また、再生品については積極的にこれを利用する。

リサイクル・ごみ減量化に関する調査・研究を行う。

市町村、近隣府県と連携を図り、廃棄物に関する情報の交換を行うなど廃棄物に関する施策を推進する。

2 府民・事業者・行政の連携

(1) 大阪府リサイクル社会推進会議による連携

リサイクルやごみの減量化を推進するためには、府民、事業者、行政がそれぞれの立場と責任において一体となって取り組むことが必要です。

特に府域では、多くの事業者や府民団体、NPO等がリサイクルやごみの減量化に先進的に取り組んでいます。これらの主体と連携して取り組むことで、より効果的、効率的にリサイクルやごみ減量化に向けた実践活動の裾野を広げていくことができます。

このため、大阪府では、府民、事業者、行政がパートナーシップによる取り組みを進めるための母体となる組織として、大阪府リサイクル社会推進会議を、府民団体、事業者団体、市町村等とともに設置しています。

この推進会議を活用して、各主体の適切な役割分担の下で望ましい協力関係を構築し、相互に連携しながら、リサイクルやごみの減量化の啓発、調査研究等に取り組めます。

(2) 環境教育・啓発の推進

社会全体の廃棄物に対する意識を高めるためには、子どもから高齢者まですべての府民や事業者が廃棄物問題についての理解を深め、リサイクルや廃棄物の減量化の実践行動に自主的・主体的に取り組むことが必要です。

また、住宅解体時の廃棄物や医療機関から発生する廃棄物など、府民生活に密着した産業廃棄物も多くあることから、利便を享受している府民も産業廃棄物に対する認識を深めなければなりません。

このようなことから、廃棄物問題に取り組む民間団体や企業等と連携・協力しながら、廃棄物フォーラムや廃棄物処理施設の見学会などの、実践行動につながるような体験型・参加型の環境教育・学習を家庭や地域、学校や職場など

さまざまな場において実施し、循環型社会にふさわしいライフスタイルや事業活動の定着を図ります。

(3) 産業廃棄物の不適正処理対策における関係機関等との連携

「大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議」に参画する関係行政機関や事業者団体と緊密な連携を図るとともに、「不法投棄等監視連絡員」など府民の協力を得て、不適正処理の未然防止・早期発見を図ります。

3 国際協力

これまでアジア諸国に対し、大気汚染等公害対策の技術移転に努めてきましたが、これらの国々では、現在、経済成長による都市の肥大化の進展により廃棄物問題が大きな課題となっています。

国は、2004年6月のシーアイランドサミットにおいて我が国首相が3 R ニシアティブを提案し、その後、具体化のための閣僚レベル会合を日本で開催するなど、3 R の国際的な取組みの拡充を進めています。

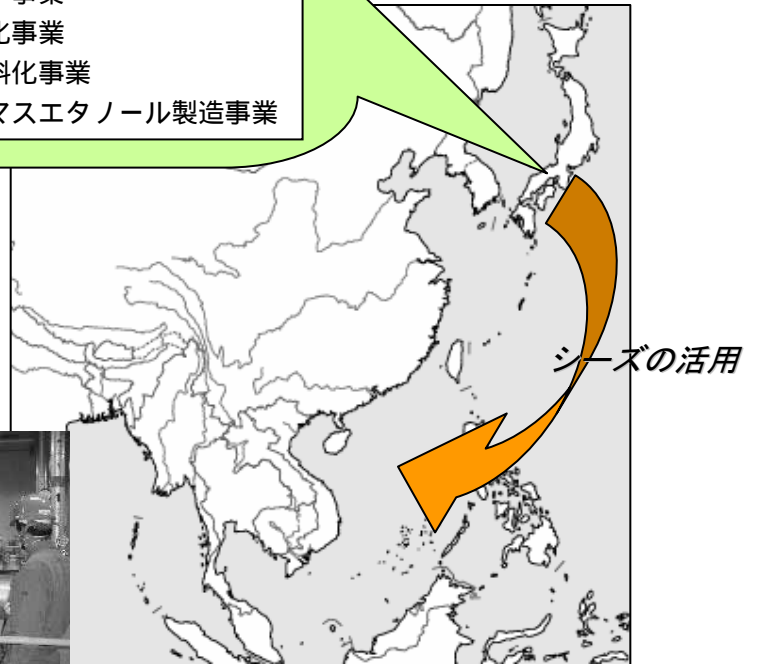
このような中、府においても、堺第7-3区のエコタウンプラン関連施設など、府臨海部に数多く立地している先進的な処理技術・システムを有する民間リサイクル施設の技術ポテンシャルを活かし、技術研修の実施や産官学共同での現地セミナーの開催等により、アジア諸国の3 R 推進に向けた技術サポートを行います。

- 堺第7-3区をはじめ臨海部を中心に先進的技術を有する民間リサイクル関連施設が立地

堺第7-3区

大阪府エコタウンプラン関連施設が集積

- 亜臨界水反応による廃棄物再資源化事業
- 建設混合廃棄物アソート事業
- 食品・木質廃棄物の炭化事業
- 食品廃棄物の飼料・肥料化事業
- 廃木材等によるバイオメタノール製造事業



4 計画の進行管理

循環型社会を形成していくためには、計画に記載した施策を着実に実行していく必要があります。

このため、減量化目標の達成状況について毎年度把握・評価し、その公表に努めるなど計画の進行管理を図ります。

参 考 資 料

減量化の目標量

大阪府環境審議会関係

減量化の目標量

- ・ 一般廃棄物の減量化の目標量
- ・ 産業廃棄物の減量化の目標量

一般廃棄物の減量化の目標量について

1. 前計画の平成17年度目標の達成状況と平成22年度目標の見直し

単位:万トン

	実績		目標		
	H12年度	H17年度	H17年度	H22年度 (旧)	H22年度 (新)
発生量 ¹ (集団回収量含む)	457	428	457	456	434
発生抑制量 ²			7	13	14
生活系			4	8	8
事業系			3	6	6
排出量	457	428	450	442	420
生活系	262	239	259	256	236
事業系	195	190	191	186	184
再生利用量	38	45	68	111	88
生活系	36	43	52	60	55
事業系			11	27	26
焼却残渣からの資源化量	2	2	5	24	7
再生利用率	8%	11%	15%	25%	21%
中間処理による減量	331	313	298	275	279
最終処分量	88	70	84	56	56

1 発生量：この表で発生量とは現状のまま推移した場合に発生すると予測されるごみの量です。(ただし、平成12年度及び平成17年度は実際に排出されたごみの量です。)

2 発生抑制量：ごみとして発生しないよう抑制する目標量です。

3 発生抑制後の排出量：実際に排出されるごみの量です。

2. 平成22年度目標の設定の考え方

(1) ごみ発生量

生活系については、1世帯当たりの人数が過去5年間と同じ割合で減少すると仮定し、1世帯当たりの人数と1人1日当たりの排出量の関係の調査結果から、平成22年度の1人1日当たりの排出量(団体回収分を含む)を設定し、これに将来推計人口を乗じて平成22年度の発生量とした。

事業系については、平成17年度の排出量がそのまま推移するものとした。

将来人口は、「大阪府の将来推計人口」(平成16年公表)の中位ケースを用いた。

(2) 発生抑制量

生活系ごみでは、平成18年度～22年度に有料化を導入する予定の市町村では、10%が発生抑制されるとし、その他の市町村では、前計画と同様、ごみの種類ごとに具体的実践行動による発生抑制量を算出し、3%の発生抑制を図ることとした。

事業系ごみは、前計画と同様に輸送・仕入れに伴う梱包材の抑制、通い箱への転換、販売管理の徹底などにより、生活系ごみの発生抑制率と同じ3%を発生抑制することとした。

(3)再生利用量（生活系、事業系）

生活系ごみは、容器包装ごみについては、第4期分別収集促進計画の平成22年度の収集量の見込み量を目標準とし、一般古紙・古布は、前計画の平成22年度の一人一日当たりの再生利用目標量に将来人口を乗じて目標量とした。また、前計画で再生利用の目標の設定の無い、空き缶以外の金属及びその他の再生利用量については、平成17年度実績値を目標準とした。

事業系ごみについては、前計画の平成22年度のごみの種類ごとの再生利用目標率に排出量に乗じて再生利用目標量とした。

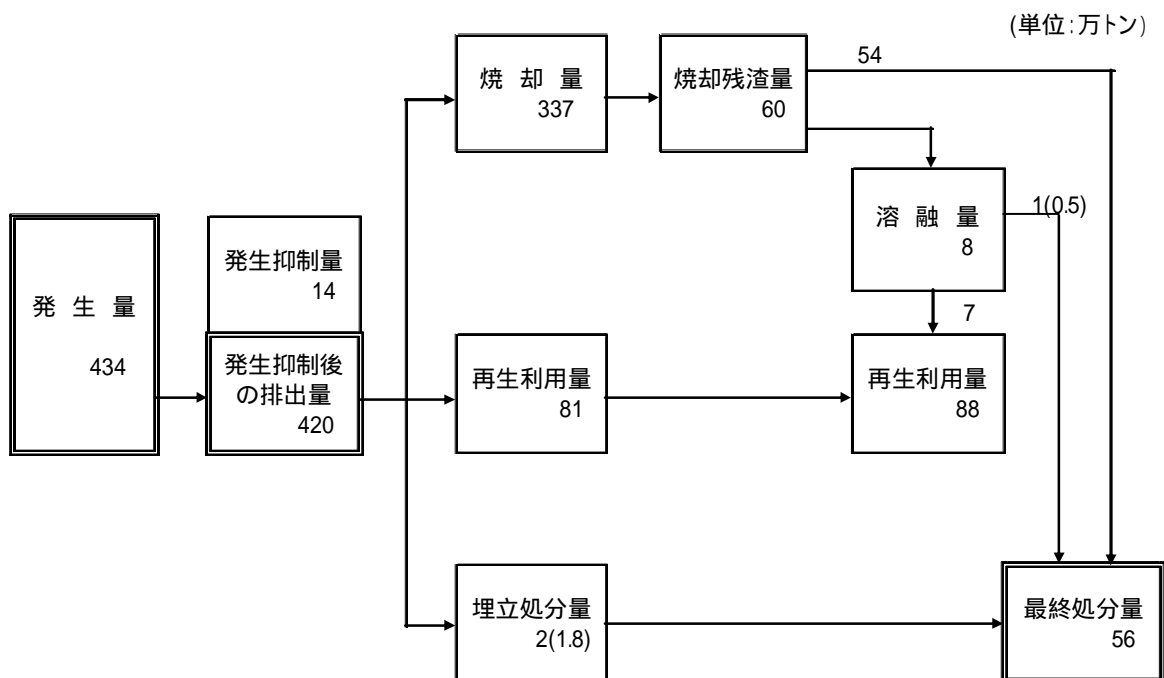
(4)焼却施設からの再生利用

平成22年度の溶融スラグ量は、茨木市の溶融炉からの溶融スラグ量と平成22年度までに灰溶融施設が整備される予定の市町村からの溶融スラグ量の合計とした。

焼却灰の溶融処理により生成する溶融スラグ等の比率は下記のとおりとした。

スラグ化量	鉛等の回収	排ガス	残渣
80%	2%	10%	8%

《減量化目標量のフロー図（平成22年度）》



(備考) ・焼却量、埋立処分量は、平成17年度の焼却量に対する比率をもとに算出
 ・小数点以下を四捨五入しているため、合計は合わない。

産業廃棄物の減量化の目標量について

1. 前計画の平成 17 年度目標の達成状況と平成 22 年度目標の見直し

単位:万トン

	実績		目標		
	H12 年度	H17 年度	H17 年度	H22 年度 (旧)	H22 年度 (新)
排出量	1,768	1,728	1,872	1,977	1,766
再生利用量	464	545	506	543	568
中間処理による減量	1,157	1,115	1,255	1,334	1,144
最終処分量	147	67	111	100	53

小数点以下を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

2. 平成 22 年度目標の設定の考え方

目標量の設定においては、発生抑制（排出量削減）及び再生利用による減量化について検討を行った。

発生抑制については、事業者における取組状況などを踏まえ、業種別に排出量の削減率を設定した。また、再生利用等による減量化については、事業者における取組状況や他計画における目標などを踏まえ、目標年度における再生利用率等を設定した。

(1) 発生抑制による削減

対象	排出量の削減率	排出抑制量 (万トン)
製造業	2%	6
その他の業種(上下水道を除く)	1%	8
合計	-	15

小数点以下を四捨五入しているため合計は合わない。

(2)再生利用等による削減

対 象	再生利用率等 ()内は17年度値	再生利用増加量 (万トン)
製造業	再生利用率 44% (42%)	0.5 (注1)
建設発生木材	再生利用率 95% (83%)	1 (注1)
建設混合廃棄物	再生利用率 55% (40%) 分別による排出量の削減 削減率 10%	3
建設汚泥	再生利用率 55% (47%)	1.0 (注1)
下水汚泥	流域下水道汚泥有効利用率 ^(注2) 50% (34%) など	1
上水汚泥	有効利用率 ^(注3) 51% (43%)	0.3
合 計	-	1.6

注1) 発生抑制の実施時を基準とする数量

注2) 排出時の乾燥重量を基準とする割合

注3) 排出量のうち再生利用目的の処理が施される割合

大阪府環境審議会関係

- ・ 廃棄物処理計画の改定について（諮問）
- ・ 大阪府廃棄物処理計画の審議経過
- ・ 府民等からの意見募集方法の概要とその結果
- ・ 大阪府環境審議会委員

資循第1834号
平成18年 3月27日

大阪府環境審議会
会長 南 努 様

大阪府知事 太田 房江

廃棄物処理計画の改定について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項の規定に基づき、廃棄物処理計画の改定について、貴審議会の意見を求めます。

(説 明)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5に基づき、都道府県は廃棄物の減量化や適正処理等に関する国の基本方針に即して、廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画（廃棄物処理計画）を定めることとされています。

現在の大阪府廃棄物処理計画は、貴審議会の答申を経て、平成17年度までの5年間を計画期間とし、大阪府環境総合計画やリサイクル関連諸法等との整合も図りつつ、平成14年3月に策定したものです。

この計画は、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会を形成すること」を基本理念、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、適正処理の推進、府民・事業者・市町村等と連携した取り組みの4点を基本方針とし、府内から発生する廃棄物の最終処分量を平成9年度の概ね半分にするという平成22年度目標と、その達成をみすえて設定した平成17年度の最終処分量を数値目標として掲げています。

現在の計画期間中においては、リデュース・リユース・リサイクルのいわゆる3Rの推進による循環型社会の形成推進に向けた取り組みが大きく進展しています。また、国の基本方針も昨年5月に一部が改正され、新たに一般廃棄物処理の有料化の推進などが盛り込まれたところです。

大阪府としては、このような状況も踏まえ、平成18年度において平成17年度の数値目標の達成状況を確認しつつ、平成22年度目標の確実な達成に向けて、廃棄物処理計画の改定を行うこととし、同法第5条の5第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めるものです。

大阪府廃棄物処理計画の審議経過

開 催 日	審 議 内 容
第 3 0 回環境審議会 平成 18 年 3 月 27 日(月)	廃棄物処理計画の改定について（諮問）
第 1 回廃棄物処理計画部会 平成 18 年 6 月 9 日(金)	計画の改定スケジュール 計画改定の基本的枠組みについて 廃棄物の実態及び取り組み状況について 産業廃棄物処理実態調査について
第 2 回廃棄物処理計画部会 平成 18 年 9 月 14 日(木)	廃棄物を巡る現状・課題について 次期計画の基本的考え方について
第 3 回廃棄物処理計画部会 平成 18 年 11 月 13 日(月)	産業廃棄物実態調査結果の概要と減量化の目標量について 一般廃棄物の減量化の目標量について 計画案の構成と内容の骨子について
第 3 2 回環境審議会 平成 18 年 11 月 21 日(火)	廃棄物処理計画の改定について （廃棄物処理計画部会中間報告）
第 4 回廃棄物処理計画部会 平成 18 年 12 月 18 日(月)	計画案について
第 5 回廃棄物処理計画部会 平成 19 年 2 月 13 日(火)	計画案に対する意見等の募集結果及び計画案の修正について
第 3 3 回環境審議会 平成 19 年 3 月 14 日(水)	廃棄物処理計画の改定について（答申） （廃棄物処理計画部会報告）

府民等からの意見募集方法の概要とその結果

1. 意見募集方法の概要

意見募集期間：平成19年1月4日～2月3日

周知方法：大阪府のホームページで周知

閲覧場所：大阪府府政情報センター

大阪府府民情報プラザ（府内12箇所）

大阪府環境情報プラザ

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室

意見提出方法：所定の用紙に記入し、郵送、ファクシミリ、電子メールで提出

2. 意見の件数等

意見提出件数：16件

意見提出者の内訳

- ・一般府民：10件
- ・事業者：3件
- ・各種団体：3件

3. 主な意見の概要

- ・府域の廃棄物の大部分を排出する企業・事業者の発生抑制やリサイクルの取組みを進めることが重要。
- ・再生資源業者の役割とその活用を明確に位置づけるべき。
- ・家庭ごみの有料化には反対。
- ・現在、焼却処分しているものの中の未利用資源の有効利用に努めるべき。
- ・産業廃棄物処理業者の育成のため、優良業者の格付けを行うべき。
- ・公共工事等における再生品の利用を促進すべき。
- ・情報公開や府民等への広報が重要。

意見結果の概要及びそれに対する大阪府環境審議会の見解等については、
大阪府のホームページに登載しています。

<http://www.pref.osaka.jp/waste/keikaku/iken/kekkaH18.html>

大阪府環境審議会委員

平成19年3月14日 現在

(五十音順・敬称略)

1. 学識経験のある者(28名)

- | | | |
|-----|-----|-------------------------|
| 朝 日 | 稔 | (兵庫医科大学名誉教授) |
| 池 田 | 敏 雄 | (関西大学教授) |
| 池 田 | 知 隆 | (毎日新聞社論説委員) |
| 池 田 | 有 光 | (大阪府立大学名誉教授) |
| 石 井 | 実 | (大阪府立大学大学院教授) |
| 内 山 | 巖 雄 | (京都大学大学院教授) |
| 川 本 | 信 義 | (大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長) |
| 熊 井 | 久 雄 | (大阪市立大学名誉教授) |
| 桑 野 | 園 子 | (大阪大学大学院教授) |
| 阪 | 智 香 | (関西学院大学助教授) |
| 酒 井 | 英 雄 | (社団法人大阪府医師会副会長) |
| 笹 川 | 悦 子 | (JA大阪女性協議会副会長) |
| 高 橋 | 叡 子 | (大阪国際文化協会理事長) |
| 辻 本 | 智 子 | (株式会社本智子環境デザイン研究所代表取締役) |
| 津留崎 | 直 美 | (大阪弁護士会所属弁護士) |
| 西 山 | 淳 子 | (大阪府立大学教授) |
| 花 嶋 | 温 子 | (大阪産業大学講師) |
| 古 川 | 光 和 | (大阪府森林組合名誉組合長) |
| 槇 村 | 久 子 | (京都女子大学教授) |
| 増 田 | 昇 | (大阪府立大学大学院教授) |
| 益 田 | 晴 恵 | (大阪市立大学大学院助教授) |
| 又 野 | 淳 子 | (財団法人日本野鳥の会大阪支部会員) |
| 松 本 | 道 弘 | (大阪商工会議所常務理事・事務局長) |
| 水 野 | 稔 | (大阪大学大学院教授) |
| 南 | 努 | (大阪府立大学学長) |
| 村 岡 | 浩 爾 | (大阪産業大学客員教授) |
| 山 口 | 百合子 | (大阪交通労働組合特別執行委員) |
| 吉 川 | 萬里子 | (消費生活専門相談員) |

2. 府議会議員(6名)

徳 永 春 好 (自由民主党)
浦 野 靖 人 (自由民主党)
品 川 公 男 (民主党・無所属ネット)
野 田 昌 洋 (公明党)
岸 上 しずき (日本共産党)
坂 本 充 (府民ネットおおさか)

3. 市町村長(4名)

關 淳 一 (大阪市長)
木 原 敬 介 (堺市長)
阪 口 伸 六 (高石市長)
中 和 博 (能勢町長)

< 臨時委員 >

4. 関係地方行政機関の長(6名)

進 藤 眞 理 (近畿農政局長)
久 貝 卓 (近畿経済産業局長)
布 村 明 彦 (近畿地方整備局長)
島 崎 有 平 (近畿運輸局長)
内 波 謙 一 (第五管区海上保安本部長)
出 江 俊 夫 (近畿地方環境事務所長)

大阪府環境審議会廃棄物処理計画部会

平成19年3月14日 現在

(五十音順・敬称略)

阿 部 功 (大阪薬科大学助教授)
池 田 敏 雄 (関西大学教授)
植 田 和 弘 (京都大学大学院教授)
貫 上 佳 則 (大阪市立大学大学院教授)
阪 智 香 (関西学院大学助教授)
花 嶋 温 子 (大阪産業大学講師)
吉 川 萬里子 (消費生活専門相談員)
吉 田 弘 之 (大阪府立大学大学院教授)